

関東信越厚生局の事業年報

(平成22年度)

厚生労働省 関東信越厚生局

はじめに

平成22年度においては、年度末も近くなった3月11日に東北地方太平洋沖地震とそれにともなう津波による大震災が発生しました。まずは、この大震災により被災された方々や、東京電力福島第一原子力発電所事故により長期避難生活を余儀なくされている方々にお見舞い申し上げるとともに、不幸にも命をおとされた方々には心からご冥福をお祈りいたします。

また、厚生行政に関連して、大震災からの復旧、復興に多大なるご尽力をいただいている自治体をはじめ関係機関の役職員の方々に対しまして、この紙面をお借りしまして深く敬意を表します。

さて、我が国は、人類史上かつてないスピードで少子高齢社会に突入しており、厚生行政に求められるニーズも多様化、複雑化、高度化しています。

このような中、関東信越厚生局は、関東・甲信越地区1都9県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）を管轄区域として、国民の皆さまのより身近なところで、国民生活の安全と安心を担う厚生行政の政策実施機関として、医療、医薬品・医療機器、食品衛生、健康危機管理、年金、福祉介護、人材養成、麻薬取締などの業務を担っております。

関東信越厚生局は、今後とも関東信越地域における厚生行政の拠点として、国民の皆様の行政サービスに対するニーズの高度化、多様化に応え、行政サービスの質の更なる向上を目指し、時代の変化に即応した社会保障政策を実施するとともに、将来にわたり国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを支えていきたいと考えておりますので、関係各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本書は、平成22年度に関東信越厚生局が実施しました業務の実績などについてまとめたものですが、業務内容の説明などをできるだけ国民の皆様にも分かりやすく取りまとめております。

本書が、国民の皆様や、自治体をはじめ多くの関係団体の皆様方に、関東信越厚生局の業務や厚生行政について、一層のご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

平成23年7月

厚生労働省関東信越厚生局長
石塚 正敏

目 次

第Ⅰ章 関東信越厚生局の組織概要・基本理念・組織目標等

1 関東信越厚生局の概要

- (1) 国民に身近な社会保障政策の実施機関・・・・・・・・・・1
- (2) 基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ・・・・・・・・2
- (3) 業務計画に基づくPDCAサイクルの推進・業務改善推進計画の推進・3
- (4) 組織体制・・・・・・・・・・5

2 22年度 関東信越厚生局の組織目標・・・・・・・・・・7

第Ⅱ章 業務概況（計画と実績）

総務課

- 1. 情報公開・個人情報保護等の推進・・・・・・・・・・9
- 2. 国家試験の実施・・・・・・・・・・10
- 3. 国民の皆様からのご意見・ご要望・ご質問について・・・・・・・・11

総務課国有財産管理室

- 1. 年金特別会計にかかる国有財産の管理及び処分について・・・・・・・・12

企画調整課

- 1. 局の総合的な企画及び立案に関する業務について・・・・・・・・14
- 2. 関東信越地方社会保険医療協議会の運営について・・・・・・・・14
- 3. 医療安全に関する取組について・・・・・・・・・・17
- 4. 関東信越厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の
取りまとめと報告について・・・・・・・・・・19
- 5. 首都圏広域地方計画について・・・・・・・・・・20

年金指導課

- 1. 日本年金機構が行う事務に関する認可について・・・・・・・・21

年金調整課

- 1. 社会保険労務士法に関する業務について・・・・・・・・22
- 2. 年金委員委嘱等について・・・・・・・・・・23
- 3. 学生納付特例事務法人について・・・・・・・・・・24
- 4. 保険料納付確認団体について・・・・・・・・・・25
- 5. 国民年金等事務取扱交付金の交付関係事務について・・・・・・・・25
- 6. 日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金の
交付関係事務について・・・・・・・・・・29

健康福祉課

1. 中小企業等協同組合の設立認可等について 30
2. 指定医療機関等の指定等について 30
3. 特定感染症指定医療機関に係る監督について 32
4. クリーニング師試験の実施に係る指定試験機関の
指定等について 33
5. 生活衛生同業組合に係る振興計画の認定等について 33
6. 三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体等及び
四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督について 34
7. 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に係る
処理業務について 34
8. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに
主任児童委員の指名について 35
9. 精神保健指定医の申請等について 36
10. 特別弔慰金国庫債券及び特別給付金国庫債券の特別買上償還の
証明について 37
11. 消費生活協同組合の認可等及び監督について 37
12. 地域における公的介護施設等の整備計画の認定等について . . . 38
13. 施設整備に係る補助金等について 39
14. 義務的経費に係る補助金等について 42
15. 財産処分について 44
16. 児童扶養手当支給事務指導監査について 45
17. 保護施設に対する指導監査について 46
18. 消費生活協同組合に対する検査について 48

指導養成課

1. 各種養成施設等の指定及び監督について 50
2. 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に関する
業務について 54
3. 各種講習会に関する業務について
 - 3-1 食品衛生管理者資格認定講習会の登録について 54
 - 3-2 食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録について 55
 - 3-3 介護技術講習等に係る実施報告及び変更届出の受理について . 56
 - 3-4 社会福祉主事資格認定講習会の指定及び監督について . . . 57
 - 3-5 児童福祉司資格認定講習会の指定及び監督について 57
 - 3-6 社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者
講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会

	の実施届出及び変更届出の受理について	58
3-7	関東信越地区保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野） の実施について	58
医事課		
1.	健康危機管理について	60
2.	医療安全に関する取り組みの普及及び啓発について	60
3.	医師の臨床研修について	61
4.	歯科医師の臨床研修について	63
5.	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の 医療について	65
6.	医師確保及び地域医療の確保・推進について	66
7.	行政処分を受けた医師・歯科医師の再教育について	66
8.	薬事監視業務	
8-1	医薬品製造業等の許可業務について	67
8-2	毒物劇物製造業等の登録等事務について	68
8-3	輸入監視業務（薬監証明発給業務）について	69
8-4	立入検査等業務	70
8-5	医薬品等輸入届書の確認業務について	70
食品衛生課		
1.	総合衛生管理製造過程の承認について	71
2.	食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督並びに 食品衛生検査施設に対する技術的助言について	72
3.	食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションについて	73
4.	健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の 禁止について	74
5.	食肉輸出施設に対する認定について	74
6.	対EU、対米国輸出水産食品認定施設に対する認定に係る 指導、確認及び査察について	75
7.	食中毒に係る調整事務について	76
保険課		
	医療保険制度の概要	78
	保険課の業務内容	78
1.	健康保険組合について	79
2.	協会けんぽ支部について	80
年金課		
1.	厚生年金基金について	82

2.	確定拠出年金について	84
3.	確定給付企業年金について	84
4.	国民年金基金について	86
管理課		
1.	医療法人の定款変更の認可等について	88
2.	医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の 非課税措置に係る証明について	89
3.	病院用建て替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度の 証明について	89
4.	特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の 証明について	90
5.	事業報告書等の閲覧について	90
6.	社会保険診療報酬支払基金支部の監督について	91
7.	国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の 技術的助言・指導監督について	92
8.	後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について	93
医療課		
1.	特定機能病院に対する立入検査業務について	95
2.	国の開設する病院等の開設承認について	96
3.	保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師に対する 指導監査について	97
指導監査課		
1.	保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師に対する 指導監査について	99
2.	保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について	100
3.	関東信越地方社会保険医療協議会埼玉部会の運営について	102
福祉指導課		
1.	社会福祉法人の認可等及び監督	103
2.	社会福祉法人指導監査等業務	
2-1	社会福祉法人に対する指導監査について	103
2-2	都県市が行う社会福祉法人指導監査等に対する 技術的助言について	104
3.	介護保険者・介護サービス事業者等指導業務	
3-1	介護保険者に対する指導について	105
3-2	介護サービス事業者等に対する指導について	105
3-3	介護サービス事業者に係る業務管理体制の	

監督について	106
4. 障害者自立支援業務実地指導について	107
特別指導第一課、第二課	
1. 制度の概要	110
2. 業務内容	110
3. 計画と実績	110
麻薬取締部	
1. 麻薬等の取締業務について	111
2. 麻薬等事犯の取締りについて	111
3. 麻薬取扱者等に対する指導・監督について	111
4. 麻薬等中毒者対策について	112
5. 薬物乱用防止普及啓発活動について	112
社会保険審査官	
1. 制度の概要	114
2. 業務内容（審査請求の事件）	114
3. 実績	115
第Ⅲ章 東日本大震災及び不正事案への対応	
1 東日本大震災への対応（地震発生直後～6月現在）	119
2 不正事案への対応状況	122
第Ⅳ章 指導監査等の実績・主な指摘事項等	127
第Ⅴ章 資料・データ集	
1 主な所掌業務（課別）	149
2 所在地・連絡先一覧	155
3 所掌事務にかかる参考資料・データ集（課別）	
総務課関係	
1. 国家試験 受験者数・合格率	158
2. 関東信越厚生局に所属替された国有財産一覧	159
3. 国有財産入札結果	160
企画調整課関係	
1. 関東信越地方社会保険医療協議会部会ごとの 保険医療機関及び保険薬局の審議状況	161
年金指導課関係	
1. 平成22年度認可件数（実績）	162
年金調整課関係	
1. 年金委員委嘱人数（年金事務所別）	163

2. 学生納付特例事務法人指定校一覧表	164
3. 学生納付特例事務取扱教育施設一覧表	164
4. 学生納付特例事務法人指定解除校一覧表	164
指導養成課関係	
1. 都県別養成施設(所)学校数	165
2. 平成22年度に指定した養成施設(所)一覧	166
3. 平成22年度に廃止した養成施設(所)一覧	168
医事課関係	
1. 平成22年度医療安全に関するワークショップ プログラム	170
2. 平成22年度薬事監視業務実績	171
保険課関係	
1. 健康保険組合の状況	172
年金課関係	
1. 厚生年金基金の状況	173
2. 代行返上の状況	173
3. 確定拠出年金の状況	174
4. 確定給付企業年金の状況	174
医療課関係	
1. 特定機能病院一覧	175
2. 国の開設する病院一覧	176
3. 国の開設する診療所一覧	179
4. 保険医療機関等の指導状況	184
5. 指定訪問看護事業者の指導状況	185
6. 保険医療機関等の指定状況	185
7. 指定訪問看護事業者の指定状況	185
8. 保険医等の登録状況	186
福祉指導課関係	
1. 関東信越厚生局所管社会福祉法人一覧	187
麻薬取締部関係	
1. 麻薬・覚せい剤事犯の推移(全国)	
(1) 法令別検挙人員	190
(2) 主な薬物の押収量	190
(3) 覚せい剤事犯における未成年検挙者の推移	190
(4) 大麻事犯における未成年検挙者等の推移	191
2. 麻薬・覚せい剤事犯の推移(関東信越厚生局麻薬取締部)	

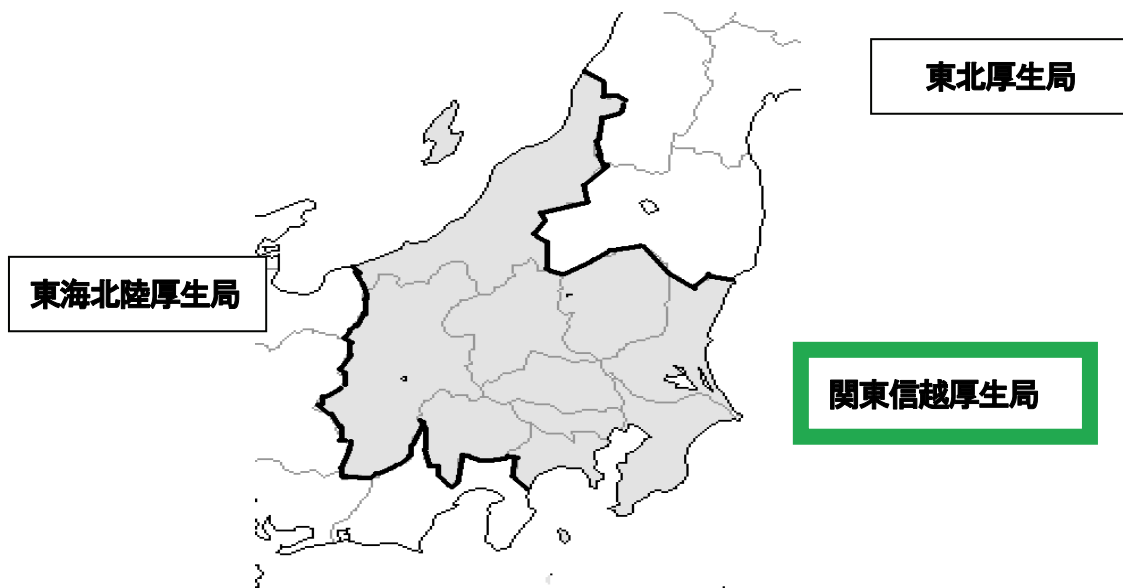
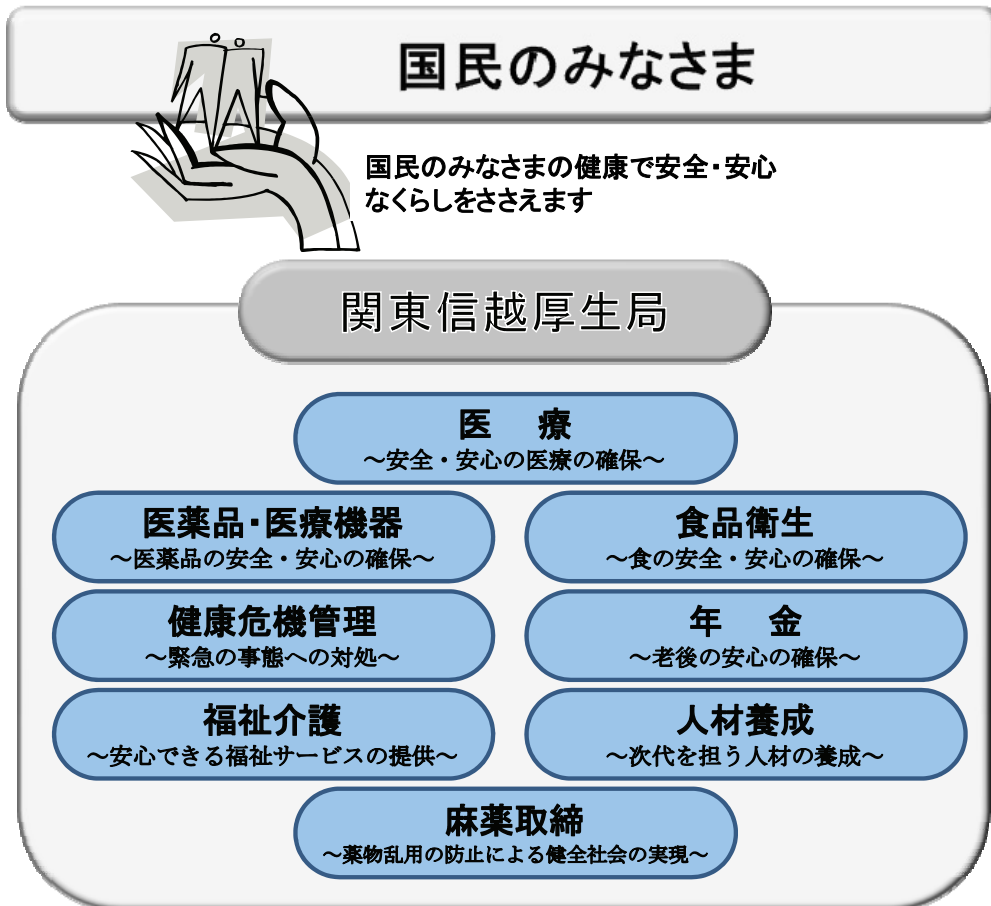
(1) 法令別検挙人員	192
(2) 主な薬物の押収量	192
社会保険審査官関係	
1. 審査請求取扱状況	193
2. 審査請求決定状況	194

第 I 章 関東信越厚生局の組織概要

・ 基本理念・組織目標等

1 関東信越厚生局の概要

(1) 国民に身近な社会保障政策の実施機関



(2) 基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ

【 基本理念 】

私たち関東信越厚生局は、
地域社会の身近な行政機関として、
厚生労働省と地域社会の架け橋の役割をはたしつつ、
時代の変化に即応した社会保障政策をおこない、
将来にわたり国民のみなさまの健康で安全・安心な暮らしをささえます。

【 職員行動規範 】

私たち関東信越厚生局職員は、厚生労働省の「行動指針」をふまえて、
厚生労働省と地域社会との架け橋の役割をはたすため、

- 地域社会のみなさまの声に十分に耳をかたむけます。
- 行政サービスの点検や見直しをおこない、その向上につとめます。
- 行政情報を積極的に発信してまいります。

また、地域社会をささえるために、厚生行政の担い手として、

- 公正・中立な立場で職務を遂行いたします。
- 法令を遵守し、責任のある行動をいたします。
- 自己研鑽にはげみ、自らの向上心を高めます。

【 キャッチフレーズ 】

ひと、暮らし、みらいのために （厚生労働省のキャッチフレーズと同じ）

関東信越厚生局では、平成21年9月に「関東信越厚生局ビジョン策定委員会」を設置し、若手職員を中心としたチームでの議論、全職員へのアンケートや意見募集を行い、平成22年1月26日に「基本理念」「職員行動規範」「キャッチフレーズ」を策定しました。

(3) 業務計画に基づく PDCA サイクルの推進・業務改善推進計画の推進

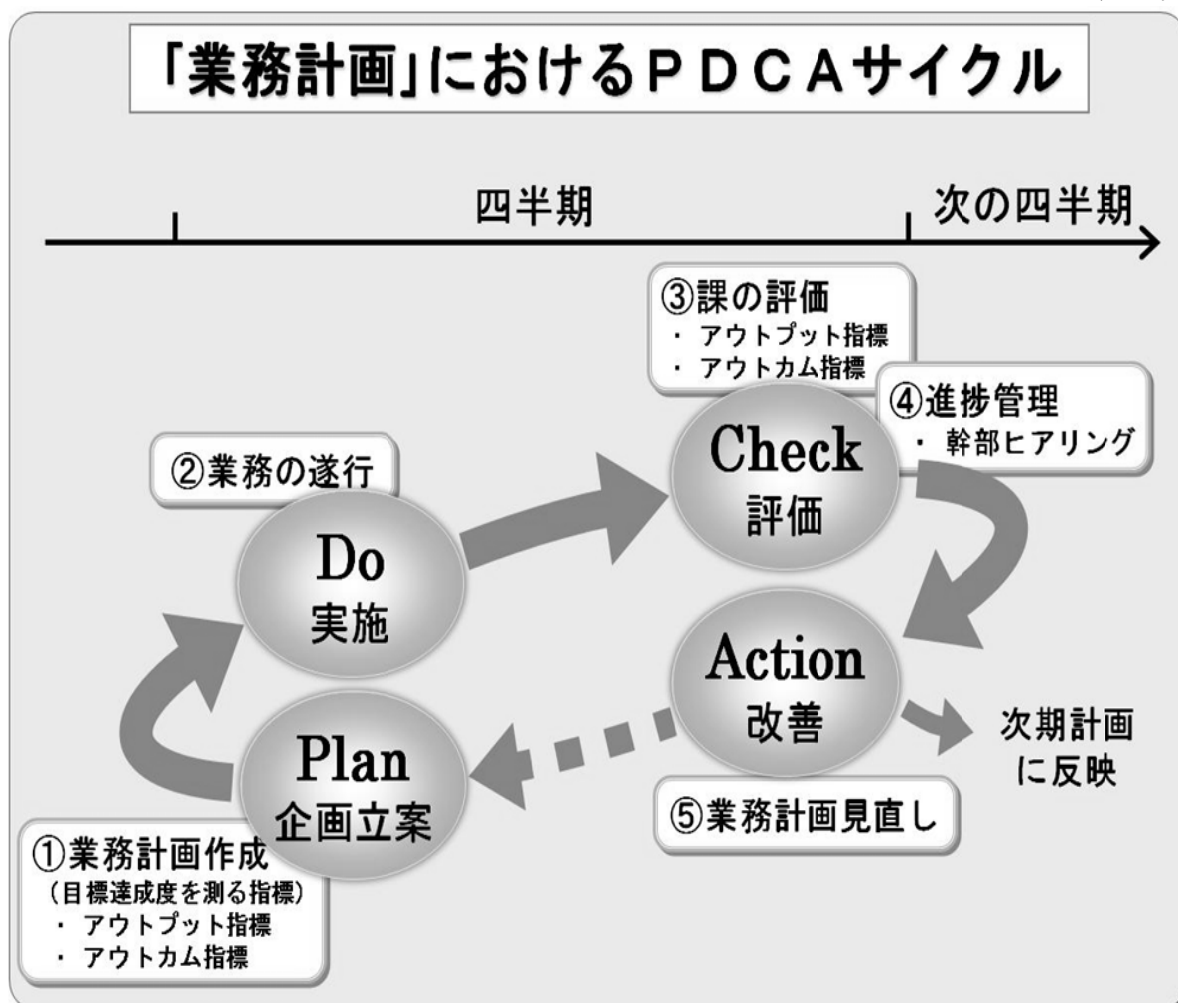
① 関東信越厚生局では、それまでの ア、局全体の業務進捗管理がなされていない、イ、行政サービス向上の意識が不十分であるといった課題に対応するため、平成 21 年度より、業務計画の策定による業務の目標・進捗管理手法の導入を図ってきました。

22 年度の業務計画については、ア、策定作業と、認識の共有化、イ、「基本理念」に沿った取り組みの実践への反映、ウ、「業務改善推進計画」の実体化、エ、PDCA サイクルによる自主的な業務遂行の徹底、とする策定方針により実施された。

② PDCA サイクルの推進

PDCA サイクルによる自主的な業務遂行の徹底を図るため、業務計画に自己点検欄を設けました。22 年度は自己点検欄への記入は任意でしたが、6 割強の業務について実施されていることから、業務計画における PDCA サイクルが浸透しつつあるものと見受けられました。また、業務計画の自己点検における「アウトカム指標」の試行的な導入が 11 月 24 日幹部会議で了解されました。

(参考)

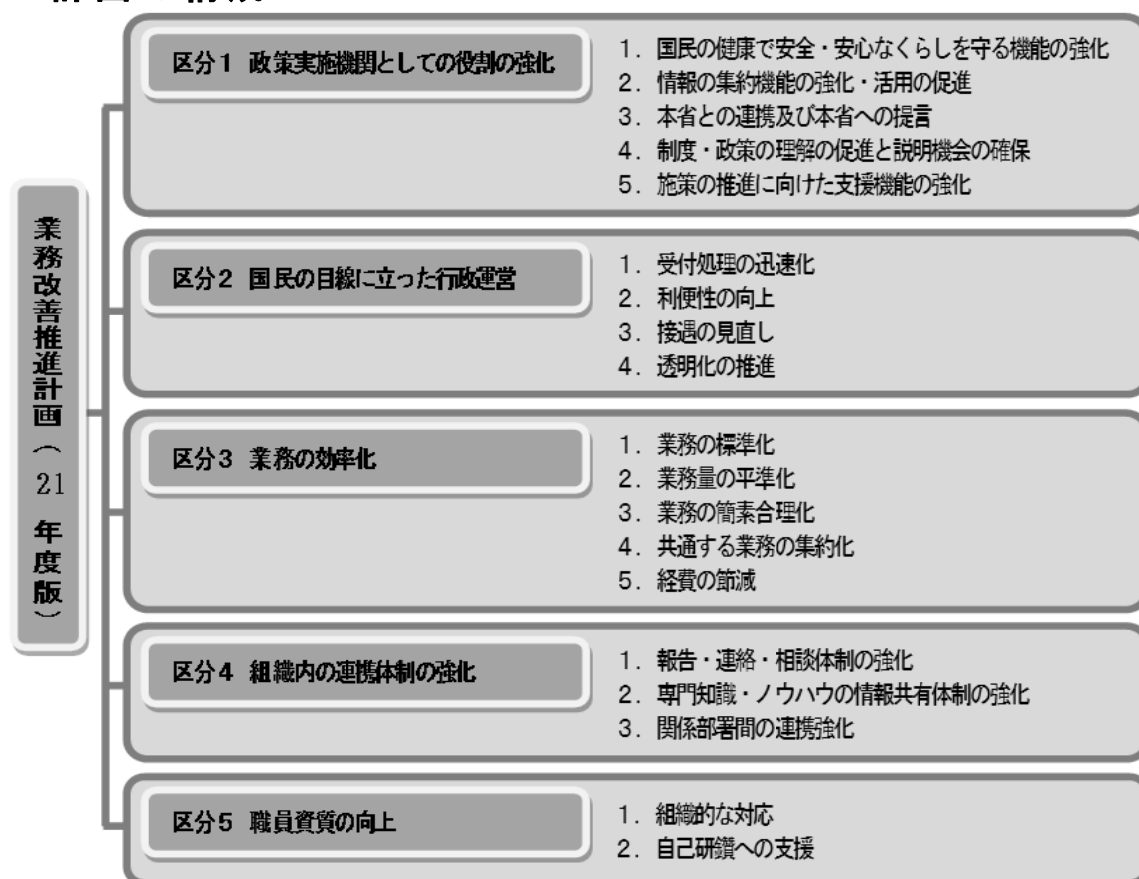


業務改善推進計画（平成21年度版）の概要

1 業務改善推進計画について

関東信越厚生局では、国民の行政サービスに対するニーズの高度化・多様化に的確に応え、行政サービスの質の更なる向上を目指していくため、平成21年9月に「関東信越厚生局ビジョン策定委員会」を設置し、「基本理念・職員行動規範・キャッチフレーズ」を策定（平成22年1月26日）するとともに、業務の効率化や職場環境の改善など、業務の改善に資するため「業務改善推進計画」を策定（平成22年2月22日）しました。この「業務改善推進計画」の策定にあたっては、委員会の下に若手職員を中心とした業務改善推進計画策定チームを設置し議論を重ねるとともに、局内各課・各職員からも幅広く意見を聴きながら、局を挙げて検討を重ねてきました。

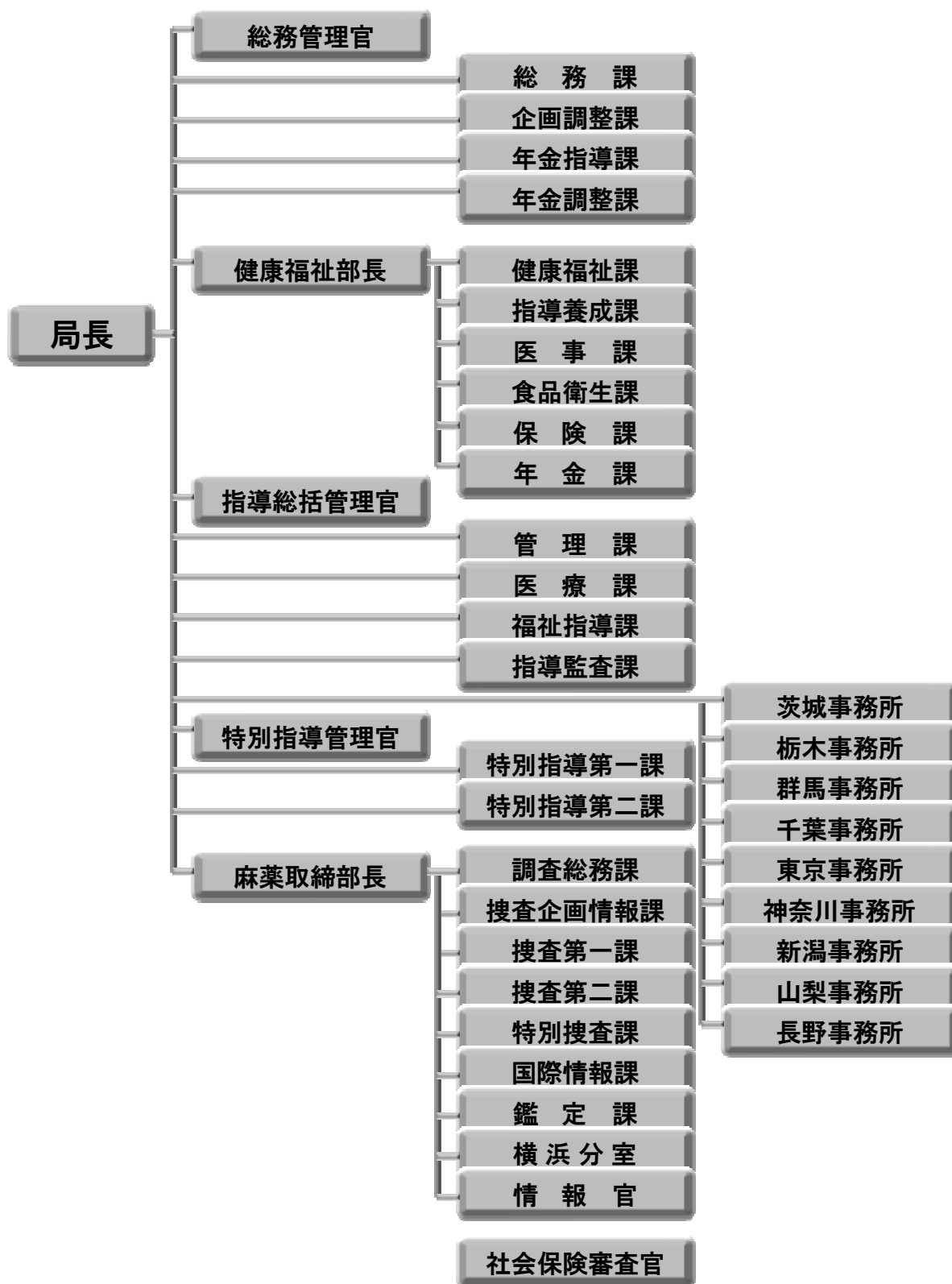
2 計画の構成



3 具体的な改善提案

各課からの改善提案事項数	230項目
うち局内全課で取り組む事項	24項目

(4) 組織体制



組織の沿革

【平成13年1月～】

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に、厚生省と労働省が統合して、厚生労働省が設置されました。併せて地方支分部局についても、ブロック単位で統合化することにより、国の行政組織の減量効率化を図ることを目的に、従来から設置されていた地方医務局（7局1支局）と地区麻薬取締官事務所（8事務所1支所）を統合して、地方厚生局が設置されました。

【平成15年4月～】

平成15年4月1日には、病院管理部が廃止されるとともに、新たに健康福祉部が設置され、健康福祉部と麻薬取締部の2部体制となりました。平成16年4月1日には、国立病院等に関する事務が独立行政法人国立病院機構に引き継がれました。

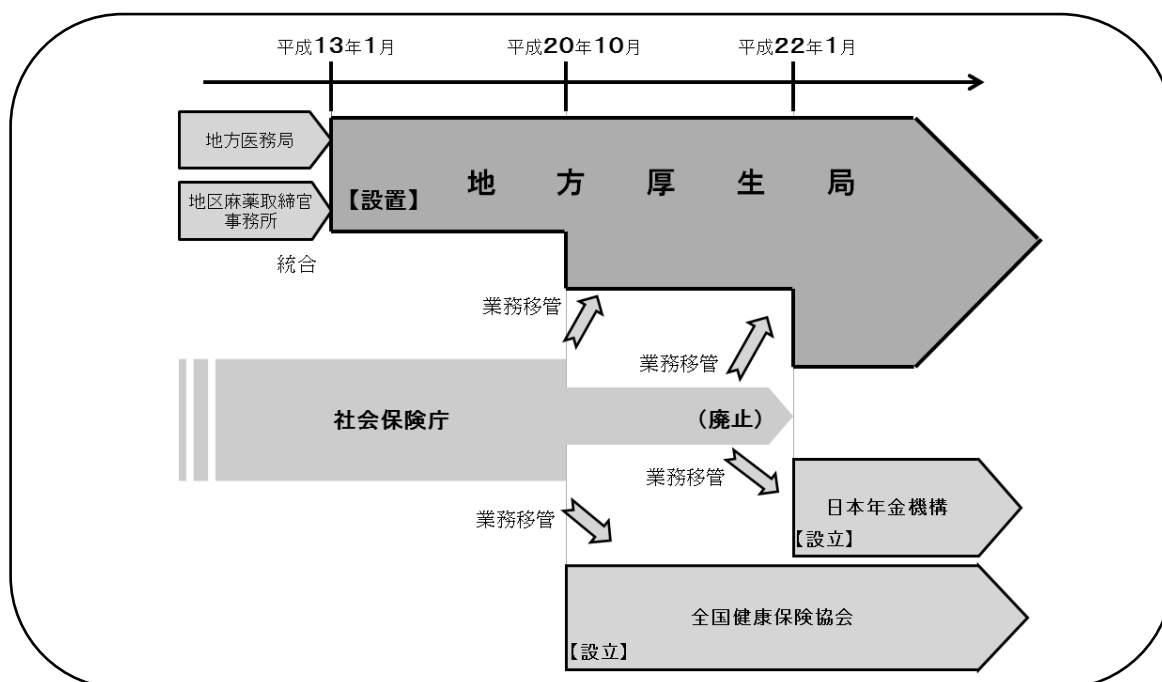
【平成20年10月～】

平成20年10月1日には、社会保険庁改革に伴い、それまで地方社会保険事務局（47事務局）において実施されてきた保険医療機関・保険薬局等に対する指導監査等の事務が地方厚生局に移管されました。

【平成22年1月～】

平成22年1月1日には、社会保険庁の廃止に伴い、それまで地方社会保険事務局（47事務局）において実施されてきた年金関係業務（社会保険審査官を含む）の一部が地方厚生局に移管されました。

※関東信越厚生局の管轄区域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の1都9県となっています。



2 22年度関東信越厚生局の組織目標

関東信越厚生局の組織目標 (平成22年5月17日 決定)

関東信越厚生局のミッション：

局内の全ての職員が、厚生労働省の目標及び局の基本理念等を共有するとともに、国民に身近な行政機関であるという特質を踏まえ、地域社会との架け橋の役割を果たしつつ、時代の変化に即応した社会保障政策を行い、将来にわたり国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを支えます。

【今期（平成22年4月～9月の半期）の組織目標】

	内 容	推進する上での課題	備 考				
1	期限（6月・9月） 数値目標（業務計画に定める目標 ^(注) ） 【業務計画による着実な業務の遂行】 ・ 地域社会を支える厚生行政の担い手として、法令を遵守し、公正・中立な立場で、所掌業務を迅速かつ適確に遂行するとともに、21年度から導入した業務計画の遂行にあたり、PDCAサイクルの徹底と進捗状況の「見える化」をさらに進め、必要な検証と改善を行い、適正かつ計画的な業務運営を図る。 (注)業務計画に定める目標の具体例（4月～9月の半期の計画） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>健康保険組合の指導監査</td> <td>119件</td> </tr> <tr> <td>食品衛生法上の登録検査機関への立入調査</td> <td>19回</td> </tr> </table>	健康保険組合の指導監査	119件	食品衛生法上の登録検査機関への立入調査	19回	・ 全ての職員への周知と共有	
健康保険組合の指導監査	119件						
食品衛生法上の登録検査機関への立入調査	19回						
2	期限（9月） 数値目標（－） 【現場からの情報収集・実態把握】 ・ 指導監督等で法人・施設等を訪問する際や事業者等の集まる意見交換会などあらゆる機会を捉え、実態把握に努める。 ・ 「国民の皆様の声」募集の更なる周知等による広聴機能の強化を図る。 ・ 収集又は把握した情報に対しては、その内容に応じ局内で改善策の検討または本省への伝達を行う。						
3	期限（毎月・9月） 数値目標（－） 【情報の発信】 ・ 生活者の視点で利用しやすいホームページの作成等、情報発信の充実を図る。また、業務計画と実績について、国民に分かりやすい資料を作成し公表する。 ・ 指導監督での指摘内容を公表するとともに、指導監督対象以外の法人・施設に周知するなどして同種の誤りの発生防止に努める。	・ ホームページ改善の企画					
4	期限（9月末までに） 数値目標（－） 【コスト意識の醸成とムダ排除】 ・ コスト意識の醸成とムダの排除を進める。 業務改善推進計画による改善を着実に進めるとともに、検証と更なる改善提案に取り組む。						
5	期限（毎月・9月） 数値目標（－） 【組織再編に伴う業務運営の安定】 ・ 新たに移管された年金業務等の安定と強化を図る。 特に日本年金機構や地方自治体等、関係機関との連携体制の確立を図り、業務運営の安定化に重点的に取り組む。 ・ 各都県事務所間の標準化を進めるとともに、指導医療官の欠員補充等への取り組みによる体制の整備並びに研修等の実施による職員の専門性の向上に努める。						

【人材育成等及び7つの能力向上のための取り組み】

	内 容	備 考
人材育成・組織活性化	・ 7つの能力向上を意識した研修を実施する。 ・ 法令遵守のための研修を実施する。 ・ 現場の業務を一定期間体験する仕組みを検討する。	
実態把握能力	・ 現場視察や意見交換等を積極的に実施し、必要な情報を本省に伝達する。 ・ 現場の業務を一定期間体験する仕組みを検討する。（再掲）	
コスト意識・ムダ排除能力	・ 業務改善推進計画による改善を着実に進める。 ・ 局内の職員に対し、定期的に意識啓発を行う。 ・ 業務改善の検証と更なる改善提案に取り組む。	
コミュニケーション能力	・ 有識者による研修等により、能力アップを図る。 ・ 課内会議を活発・積極的に行うことで、コミュニケーション能力を高める。	
情報公開能力	・ 国民に分かりやすく、利用しやすいホームページへの改善を進める。 ・ 必要な情報を遅滞なく発信（ホームページへの掲載等）する。	
制度・業務改善力 (77タサービス)	・ 「国民の皆様の声」の分析うえ、業務改善が必要なものは確実に取り組む。 ・ 業務の評価システムの検討を進める。	
政策マーケティング・検証能力	・ 政策マーケティング・検証能力の向上を図るため、幹部研修等に積極的に参加する。	
新政策立案能力	・ 政策立案能力の向上を図るため、幹部研修等に積極的に参加する。	

関東信越厚生局の組織目標

(平成22年9月3日 決定)

関東信越厚生局のミッション：

局内の全ての職員が、厚生労働省の目標及び局の基本理念等を共有するとともに、国民に身近な行政機関であるという特質を踏まえ、地域社会との架け橋の役割を果たしつつ、時代の変化に即応した社会保障政策を行い、将来にわたり国民の皆様の健康で安全・安心な暮らしを支えます。

【今期（平成22年10月～平成23年3月の半期）の組織目標】

	内 容	推進する上での課題	備 考				
1	<p>期限（12月・3月） 数値目標（業務計画に定める目標^(注)）</p> <p>【業務計画による着実な業務の遂行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域社会を支える厚生行政の担い手として、法令を遵守し、公正・中立な立場で、所掌業務を迅速かつ適確に遂行するとともに、21年度から導入した業務計画の遂行にあたり、PDCAサイクルの徹底と進捗状況にかかる情報の共有化を引き続き進め、必要な検証と改善を行い、適正かつ計画的な業務運営を図る。 <p>(注)業務計画に定める目標の具体例（10月～3月の半期の計画）</p> <table border="1"> <tr> <td>健康保険組合の指導監査</td> <td>55 件</td> </tr> <tr> <td>食品衛生法上の登録検査機関への立入調査</td> <td>16 回</td> </tr> </table>	健康保険組合の指導監査	55 件	食品衛生法上の登録検査機関への立入調査	16 回	<ul style="list-style-type: none"> 全ての職員への周知と共有 	
健康保険組合の指導監査	55 件						
食品衛生法上の登録検査機関への立入調査	16 回						
2	<p>期限（3月） 数値目標（－）</p> <p>【現場からの情報収集・実態把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導監督等で法人・施設等を訪問する際や事業者等の集まる意見交換会などあらゆる機会を捉え、実態把握に努める。 「国民の皆様の声」募集の更なる周知等による広聴機能の強化を図る。 収集又は把握した情報に対しては、その内容に応じ局内で改善策の検討または本省への伝達を行う。 						
3	<p>期限（毎月・3月） 数値目標（－）</p> <p>【情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活者の視点で利用しやすいホームページの作成等、情報発信の充実を図る。 指導監督での指摘内容を公表するとともに、指導監督対象以外の法人・施設に周知するなどして同種の誤りの発生防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ改善の企画 					
4	<p>期限（3月末までに） 数値目標（－）</p> <p>【コスト意識の醸成とムダ排除】</p> <ul style="list-style-type: none"> コスト意識の醸成とムダの排除を進める。 業務改善推進計画による改善を着実に進めるとともに、検証と更なる改善提案に取り組む。 						
5	<p>期限（毎月・3月） 数値目標（－）</p> <p>【組織再編に伴う業務運営の安定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに移管された年金業務等の安定と強化を図る。 特に日本年金機構や地方自治体等、関係機関との連携体制の確立を図り、業務運営の安定化に重点的に取り組む。 各都県事務所間の標準化を進めるとともに、指導医療官の欠員補充等への取り組みによる体制の整備並びに研修等の実施による職員の専門性の向上に努める。 						

【人材育成等及び7つの能力向上のための取り組み】

	内 容	備 考
人材育成・組織活性化	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成・組織活性化に資する研修を実施する。 現場の業務を一定期間体験する仕組みを検討する。 	
実態把握能力	<ul style="list-style-type: none"> 現場視察や意見交換等を積極的に実施し、必要な情報を本省に伝達する。 現場の業務を一定期間体験する仕組みを検討する。（再掲） 	
コスト意識・ムダ排除能力	<ul style="list-style-type: none"> 業務改善推進計画による改善を着実に進める。 局内の職員に対し、定期的に意識啓発を行う。 業務改善の検証と更なる改善提案に取り組む。 	
コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> 文書の発出にあたっては、発出先の相手方が十分理解できるような文書とするよう努めるとともに、ホームページの掲載にあたっては、誰にでも分かりやすい表現となるよう努める。 課内会議を活発・積極的に行うことで、コミュニケーション能力を高める。 	
情報公開能力	<ul style="list-style-type: none"> 国民に分かりやすく、利用しやすいホームページへの改善を進める。 必要な情報を遅滞なく発信（ホームページへの掲載等）する。 	
制度・業務改善力（77タサービス）	<ul style="list-style-type: none"> 「国民の皆様の声」の分析うえ、業務改善が必要なものは確実に取り組む。 業務の評価システムの検討を進める。 	
政策マーケティング・検証能力	<ul style="list-style-type: none"> 政策マーケティング・検証能力の向上を図るため、幹部研修等に積極的に参加する。 	
新政策立案能力	<ul style="list-style-type: none"> 政策立案能力の向上を図るため、幹部研修等に積極的に参加する。 	

第Ⅱ章 業務概況（計画と実績）

総務課

1. 情報公開・個人情報保護等の推進

(1) 情報公開について

① 制度の概要

政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることができる権利を定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）」に基づき、関東信越厚生局においても、保有する行政文書について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された6つの類型（※1）に該当するもの以外の情報を開示することとしています。

※1 不開示情報として規定された6つの類型

- ① 個人に関する情報
- ② 法人等に関する情報
- ③ 国の安全等に関する情報
- ④ 公共の安全等に関する情報
- ⑤ 審議、検討等に関する情報
- ⑥ 行政事務・事業に関する情報

② 実績

(単位：件)

	開示請求 件数	開 示 結 果		
		開示(部分開示含)	不開示	取り下げ
22年度	1,305	1,284	4	12
21年度	1,206	1,180	15	5
20年度	655	631	13	1
19年度	13	10	1	0
18年度	14	16	1	0

(2) 個人情報保護への対応について

① 制度の概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、関東信越厚生局においても、保有する個人情報について開示請求があった場合は、不開示情報として規定された7つの類型（※1）に該当するもの以外の情報を開示しています。

※1 不開示情報として規定された7つの類型

- ① 生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報
- ③ 法人等に関する情報
- ④ 国の安全等に関する情報
- ⑤ 公共の安全等に関する情報
- ⑥ 審議、検討等に関する情報
- ⑦ 行政事務・事業に関する情報

② 実績

(単位：件)

平成22年度	6
平成21年度	5

(3) 公益通報者の保護について

① 制度の概要

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とした「公益通報者保護法」に基づき、関東信越厚生局では、公益通報窓口を設置し、内部職員及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っています。

② 実績

平成22年度 該当なし

2. 国家試験の実施

(1) 制度の概要

各種国家資格等に関する業務については、資格者の実施する行為が国民の生命身体に直接影響を与えるものであり、全国一律の能力を担保する必要から、国（厚生局）において実施しています。

(2) 実績

平成22年度において、12職種（※）の国家試験を実施しました。

国家試験は各法律、施行令、施行規則等に基づき実施されます。

総務課において、

- ① 受験願書等受付（受付処理、受験願書等の内容審査、受験番号の設定、受験票の交付）
- ② 試験の実施（試験会場の確保、試験会場の整備、試験当日の運営）
- ③ 受験資格の確認（卒業証明書、実習終了証明書等）
- ④ 合格発表の業務を担当しています。

受験地（会場）は、医師・歯科医師は東京都・新潟県において、その他の試験は東京都において大学の教室を借用し実施しています。

（※国家試験受験者数の推移・職種別合格率の推移は、第V章資料・データ集の総務課を参照）

※ 12職種

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、薬剤師、管理栄養士

3. 国民の皆様からのご意見・ご要望・ご質問について

国民の皆様から頂いた「ご意見・ご要望・ご質問」につきましては、今後の厚生労働行政の参考とさせていただくため、下記のホームページアドレスで募集しています。（原則として回答はいたしません）

「国民の皆様からのご意見・ご要望・ご質問については、以下のページに掲載していますので、ご覧下さい。（関信厚生局ホームページ内）」

(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/goiken/index.html>)

総務課国有財産管理室

1. 年金特別会計にかかる国有財産の管理及び処分について

(1) 制度の概要

平成22年1月1日の社会保険庁廃止に伴い、これまで旧社会保険庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構へ出資しなかった国有財産については、同日付をもって、当該財産の所在地を管轄する地方厚生局に所属替されたところです。

この国有財産の取扱いについては、年金事業に供する行政財産としての用途を廃止することで普通財産とし、国有財産法第8条及び国有財産法施行令第4条に基づき、特別会計にかかる普通財産については、当該財産を所管する各省各庁の長が、これを管理し、又は処分することとされております。

このため、関東信越厚生局では、平成22年2月5日付局長伺い定めにより国有財産管理室を設置し、所属替された国有財産を管理するとともに、処分を行うこととしました。

また、厚生労働省本省に設置された「遊休資産売却に関する省内プロジェクトチーム（平成22年9月7日設置）」において、「昨今の厳しい財政状況の中、省内事業仕分け等によりムダの削減や不要不急な事務事業の見直しを行っているが、こうした中で、厚生労働省が保有する国有財産のうち、売却可能なものについては、極力売却することにより収入の確保を図る」こととされていることから、今後、より一層、売却に向けた業務の推進が求められています。

(2) 業務内容

① 国有財産の管理

- 1) 国有財産総合情報管理システムの運用
 - ・ 価格改定作業
 - ・ 毎会計年度間における国有財産増減、毎会計年度現在における現在額報告書の作成等
 - ・ 国有財産の情報公開(一件別情報)
- 2) 財産の維持管理
 - ・ 防犯、警備会社への委託、看板(立入禁止)の設置
 - ・ 環境衛生、雑草駆除
 - ・ 土壌汚染調査、ポリ塩化ビフェニル(PCB)調査
 - ・ 境界確定及び測量
- 3) 国有財産の貸付
 - ・ 有償貸付、無償貸付

② 国有財産の処分

- 1) 売払い
 - ・ 行政財産の用途廃止手続き
 - ・ 不動産鑑定評価
 - ・ 公用・公共用取得要望の有無の確認
 - ・ 売払いにかかる厚生労働大臣承認申請手続き
 - ・ 売払いにかかる財務大臣承認申請手続き

- ・ 一般競争入札
- 2) 譲与
- 3) 建物の取壊し

(3) 実績

		22年度	21年度 ^(※)
21年度及び22年度 実績	所属替された国有財産	0物件	48物件
	行政財産の用途廃止	14物件	0物件
	公用・公共用取得要望の有無の確認	23物件	0物件
	売払いにかかる厚生労働大臣承認申請	13物件	0物件
	売払いにかかる財務大臣承認申請	6物件	0物件
	一般競争入札		
	①開催回数	4回	1回
	②対象物件	20物件	1物件
	③落札(再度入札を含む)	4物件	1物件
④先着順による申込数	4物件	0物件	
貸付			
①有償貸付	7物件	0物件	
②無償貸付	3物件	2物件	
鑑定評価検討会議の開催			
①開催回数	4回	—	
②対象物件	13物件	—	

(※) H21年度は、H22.1～H22.3の実績である。

企画調整課

1. 局の総合的な企画及び立案に関する業務について

企画調整課は平成20年10月の地方厚生局再編にあわせ設置され、主に局の総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し本省との連絡調整や局内の取りまとめや調整等を行っています。

局内の多種多様な業務が円滑かつ確実に遂行されるよう、引き続き、対外的な調整や局内の取りまとめなどに努めることとしています。

2. 関東信越地方社会保険医療協議会の運営について

(1) 制度の概要

「社会保険医療協議会法（昭和25年法律47号）」（以下、「法」という。）に基づき、中央には「中央社会保険医療協議会」が、地方には、「地方社会保険医療協議会」が設置され、平成20年10月の地方厚生局再編にあわせ、「地方社会保険医療協議会」については、全国8ブロックに設置されている地方厚生（支）局ごとに設置されています。

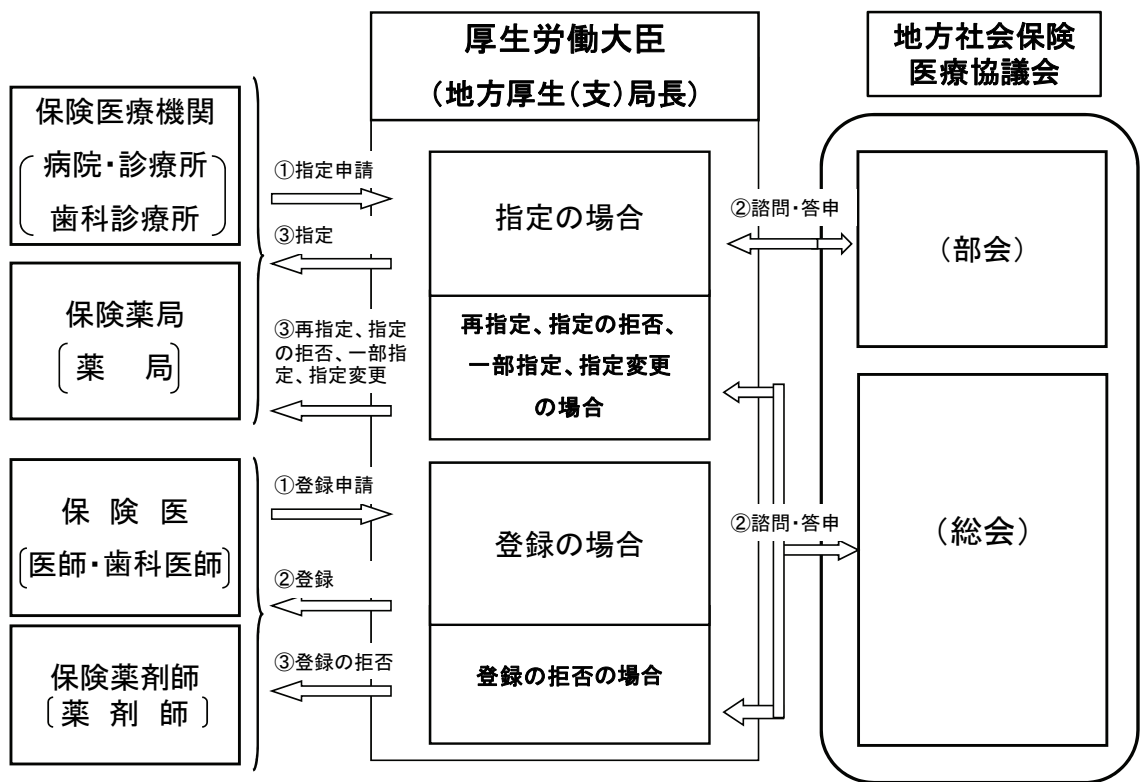
①協議会の所掌事務

同法第2条第2項の規定により「保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に依りて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。」と定められています。

②協議会の組織

審議内容により「保険医療機関及び保険薬局の指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し」などを審議する「総会」と同法施行令とこれに基づき関東信越地方社会保険医療協議会が定めた「関東信越地方社会保険医療協議会議事規則」（以下、「議事規則」という。）による、「保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の審議事項を除く）」を審議する「部会」で構成され、定数は法の定めによりそれぞれ20名と8名です（※）。

なお、部会については関東信越地方社会保険医療協議会議事規則第7条1項の規定により、都道府県ごとに部会を置くことができ、管内1都9県に設置されています。



③協議会の構成員

平成23年3月末現在では総会審議のみに参画する委員2名、総会及び部会の審議に参画する委員18名と、原則として部会審議にのみ参画し事案により総会審議に参画する臨時委員62名の計82名です。

(2) 業務内容

企画調整課及び関東信越厚生局管内の各都県の事務所（埼玉県については指導監査課。以下同じ）が、それぞれ総会と部会の庶務を担当しています。

具体的には、関東信越地方社会保険医療協議会会長又は部会長と調整を行ない、総会と部会の運営を行っています。

また、委員の改選は、法第4条第1項により任期は2年とし、1年ごとにその半数を任命することとなっており、これに係る事務も行っています。（改選以外に委員又は臨時委員が辞任した場合は、後任の委員又は臨時委員を委嘱します。）

(3) 実績

① 総会

総会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し等を審議するため開催する外、法第6条において「正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない」とされています。

【開催状況】

平成22年度は、総会を2回開催しました。
総会の開催概要は以下のとおりです。

	審議を行った事項等	保険医療機関	保険医
第五回総会 (H22.4.21開催)	【報告事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東信越地方社会保険医療協議会部会審議結果について ・ 平成20、21年度の関東信越厚生局における指導監査等の実績について（旧社会保険事務局の分を含む。） ・ 平成22年度診療報酬改定の概要について 	— 件	— 名
第六回総会 (H22.10.20開催)	【議題】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会に属すべき臨時委員の承認について ・ 関東信越地方社会保険医療協議会議事規則の改正について ・ 保険医の登録の取消及び元保険医療機関への対応について 【報告事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関及び保険薬局の指定に関する審議状況について 	1 件	1 名

なお、これまでに開催された「関東信越地方社会保険医療協議会(総会)の議事要旨等は、以下のページに掲載していますので、ご覧下さい。
(関東信越厚生局のホームページ内)」
(http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/shakaihoken_kyogi/sokai/index.html)

② 部会

関東信越厚生局管内の各都県の事務所では、保険医療機関・保険薬局指定申請を随時に受理しているため、毎月開催する予定としました。

(ア) 開催状況

管内10部会とも、平成22年4月から平成23年3月まで(主に平成21年5月から平成22年4月指定分を審議)の各月について開催し、保険医療機関等の指定を審議しました。平成22年度に関東信越地方社会保険医療協議会(管内10部会)で審議された保険医療機関等の総計は以下のとおりです。

	医科		歯科		薬局	
	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新	新規指定	指定更新
審議件数	1,826	7,365	1,155	6,733	1,434	3,531

(※詳細は第V章資料・データ集 企画調整課を参照)

なお、指定更新は平成9年2月の申請負担軽減対策に関する閣議決定の影響（同年10月更新分より更新期間が従来の3年から倍の6年に変更）により、審議件数が増加しています。

(参考) 平成21年度と平成22年度の上半期(4～9月)の比較

	平成22年度	平成21年度	増加件数
医科	3,519	692	2,827
歯科	3,294	503	2,791
薬局	1,740	467	1,273

(イ) 部会ごとの指定状況

部会の答申を得て各都県の事務所が指定した件数は、第IV章資料・データ集を参照ください。(医療課関係「6 保険医療機関等の指定状況」に記載しています。)

③ 改選について

平成22年10月の半数改選の際には、関係の団体へ委員・臨時委員の推薦依頼を行い、厚生労働本省へ内申の手続きを行うとともに、平成22年10月1日付で41名(委員10名、臨時委員31名)に対し厚生労働大臣からの委嘱状を交付しました。

また、平成22年度では4名の委員又は臨時委員が交代したため、前任者の残期間を任期として委嘱状を交付しました。

3. 医療安全に関する取組について

厚生労働省が取り組む医療安全対策に関連する、以下の事業の運営状況を把握し、本省へ情報提供を行っています。

(1) 制度の概要

① 診療関連死の調査に関すること

平成17年9月から厚生労働省補助事業として「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」が、診療行為に関連した死亡についての原因を究明し、適切な対応策をたて、それを医療関係者に周知し、その評価結果を患者遺族及び医療機関に提供することにより、医療の透明性の確保を図ることを目的として実施されています。平成22年4月に、同モデル事業の実施主体であった(社)日本内科学会より事業の継承を目的に、一般社団法人 日本医療安全調査機構が設立されました。事業の実施拠点として、全国10ヶ所のモデル地域(北海道、宮城、茨城、東京、新潟、愛知、大阪、兵庫、岡山、福岡)に地域事務局が設置されています。

②医療安全支援センター総合支援事業に関すること

医療安全支援センターは医療法第6条の11の規定に基づき、各都道府県、保健所設置地区、二次医療圏ごとに設置が進んでいます。医療安全支援センターは、医療に関する患者さん・住民の苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者さん・住民に対して、医療安全に関する助言および情報提供等を行っています。

③医療事故に係る裁判外紛争処理制度に関すること

厚生労働省において医療裁判外紛争解決（ADR）機関連絡調整会議（※）を定期的に開催しているところです。

（※） 「診療行為に関連した医療事故等が発生した場合、医療機関と医療を受ける側の紛争解決手段の一つとして、専門的な知見を反映して迅速な解決を図る手続としての裁判外紛争解決（ADR）機関の活用がある。

裁判外紛争解決（ADR）機関の活用を推進するため、医療裁判外紛争解決にかかる情報共有・意見交換を行うことを目的に、裁判外紛争解決（ADR）機関、医療界、法曹界及び患者団体等の代表者からなる連絡調整会議を開催するものである。」（厚生労働省医政局医療安全推進室「医療裁判外紛争解決（ADR）機関連絡調整会議開催要項」より）

（2）業務内容

①診療関連死の調査に関すること

（ア）「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」への参加

（イ）死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会傍聴

関東信越厚生局では、本モデル事業の新潟、茨城、東京の実施拠点（地域事務局）が運営する事業に参加し、事業を展開するための地域における問題点を把握し、厚生労働省 医政局総務課 医療安全推進室に情報提供を行っています。

②医療安全支援センター総合支援事業に関すること

（ア）医療安全支援センター総合支援事業の会議等への参加

（イ）医療安全支援センターの見学及び医療安全推進協議会傍聴

関東信越厚生局では、管内の同センター主催する医療安全推進協議会の傍聴を行い、医療安全支援センターの事業を展開するための地域における問題点を把握し、厚生労働省 医政局総務課 医療安全推進室に情報提供を行っています。

③医療事故に係る裁判外紛争処理制度に関すること

（ア）医療裁判外紛争解決機関連絡調整会議の傍聴

関東信越厚生局では、本連絡調整会に参加し、当局管内での医療ADRを実施している機関の活動状況を把握し、活動の課題の把握を行っています。

(3) 実績

	計	件
① 診療関連死の調査に関すること		50
(ア) 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業への参加		
1) 初期調査：[解剖] 等への立ち会い		9
2) 評価委員会：事例評価委員会の傍聴		10
3) 評価結果説明会：依頼病院及び遺族への結果説明の傍聴		8
4) 運理委員会：モデル事業運営委員会の傍聴		3
5) その他：モデル事業関連機関への情報収集等		12
(イ) 死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会傍聴		8
② 医療安全支援センター総合支援事業に関すること		14
(ア) 医療安全支援センター総合支援事業の会議等への参加		2
(イ) 医療安全支援センターの見学及び医療安全推進協議会傍聴		12
③ 医療事故に係る裁判外紛争処理制度に関すること		2
(ア) 医療裁判外紛争解決 (ADR) 機関連絡調整会議の傍聴		2

4. 関東信越厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の取りまとめと報告について

(1) 制度の概要

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」には、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、地方厚生局に寄せられた内容を含めて一定期間ごと厚生労働省ホームページで公表しています。

(2) 業務内容

企画調整課においては、関東信越厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の内容を取りまとめ、その都度幹部へ報告した後に「国民の皆様の声」の内容を所掌する厚生労働本省の部局へ連絡しています。また、一定期間ごと局内に厚生労働本省への連絡状況を局内に周知しています。

平成 22 年度中に関東信越厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」は以下の通りです。

「国民の皆様の声」を連絡した部局 [厚生労働本省]	件数
医 政 局	0
医 薬 食 品 局	5
保 険 局	2 2
年 金 局	2
地方厚生局管理室	1

5. 首都圏広域地方計画について

(1) 制度の概要

首都圏広域地方計画は、国土形成計画法に基づく法定計画（国土交通省所管）で、全国計画と広域地方計画から構成されています。全国計画は、平成20年7月4日に閣議決定されており、広域地方計画は、閣議決定された全国計画の下、全国8ブロック（東北圏、首都圏、北陸圏、中部圏、近畿圏、中国圏、四国圏、九州圏）ごとに地域特性も踏まえて作成されることとなっています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局の該当する首都圏において、国土交通大臣決定を経て「首都圏広域地方計画」が策定（平成21年8月4日国計地第25号）され当局も首都圏広域地方計画協議会のメンバーとして参画しています。

(3) 実績

日付	会議名称	内容
平成22年 5月27日	第22回首都圏広域地方計画 担当課長会議	戦略プロジェクトの具体的取り組み内容について
平成22年 6月22日	第9回首都圏広域地方計画 協議会幹事会	首都圏広域地方計画の推進体制について
平成22年 8月10日	第23回首都圏広域地方計画 担当課長会議	首都圏広域地方計画の推進・今後のスケジュール について
平成22年 12月16日	第24回首都圏広域地方計画 担当課長会議	首都圏広域地方計画の進捗状況の把握、情報メール 配信の取り組み。
平成23年 3月8日	第25回首都圏広域地方計画 担当課長会議	首都圏広域地方計画のフォローアップ、プロジェクト 推進にかかる意見交換。

年金指導課

1. 日本年金機構が行う事務に関する認可について

(1) 制度の概要

公的年金制度は、全国民の強制加入を前提に、世代間扶養と所得再分配を行う仕組みであり、老後の所得保障の支柱として高齢者の老後生活を支える役割を担っています。

この年金制度を充実発展させ、国民の将来に対する安心を確保するためには、年金の安定的な運営と国民の信頼に応えるための事業運営体制が不可欠であるとして、平成22年1月、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、新たに非公務員型の年金公法人である日本年金機構（以下「機構」という。）を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を委任・委託されたところです。

(2) 業務内容

機構に委任された業務のうち、滞納処分等のような権力的な性格を有する業務を行政機関以外の者に行わせる場合は、その事務処理に当たっての公正性、客観性を担保するとともに国の監督体制を十分に確保する必要があります。このため、機構が滞納処分や適用事業所の立入調査等を行う場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可（厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任）を受けなければならないと規定されました。

関東信越厚生局においては、以下の認可等業務について、平成22年1月1日付年金局長通知「日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」に定められた「日本年金機構が行う滞納処分等の認可処理要領」等に基づき、適確な審査を行っています。

① 認可業務

- ア 機構の徴収職員・収納職員の認可
- イ 機構が行う滞納処分等の認可
- ウ 機構が行う立入検査等の実施に係る認可

② 滞納処分等の結果報告の受理

厚生年金保険法等の社会保険各法において、機構が滞納処分等をした場合は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を大臣に報告しなければならないこととされており、当該省令等に基づき、結果報告を受理（厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任）しています。

- ア 機構が滞納処分等をした場合の結果報告の受理
- イ 機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果報告の受理（平成23年4月末現在、取扱通知未発出のため実施していない。）

(3) 実績

(単位：件)

22年度実績	徴収職員・収納職員の認可	31
	滞納処分の認可	619
	厚生年金保険関係	498
	国民年金関係	121
	立入検査の実施に係る認可	199

年金調整課

1. 社会保険労務士法に関する業務について

(1) 制度の概要

社会保険労務士は、厚生労働大臣が実施する社会保険労務士試験に合格した後に全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録された者であり、「社会保険労務士法」に基づき労働保険（ハローワーク等）や社会保険（年金事務所等）の届出書類の作成及び申請手続の代行業務を事業主に代わり行うことによって、企業の健全な発展と、そこに働く労働者の福祉の向上を役割としています。

さらに、平成22年1月1日からは日本年金機構と全国社会保険労務士会連合会との業務委託契約により、「年金相談センター」での年金相談業務も社会保険労務士が行うこととなりました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に係る以下の業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査。
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理。
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令。
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査。
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告。
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に関する聴聞。
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険士試験への協力等。

(3) 管内の状況（実績）

管内（1都9県）各県社会保険労務士会員数の状況は次のとおりです。

（単位：人）

都 県 名	会 員 数				社労士 法人数
	合計	開業	勤務	その他	
茨 城 県	424	327	57	40	2
栃 木 県	315	263	30	22	3
群 馬 県	540	348	167	25	0
埼 玉 県	1,756	1,176	368	212	9
千 葉 県	1,313	933	204	176	8

東京都	8,496	3,628	3,670	1,198	132
神奈川県	2,209	1,401	341	467	20
新潟県	515	346	117	52	4
山梨県	162	133	19	10	1
長野県	608	376	214	18	7
管内計	16,338	8,931	5,187	2,220	186

2. 年金委員委嘱等について

(1) 制度の概要

年金委員は、「日本年金機構法第30条」に基づき設置され、「職域型」年金委員においては適用事業所の事業主・被保険者に対し、「地域型」年金委員は地域住民に対して、各種届出手続についての相談、助言及び年金制度に関する広報等を行うことにより、年金事業への理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的としています。

(2) 業務内容

年金委員は、厚生年金保険適用事業所の事業主（「職域型」）、市区町村長又は地域団体（「地域型」）などの推薦により厚生労働大臣が委嘱することとなっています。

関東信越厚生局では、事業主や市区町村より推薦のあった年金委員に対して、委嘱・解嘱に係る審査、決定及び委嘱状・解嘱状の発行、年金委員に伴う諸事務手続及び年金委員名簿の管理と変更を行っています。

① 「職域型」年金委員

厚生年金保険適用事業所ごとに設置され、委員数は事業所の被保険者数が10人以上～300人未満で1名、300人以上で2名とされています。

② 「地域型」年金委員

市区町村、地域団体から推薦のあった者について、小学校区ごとに設置することとなっています。

(3) 管内の状況（実績）

平成22年度年金委員委嘱・解嘱者数

（単位：人）

	委嘱件数	解嘱件数
「職域型」	1,897	2,384
「地域型」	82	74
管内計	1,979	2,458

年金委員の委嘱人数

(単位：人)

都 県 名	「職域型」	「地域型」
茨 城 県	2, 2 8 8	3 4 2
栃 木 県	2, 0 1 9	1 5 7
群 馬 県	1, 8 9 6	2 3 4
埼 玉 県	2, 6 2 1	7 2
千 葉 県	2, 9 1 4	9 6
東 京 都	7, 3 0 7	1 2
神 奈 川 県	3, 5 4 4	9 3
新 潟 県	4, 8 0 6	8 4
山 梨 県	1, 4 6 1	8 9
長 野 県	4, 5 6 4	1 1 3
管 内 計	3 3, 4 2 0	1, 2 9 2

3. 学生納付特例事務法人について

(1) 制度の概要

学生納付特例制度（本人の申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される制度）を活用するには、毎年学生が市区町村や年金事務所の窓口
に申請を行う必要がありますが、出来るだけ申請のしやすい環境を整備し、
学生の年金受給権を確保することを目的として「国民年金法第109条の2」
により学生納付特例事務法人制度が設けられました。

この制度により、指定を受けた大学等では、学生からの委託を受け、学生
納付特例の申請を代行できることとされました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、「国民年金法」に基づき学生納付特例事務法人に係
る以下の業務を行っています。

- ① 学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定。
- ② 学生納付特例事務法人への改善命令。
- ③ 学生納付特例事務法人制度の普及及び推進。

(3) 学生納付特例事務法人指定状況（実績）

平成22年度学生納付特例事務法人追加指定校

- ・ 新潟県立看護大学
- ・ 学校法人 花田学園 東京有明医療大学

- ・ 学校法人 駿河台大学（駿河台大学、駿河台大学法科大学院）
平成22年度学生納付特例事務法人指定解除校
- ・ 山梨県立大学

4. 保険料納付確認団体について

(1) 制度の概要

保険料納付確認団体は、「国民年金法第109条の3」により、同種、同業の被保険者で構成される団体（医師会等）で、国の指定を受けた場合、その団体に所属する国民年金の被保険者に対して将来の年金権を確保する観点から、当該団体が本人の国民年金保険料の納付情報を定期的に確認し保険料納付の注意、促進を行う団体であります。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、「国民年金法」に基づき保険料納付確認団体に係る以下の業務を行っています。

- ① 保険料納付確認団体の指定及び指定の取消に係る審査及び決定。
- ② 保険料納付確認団体への改善命令。
- ③ 保険料納付確認団体被保険者への情報提供。
- ④ 保険料納付確認団体の制度の普及及び推進。

(3) 保険料納付確認団体指定状況

（平成23年度3月31日 現在）

- ・ 千葉医師会
- ・ 山梨薬剤師会

（2団体については旧社会保険事務局にて指定）

5. 国民年金等事務取扱交付金の交付関係事務について

(1) 制度の概要

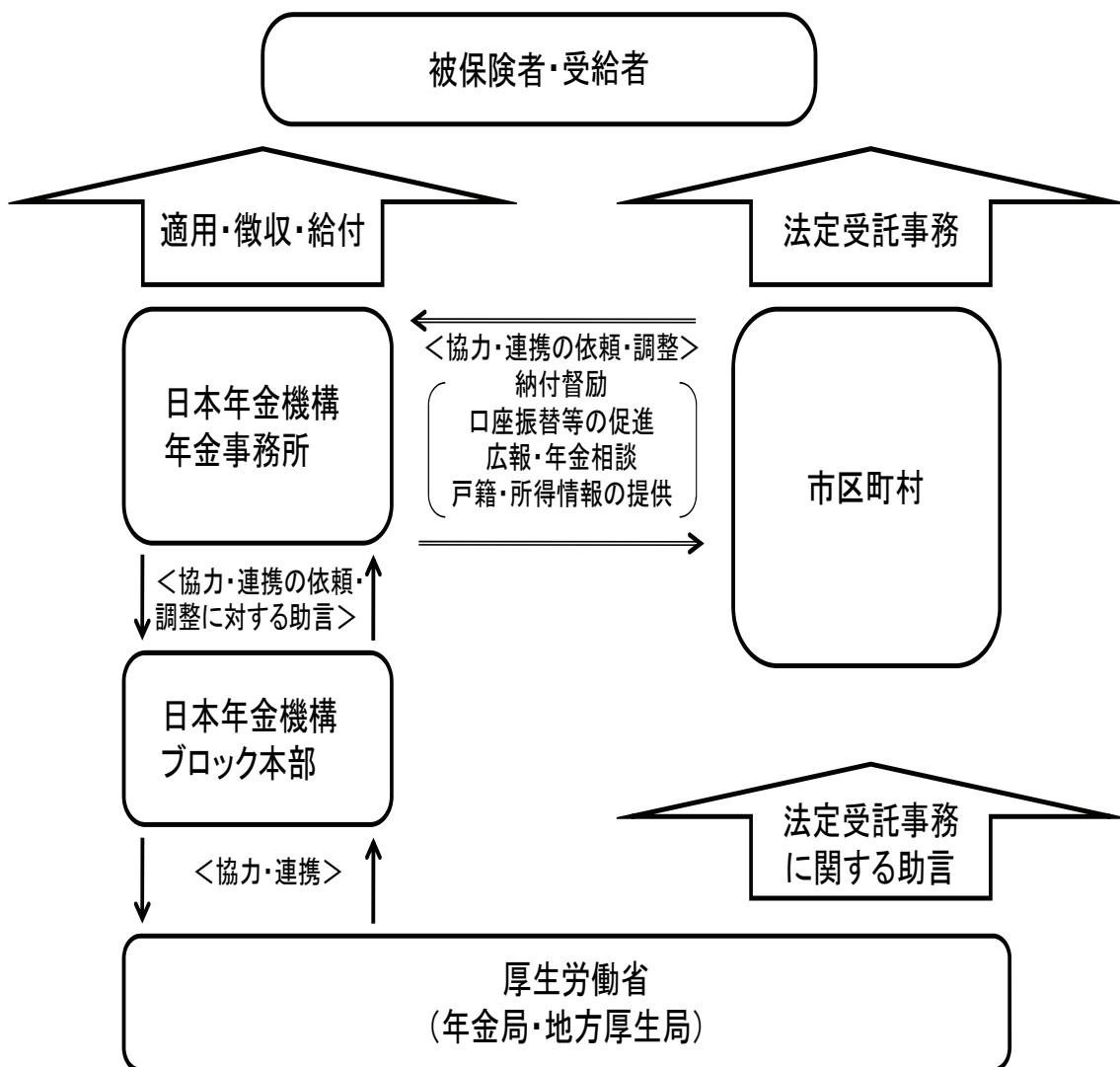
国民年金等事務取扱交付金は、「国民年金法第86条」により、市区町村が地方自治法に定める地方公共団体の事務を行うに当たり必要とする経費について国が負担する「法定受託事務」と、法律には定めないが「法定受託事務」以外に市区町村が国民年金事務を行うために使われた経費に対して交付する「協力・連携事務」の2つに分けられます。

(2) 業務内容

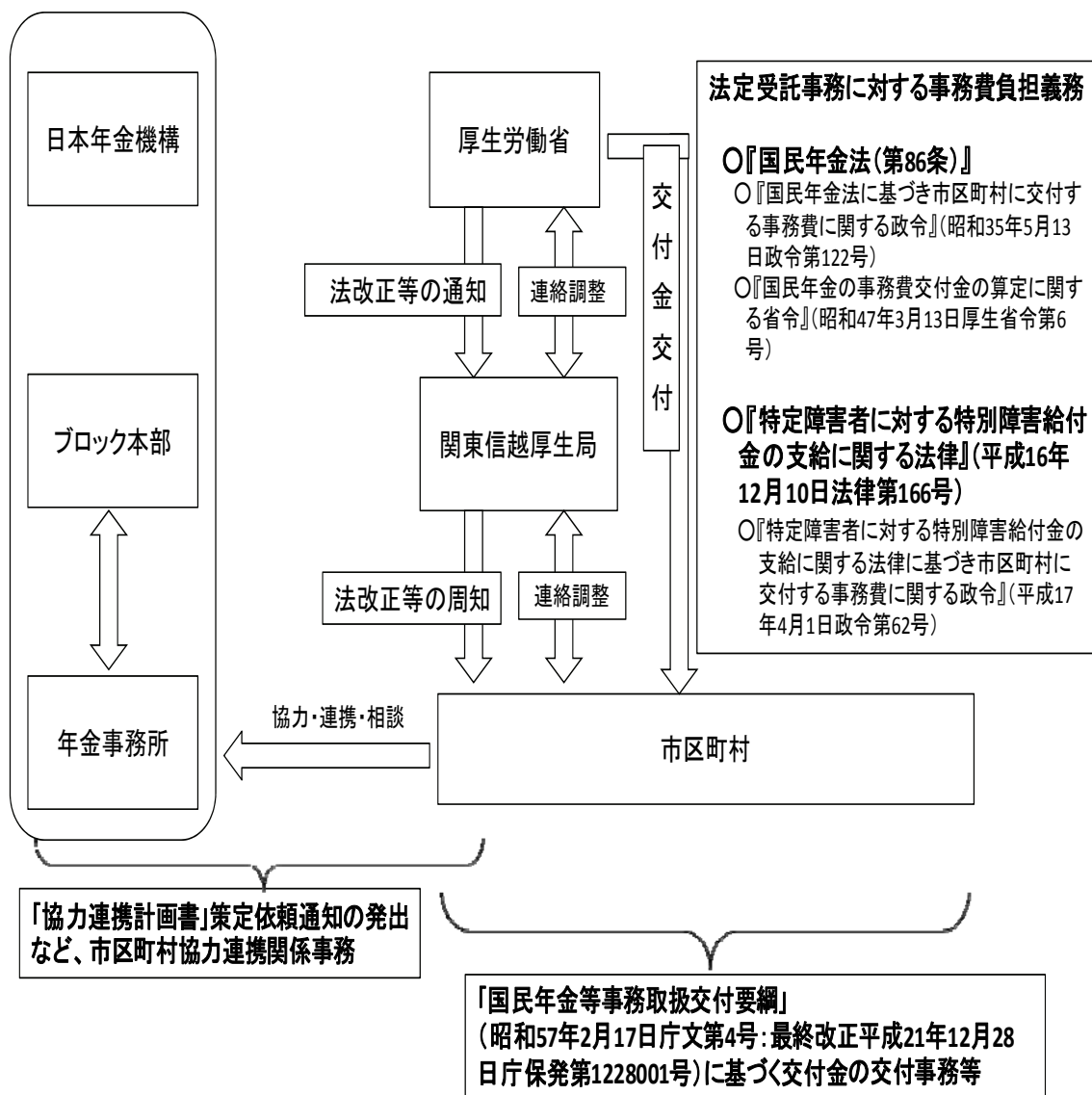
関東信越厚生局では、国民年金等事務取扱交付金（「法定受託事務」「協力・連携事務」等に要した経費を市区町村へ精算する事務）に係る以下の業務を行っています。

- ① 市区町村より提出される交付申請書の内容審査及び厚生労働省への報告。
- ② 市区町村より提出される「日本年金機構との協力・連携計画書」の内容審査及び厚生労働省への報告。

法定受託事務の流れ



交付金事務の流れ



(3) 交付金交付 (実績)

① 法定受託事務に係る交付金

(単位： 千円)

都 県 名	市区 町村 数	概算交付額	交付申請額	精算交付額
茨 城 県	4 4	397, 905	593, 516	195, 611
栃 木 県	2 7	248, 255	368, 927	120, 672
群 馬 県	3 5	255, 756	379, 072	123, 316
埼 玉 県	6 4	886, 635	1, 363, 261	476, 626
千 葉 県	5 4	715, 981	1, 056, 093	340, 112
東 京 都	6 2	1, 843, 664	2, 834, 385	990, 721
神 奈 川 県	3 3	1, 085, 879	1, 682, 648	596, 769
新 潟 県	3 0	265, 060	390, 146	125, 086
山 梨 県	2 7	119, 215	174, 859	55, 644
長 野 県	7 7	272, 010	409, 154	137, 144
管 内 計	4 5 3	6, 090, 360	9, 252, 065	3, 161, 705

※各数値 (千円単位) をそれぞれ四捨五入しています。(表上の縦横の計が合わない場合があります。)

② 協力・連携に係る交付金

(単位： 千円)

都 県 名	市区 町村 数	概算交付額	交付申請額	精算交付額
茨 城 県	4 4	52, 292	80, 861	28, 569
栃 木 県	2 7	29, 170	44, 571	15, 401
群 馬 県	3 5	29, 816	45, 592	15, 776
埼 玉 県	6 4	123, 773	176, 654	52, 881
千 葉 県	5 4	113, 103	163, 846	50, 743
東 京 都	6 2	267, 785	395, 913	128, 128
神 奈 川 県	3 3	134, 716	196, 065	61, 349
新 潟 県	3 0	29, 553	42, 511	12, 958
山 梨 県	2 7	11, 691	18, 274	6, 583
長 野 県	7 7	39, 242	59, 161	19, 919
管 内 計	4 5 3	831, 141	1, 223, 452	392, 311

※各数値 (千円単位) をそれぞれ四捨五入しています。(表上の縦横の計が合わない場合があります。)

6. 日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金の交付関係事務について

(1) 制度の概要

日雇特例被保険者の適用及び徴収に係る交付金（健康保険事務指定市町村交付金）は、「健康保険法施行令61条」の規程により、指定を受けた市区町村が日雇被保険者に対して日雇特例被保険者手帳の交付及び日雇保険料の徴収等の諸手続業務に要した事務経費に対して交付しています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、市区町村より提出された日雇特例被保険者交付金申請書及び各種報告書の内容審査をし、厚生労働省への報告を行っています。

(3) 日雇特例被保険者交付金の交付（実績）

健康保険事務指定市区町村交付金支給実績

都 県 名	指定市区町村数	申請市区町村数	交 付 金 支 給 額	
			件 数	金 額 (円)
茨 城 県	1	1	54	4,290
群 馬 県	4	1	2	158
埼 玉 県	1	1	205	16,287
千 葉 県	8	8	174	13,820
東 京 都	19	17	106	8,410
神 奈 川 県	4	4	34	2,700
管 内 計	37	32	575	45,665

健康福祉課

1. 中小企業等協同組合の設立認可等について

(1) 制度の概要

中小企業等協同組合は、中小規模の事業を行う者や勤労者等が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことにより、経済活動の機会を確保するとともに、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立された法人です。

中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）、中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合（協業組合、商工組合、商工組合連合会）及び商店街振興組合法に基づく組合（商店街振興組合、商店街振興組合連合会）があります。

(2) 業務内容

当厚生局においては、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合で、その組合が定める定款の事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管する法律に属するもの（全国を区域とするものを除く。）であって、主たる事務所の所在地が管内1都9県にある中小企業等協同組合（平成23年3月31日現在213組合）の監督に関する業務を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
設立認可	2	5
定款変更認可	152	94

- 中小企業等協同組合一覧は、以下のホームページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/chushokigyo_h23.xls

2. 指定医療機関等の指定等について

(1) 制度の概要

次の各法律は、国の責任において医療の給付を行うことなどから、公費負担医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）を厚生労働大臣等が指定し、所要の医療の給付を行うものです。

- ① 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関
- ② 母子保健法に基づく指定養育医療機関
- ③ 児童福祉法に基づく指定療育医療機関
- ④ 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関
- ⑤ 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

(2) 業務内容

管内1都9県に所在する病院、診療所、薬局等に対して指定、指定の取消、変更届出等の受理事務に関する業務等を行うものです。

(単位：施設)

指定医療機関等	内 容 等	所管数	
		22年度	21年度
原子爆弾被爆者に対する指定医療機関	被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し医療費を全額国費で給付する認定疾病医療において、指定疾病医療を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定するものです。	177	170
母子保健指定養育医療機関 (国が開設したもの)	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児(出生児体重2,000g以下等)に対し、その養育に必要な医療の給付等を行う病院若しくは診療所又は薬局を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定するものです。	32	32
児童福祉指定療育機関 (国が開設したもの)	結核に罹患している児童に対し、適切な医療に併せ学習の援助を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定するものです。	20	20
生活保護指定医療機関 生活保護指定介護機関 (国が開設したもの)	生活保護法に基づく医療扶助又は介護扶助として、困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者のための医療又は介護を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定するものです。	64	64
戦傷病者指定医療機関	戦傷病者が先の大戦における公務上の傷病に起因する疾病に対し、医療費を全額国費で給付する療養の給付において、当該療養の給付を担当させる医療機関として、厚生労働大臣が指定するものです。	42	42

(3) 実績

(単位：件)

①原子爆弾被爆者に対する指定医療機関	22年度	21年度
指定	10	37
指定の取消	0	0
変更届等の受理	20	2
指定辞退の申出の受理	3	0
②母子保健指定養育医療機関	22年度	21年度
指定	0	0
指定の取消	0	0
変更届等の受理	3	6
指定辞退の申出の受理	0	0

③児童福祉指定療育機関	22年度	21年度
指定	0	0
指定の取消	0	0
変更届等の受理	0	3
指定辞退の申出の受理	0	0
④生活保護指定医療（介護）機関 ※	22年度	21年度
指定	0	0
指定の取消	0	0
変更届等の受理	6	11
指定辞退の申出の受理	0	0

※ 届出等が行われた場合は、官報告示により公表することとなっています。（官報告示22年度6件）

⑤戦傷病者指定医療機関	22年度	21年度
指定	0	0
指定の取消	0	0
変更届等の受理	6	9
指定辞退の申出の受理	0	0

○ 指定医療機関等の指定一覧は、以下のホームページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

・原子爆弾被爆者に対する指定医療機関

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/genbaku_h23.xls

・母子保健指定養育医療機関

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/boshihoken_23.xls

・児童福祉指定療育機関

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/jidofukushi_h23.xls

・生活保護指定医療（介護）機関

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/seikatsuhogo_kikan_h23.xls

・戦傷病者指定医療機関

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/sensho_h23.xls

3. 特定感染症指定医療機関に係る監督について

(1) 制度の概要

特定感染症指定医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、新感染症（人から人に感染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症）の患者の医療を担当する医療機関です。

(2) 業務内容

管内1都9県に所在する厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関の監督に関する業務を行っています。

・管内の指定医療機関

国立国際医療センター（東京都）：4床

成田赤十字病院（千葉県）：2床

(3) 実績 (単位：件)

	22年度	21年度
報告の受理	0	0
検査	0	0

4. クリーニング師試験の実施に係る指定試験機関の指定等について

(1) 制度の概要

指定試験機関は、クリーニング業法に基づき、都道府県知事が行うクリーニング師の試験事務の全部又は一部を厚生労働大臣の指定する者に行わせる事ができる機関です。

(2) 業務内容

管内1都9県に所在する指定試験機関の指定及び監督に関する業務（クリーニング師試験の受験資格の認定の業務を含む。）を行っています。

(3) 実績 (単位：件)

	22年度	21年度
指定	0	0
役員の選任等の認可等	0	0
受験資格の認定	0	0

5. 生活衛生同業組合に係る振興計画の認定等について

(1) 制度の概要

生活衛生同業組合は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し衛生施設の改善向上を図るための法人格を有した非営利団体として、17業種（すし、麺、中華、社交（バー等）、料理（料亭）、一般飲食、喫茶、食肉販売、食鳥肉販売、氷雪販売、理容、美容、興行場、ホテル・旅館、簡易宿泊所、浴場、クリーニング）ごとに都道府県単位で厚生労働大臣の認可により設立される組合です。

この組合は、組合員である営業者の振興を図るために必要な事業（以下「振興事業」という。）に関する計画（以下「振興計画」という。）を作成し、この振興計画が厚生労働大臣が定める各業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（振興指針）に適合し、かつ、政令で定める基準（組合員の相当部分が当該振興事業に参加するなど）に該当するものとして適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けることができます。

なお、振興事業に対する国の特別措置として、融資上の恩典（振興事業に基づいて整備する施設整備については、日本政策金融公庫の融資が、有利な条件で適用される。）及び税制上の恩典（振興事業に基づいて整備する共同施設については、租税特別措置法の定めるところにより減価償却の特例が認められる。）が受けられます。

(2) 業務内容

管内1都9県に所在する組合からの申請により、振興計画の認定、取消、変更認定及び実施状況報告の受理に関する業務を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
指振興計画の認定	0	0
振興計画の変更認定	24	24
実施状況報告書の受理	120	119

○ 生活衛生同業組合一覧は、以下のホームページに掲載していますのでご覧ください。(関東信越厚生局ホームページ内)

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/shohi_eisei_h23.xls

6. 三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体等及び四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督について

(1) 制度の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、生物テロに使用された場合の国民への生命及び健康に与える影響等に応じて、病原体あるいは毒素(以下：病原体等)について一種、二種、三種、四種に分類(特定病原体等)されており、それらを所持等する場合は申請若しくは届出等が必要であり、更に特定病原体等の区分に応じて、所持等する施設、使用、保管、滅菌及び運搬等に係る基準が設定されている。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内1都9県の三種病原体等の所持者からの所持等の届出の受付業務、並びに三種及び四種病原体等所持施設への立入検査により基準遵守等の確認を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
所持の届出の受理	3	0
所持の変更届出の受理	14	16
三種、四種所持施設への立入検査	16	18

7. 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に係る処理業務について

(1) 制度の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づき、社会経済活動等による温室効果ガス(二酸化炭素、メタン等)の排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもので、その措置の一つとして、温室効果ガスを一定量排出する者に温室効果ガスの排出量を算定させ、国に報告することを義務付けています。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内1都9県に所在する事業者からの排出量報告書の受理、排出量一覧表の入力等の業務を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
排出量報告書の受理	0	0

8. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名について

(1) 制度の概要

民生委員は、民生委員法の規定により、都道府県知事（指定市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事しています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は、民生委員法第10条の規定により3年とされており、かつ、補欠（後任者等）の任期は前任者の在任期間とされていることから、3年ごとに一斉改選が行われています。一斉改選は平成22年12月1日に行われ、その任期は25年11月30日までとなっています。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内1都9県にかかる民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

(参考) 民生委員数（平成23年3月31日現在）

◇65,942 うち主任児童委員 5,636人

(3) 実績

(単位：件)

区 分	処理件数	
	22年度	21年度
民生委員・児童委員の委嘱	66,485	1,126
民生委員・児童委員の解嘱	717	1,083
主任児童委員の指名	5,602	117
厚生労働大臣表彰状の授与	80	119
厚生労働大臣感謝状の授与	15,069	376
計	87,953	2,821

- 民生委員・児童委員及び主任児童委員の委嘱・指名状況は、以下のホームページに掲載していますのでご覧下さい。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/minsei_iin_h22.xls

9. 精神保健指定医の申請等について

(1) 制度の概要

措置及び医療保護による入院及び退院の際の診療、一定の行動制限の判定等の職務を行う精神保健指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、所定の要件を満たす医師の申請に基づいて、厚生労働大臣が医道審議会の意見を聴いた上で、指定することとされています。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内1都9県にかかる精神保健指定医の指定申請書の受理及び本省への進達並びに精神保健指定医の証の発行及び再発行などの業務を行っています。

(参考) 精神保健指定医数 (平成23年3月31日現在)

◇4, 853人

(3) 実績

(単位：件)

区 分	処 理 件 数	
	22年度	21年度
指定医の証の発行（新規）	189	190
指定医の証の発行（更新等）	782	600
指定医の証の再発行	32	35
指定医の取消	0	0
指定不適格者への通知	26	24
研修会受講延長の未承認	2	2
辞退届・死亡届の受理	12	9
計	1,043	860

- 都県別精神保健指定医の状況は、以下のホームページに掲載していますのでご覧下さい。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/seishin_h22.xls

10. 特別弔慰金国庫債券及び特別給付金国庫債券の特別買上償還の証明について

(1) 制度の概要

特別弔慰金国庫債券及び特別給付金国庫債券は、戦没者等の一定範囲の遺族等に対し、国として弔慰の意を表すため又は精神的痛苦に対して特別の慰藉を行うために支給されています。

特別買上償還は、特別弔慰金等の国庫債券について、当該国庫債券の記名者が、生活保護を受けている又は受けるおそれがある旨の証明を福祉事務所から受けた場合に限り、一定の割合で割り引かれた金額で残りの賦札を国が買い上げる制度です。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内1都9県にお住まいの方に対し、特別買上償還を受けるために必要な「国庫債券の買上を必要とする旨の証明書」を交付しています。

(3) 実績

(単位：件)

区 分	交付件数	
	22年度	21年度
第22回特別給付金国庫債券	18	23
第23回特別給付金国庫債券	2	4
第8回特別弔慰金国庫債券	70	119
第9回特別弔慰金国庫債券	25	-
計	115	146

11. 消費生活協同組合の認可等及び監督について

(1) 制度の概要

消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的として、消費生活協同組合法に基づいて設立された法人であり、所管行政庁の認可を受けて設立されます。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内の2以上の都県の区域において事業を行う生協について、設立認可及び定款変更認可などの業務を行うとともに、これらの法人に対する監督を行っています。

(参考) 所管の生協数 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

◇ 29 組合 (単位: 件)

年度別	22年度末	21年度末	20年度末	19年度末	18年度末
生協数	29	28	25	26	23

(3) 実績 (単位: 件)

区 分	処理件数	
	22年度	21年度
定款変更の認可	8	10
合併認可	0	1
解散認可	0	1
契約者割戻準備金積立の承認	0	1
計	8	13

- 消費生活協同組合一覧は、以下のホームページに掲載していますので
ご覧下さい。(関東信越厚生局ホームページ内)

[http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/
documents/shohi_seikatsu_23.xls](http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/shohi_seikatsu_23.xls)

1.2. 地域における公的介護施設等の整備計画の認定等について

(1) 制度の概要

地域において介護給付サービス等を提供する施設等の計画的な整備等を促進し、高齢者をはじめとする国民の健康の保持及び福祉の増進を図るため、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」が制定され、民間事業者による保健、福祉に関する総合的な施設等の整備(特定民間施設)ができることとなり、この整備計画について厚生労働大臣の認定を受けることができると定められました。

(2) 業務内容

当厚生局においては、管内1都9県にかかる整備計画の認定(変更)に関する事務を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
変更認定	0	0

(参考) 当厚生局管内の認定施設数 (平成23年3月31日現在)

◇ 1施設

13. 施設整備に係る補助金等について

(1) 補助金等の概要

各補助金等の概要は次表のとおりです。

(2) 業務内容

施設整備に係る補助金等の交付については、平成16年度からその業務を行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及実績報告書を審査の上、交付決定及び精算確定等を行っております。

なお、「地域介護・福祉空間整備等交付金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」は平成17年度に創設された交付金です。

(3) 実績等

平成22年度における施設整備に係る補助金等の交付に関する業務の実績は、次表のとおりです。

補助金等名	交付目的及び対象施設	交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条及び第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条の規定により、都道府県等の医療機関等の施設及び設備に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	(施設整備) 1. 交付件数 24件 2. 交付額 620,700千円 (設備整備) 1. 交付件数 189件 2. 交付額 518,059千円
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	都道府県が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた災害復旧事業に要する費用の一部を負担(補助)することにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	1. 交付件数 実績なし 2. 交付額 実績なし
地域介護・福祉空間整備等交付金等	市町村が作成した「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」第4条に基づく市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する	

	費用に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする。	
地域介護・福祉空間整備交付金 ※（平成21年度からの本省繰越分）	（対象施設） 小規模多機能型居宅介護拠点、小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム、小規模の特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、夜間対応型訪問介護ステーション、小規模の老人保健施設、介護予防拠点、地域包括支援センター及び生活支援ハウス（離島、山村等の特別処置法に基づくものに限る。）	1. 交付件数 11件 2. 交付額 256,071千円
地域介護・福祉空間推進交付金	（対象事業） 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業、高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業、「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための地域における包括的なサービスを推進する事業、その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業及び地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業	1. 交付件数 67件 2. 交付額 476,917千円
先進的事業支援特例交付金	ア) 介護療養型医療施設転換整備計画分（介護療養型医療施設から次に掲げる施設に転換するための整備事業） 老人保健施設、ケアハウス、有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるものでかつ、利用者負担第3段階以下の人でも入居可能な居室を確保しているものに限る。）、特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合に限る。）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護拠点、生活支援ハウス（離島、山村等の特別処置法に基づくものに限る。）、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第4条の規定により登録されている賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合する都道府県知事に届出のあるもの。 イ) 先進的事業整備計画分 （対象事業） 既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医	1. 交付件数 437件 2. 交付額 5,497,761千円

	療施設の改修により、老人保健施設、特別養護老人ホームに併設されるショートステイ居室、認知症高齢者グループホームのユニット型に転換する事業、虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイの整備事業、低所得高齢者の居住対策として都市型軽費老人ホームを整備する事業、介護関連施設等において当該施設等に雇用される介護職員等のため施設内保育施設を設置する事業、市町村から提案された全国的に見て先進的な事業及び既存の小規模福祉施設において消防法施行令改正に伴い平成21年4月より設置が義務化されたスプリンクラー及び自動火災報知設備並びに消防機関へ通報する火災報知設備等を整備する事業	
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設整備等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。 (対象施設) 児童相談所一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、妊産婦ケアセンター、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設	1. 交付件数 26件 2. 交付額 1,046,935千円
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	福祉各法等の規定に基づき、地方公共団体等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。 (対象施設) 障害者(児)関連施設及び保護施設等	1. 交付件数 98件 2. 交付額 3,013,326千円
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	福祉各法等の規定に基づき、地方公共団体等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。	1. 交付件数 実績なし 2. 交付額 実績なし

○ 施設整備に係る補助金等の交付状況は、以下のホームページに掲載していますのでご覧ください。(関東信越厚生局ホームページ内)

・保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/h23_hoken_eisei.xls

- ・地域介護・福祉空間整備等交付金等
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/h23_chiiki_kaigo.xls
- ・次世代育成支援対策施設整備交付金
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/h23_jisedai.xls
- ・社会福祉施設等施設整備費国庫補助金
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/h23_shakai_fukushi.xls

1 4 . 義務的経費に係る補助金等について

(1) 補助金等の概要

各補助金等の概要は次表のとおりです。

(2) 業務内容

義務的経費の補助金等に係る交付については、平成15年度からその業務を行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び精算確定等を行っていません。

(3) 実績等

平成22年度における義務的経費の補助金等の交付に関する業務の実績は、次表のとおりです。

補助金等名	交 付 目 的	交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院患者に対する医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10都県・15市 ・23 特別区 2. 交付額 1,096,541,941円
結核医療費国庫補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10都県・15市 ・23 特別区 2. 交付額 106,306,023円

原爆被爆者手当 交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 10都県 2. 交付額 7,539,060,442円
原爆被爆者葬祭 料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。	1. 交付先 10都県 2. 交付額 133,570,717円
児童扶養手当給 付費国庫負担金	都道府県、市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 1都9県254市 区 2. 交付額 46,489,643千円
特別児童扶養手 当事務取扱交付 金	都道府県知事または市町村長が行う特別児童扶養手当の支給に係る事務の処理に必要な費用を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図ることを目的とする。	1. 交付先 1都9県436市区 町村 2. 交付額 270,634千円
特別障害者手当 等給付費国庫負 担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的とする。	1. 交付先 1都9県254市 区 2. 交付額 11,571,512千円
婦人保護費国庫 負担金及び国庫 補助金	売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図ることを目的とする。	1. 交付先 1都9県 2. 交付額 708,013千円
児童入所施設措 置費等国庫負担 金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的とする。	1. 交付先 1都9県204市 区 2. 交付額 26,550,252千円

保育所運営費国庫負担金	保育所の運営に必要な経費を負担することにより、保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的とする。	1. 交付先 393市区町村 2. 交付額 86,691,772千円
-------------	---	---

- 義務的経費に係る補助金等の交付状況は、以下のホームページに掲載していますのでご覧下さい。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/h23_gimu_keihi.xls

15. 財産処分について

(1) 制度の概要

厚生労働省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等を行うに当たっては、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

(2) 業務内容

補助金等の交付を受けた施設等に対する国庫補助財産の財産処分については、その業務を平成16年度から行っており、管内各都県等から提出された財産処分承認申請書の審査及び報告（包括承認事項）の受理等を行っています。

(3) 実績等

平成22年度における財産処分に関する業務の実績は、次表のとおりです。（単位：件）

区 分	処理件数		合 計
	保健衛生関係	社会福祉関係	
財産処分承認申請	5	63	68
報告（包括承認）の受理	4	98	102
計	9	161	170

※ 上記の財産処分の承認に伴い、22年度返還金が生じたものは2件（保健衛生関係0件、社会福祉関係2件）です。

- 財産処分の処理及び包括承認の受理の状況は、以下のホームページに掲載していますのでご覧下さい。（関東信越厚生局ホームページ内）

・財産処分承認申請

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/h23_zaisan_shori.xls

・報告（包括承認）の受理

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/h23_zaisan_juri.xls

16. 児童扶養手当支給事務指導監査について

(1) 制度の概要

①児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当は、父母の離婚等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

②児童扶養手当支給事務は、平成14年8月より当該手当の受給資格認定等の事務が都道府県から市（区）及び福祉事務所設置町村へ権限移譲され、当該支給事務は都道府県・市等で行われています。

(2) 業務内容

①児童扶養手当支給事務指導監査は、関東信越厚生局管内の都県市等に対し、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施しています。

また、本指導監査は、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱に基づき、各都道府県、指定都市にあっては3年に1回程度、指定都市以外の市、福祉事務所を設置する町村及び特別区については5年に1回程度の頻度により実施しています。

②本指導監査の具体的な内容としては、ヒアリングや請求書等の閲覧により、(ア) 事務処理体制の状況、(イ) 新規認定、現況届及び各種届出に係る事務処理等の状況、(ウ) 資格喪失届の事務処理状況などの確認を行い、是正又は改善指導などの技術的な助言を行っています。

なお、是正・改善指導などの技術的な助言に当たっては、現地において行うほか、指導監査の結果を検討し、必要がある場合は文書をもって行うとともに、その結果について報告を求めることとしています。

(3) 実績

① 22年度の計画と実績

22年度計画	1県23市区
22年度実績	1県23市区

(2 2 年度の主な指導事項)

指 摘 事 項	主 な 内 容
○障害認定医の配置	・ 障害認定の体制整備を図ること。
○新規認定請求書の受理事務	・ 請求書の記載内容や添付書類に不備のないことを確認の上受理すること。 ・ 規則上、請求時に不必要な書類がないことをもって受理しないという取扱いをしないこと。
○生計維持関係の確認	・ 受給者とその扶養義務者との生計維持関係の確認は十分行うこと。
○所得の審査	・ 養育費や所得証明書等による所得額の確認を十分行うこと。
○現況届の事務処理	・ 郵送による受付は原則行わず、本人持参による提出とすること。 ・ 現況届未提出者に対する時効処理等の対応を遺漏なく行うこと。
○資格喪失届に係る事務処理	・ 資格喪失日の公簿確認、資格喪失に至った事実の的確な確認等に努めること。 ・ 辞退を理由とした資格喪失を行わないこと。

② 年次推移 (実績)

2 2 年度	2 1 年度	2 0 年度	1 9 年度	1 8 年度
1 県 23 市区	5 県 22 市区	4 都 県 29 市区	1 県 27 市区	4 県 81 市区

1 7 . 保 護 施 設 に 対 す る 指 導 監 査 に つ い て

(1) 制 度 の 概 要

生活保護は、生活保護法に基づき生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

その方法には居宅保護と施設保護の 2 種類があります。

居宅保護には、日常生活の需要を満たすための生活扶助をはじめ教育

扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助等があります。

施設保護には、身体上、精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な方を入所させて生活扶助を行う救護施設をはじめ更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設があります。

(2) 業務内容

- ① 保護施設に対する指導監査は、生活保護法第23条第1項の規定に基づき、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として実施しています。

指導監査は、関東信越厚生局管内の都縣市が設置する保護施設に対し、概ね3年に1回実地による監査を行います。

- (注) 指定都市・中核市以外の市町村が設置する保護施設及び社会福祉法人が指定都市・中核市以外の市町村に設置する保護施設の指導監査は都道府県が実施し、指定都市・中核市内に社会福祉法人が設置する保護施設の指導監査は、指定都市・中核市が実施しています。

- ② 指導監査の具体的な内容は、入所者の処遇、生活環境、自立等への支援、又施設の運営管理が適正に行われているかを実地に確認するものです。
指導監査において、不正、著しい不当、最低基準違反等が認められる場合は、改善が図られるまで随時に特別監査を実施することとしています。

(3) 実績

- ① 実施結果……………一般指導監査
対象施設5施設のうち0施設
特別指導監査
対象施設無し

(22年度の主な指導事項、東北厚生局及び東海・北陸厚生局管内の4施設の結果)

事 項	主 な 内 容
入所者処遇	・ 処遇計画の必要に応じた見直しが不十分 ・ 苦情解決に関する手続き等に不備
入所者預り金の管理	・ 入所者預り金の管理が不十分
会計経理	・ 作業収益の会計処理に不備 ・ 退職給与引当金の会計処理に不備

② 年次推移 (実績)

(単位：施設)

22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
0	2	2	0	1

- 保護施設一覧は、以下のホームページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/documents/seikatsuhogo_shisetsu_h23.xls

18. 消費生活協同組合に対する検査について

(1) 制度の概要

11の(1)参照のこと

(2) 業務内容

- ① 生協に対する検査は、消費生活協同組合法第94条第2項に基づき組合の適正な運営を図ることを目的として実施しています。

検査は、関東信越厚生局管内の複数の都県で事業活動する組合に対し、消費生活協同組合連合会は概ね3年に1回、消費生活協同組合は概ね4年に1回実地による検査を行います。

(注) 組合の行う事業活動の区域が、都県の管轄する区域に限られている場合は、それぞれの都県が実施し、厚生局の管轄区域をまたがって事業活動を行っている場合は厚生労働省社会・援護局が実施しています。

- ② 検査の具体的内容は、組織運営、理事会運営、組合員管理、会計の状況等について確認するものです。

(3) 実績

- ① 22年度の計画と実績

22年度計画	6組合
22年度実績	6組合

- ・実施結果……………対象組合29のうち6組合
 (22年度の主な指導事項)

事 項	主 な 内 容
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記が適正に行われていない。 ・ 定款や整備すべき規程に不備 ・ 組合員管理が不適切 ・ 出資金等の管理が不適切 ・ 理事会への役員の出席が低調
組織・管理	
理事会運営	

総（代）会 事業運営 会計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会開催手続き等に不備 ・ 総代及び役員選出手続きに不備 ・ 員外利用の未把握等不適切な運営 ・ 決算関係書類に不備等
---------------------	---

② 年次推移（実績）

22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
6組合	12組合	1組合	2組合	5組合

指導養成課

1. 各種養成施設等の指定及び監督について

(1) 制度の概要

保健・医療・福祉サービスについては、従事者が直接、受益者に接することにより、心身の維持向上に寄与しています。このため、こうした業務については国家資格等を付与し、国民が不利益を被らないよう質の確保を図る必要があります。

関東信越厚生局において所管する養成施設等は、当該施設の課程を修了あるいは卒業することにより、国家資格又は国家試験の受験資格等が得られることから、養成される内容の質が確保され、基準に基づき適正に運営されるよう指導監督を行っています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、次の表に掲げる職種について、申請に基づき指定、変更の承認等の事務を行うとともに、基準に則り適正な運営が図られるよう指導調査の事務を行っているところです。

平成22年4月1日現在の養成施設等の学校数、課程数及び入学定員は次のとおりです。

施設種別	学校数	課程数	入学定員
栄養士養成施設	51	51	4,805
管理栄養士養成施設	40	40	3,185
調理師養成施設	76	157	10,227
理容師養成施設	27	48	1,743
美容師養成施設	79	159	17,247
製菓衛生師養成施設	24	41	3,188
食品衛生管理者養成施設	50	70	6,927
指定保育士養成施設	161	189	19,007
社会福祉士養成施設	21	27	4,680
介護福祉士養成施設	125	145	6,956
福祉系高等学校	28	29	2,356
社会福祉主事養成機関	20	21	7,065
精神保健福祉士養成施設	12	23	2,350
児童福祉司養成施設	3	3	105
児童福祉施設職員養成施設	4	4	115
知的障害者福祉司養成施設	1	1	40

救急救命士養成所	17	18	1,285
診療放射線技師養成所	6	7	419
臨床検査技師養成所	10	10	550
理学療法士養成施設	38	52	2,595
作業療法士養成施設	30	37	1,359
視能訓練士養成所	5	7	230
臨床工学技士養成所	11	14	697
義肢装具士養成所	3	3	68
言語聴覚士養成所	12	15	618
あん摩マッサージ指圧師養成施設	2	4	240
はり師・きゅう師養成施設	30	54	1,906
あ・は・き師養成施設（※）	13	21	824
柔道整復師養成施設	33	62	2,958
歯科衛生士養成所	36	41	2,330
歯科技工士養成所	8	9	494
保健師助産師看護師養成所	186	219	11,384
合 計	1,162	1,581	117,953

※：あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

注1）食品衛生管理者養成施設には食品衛生監視員養成施設を含みます。

注2）社会福祉士養成施設には社会福祉士学校を、また、介護福祉士養成施設には介護福祉士学校をそれぞれ含みます。

（以下、同じ。）

注3）食鳥処理衛生管理者養成施設、身体障害者福祉司養成施設は、関東信越厚生局管内に指定を受けた養成施設はありません。

〔資料：各都県別養成施設等の指定状況等は、第V章 資料・データ集 指導養成関係を参照〕

（3）実績

ア 指定等に関する事務

平成22年度における指定、変更の承認及び変更届の受理等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

施設種別	処理件数				
	指定 (認定)	取 消	内 容 変 更	実 習 設 施	変 更 届
栄養士養成施設	0	6	10	—	20
管理栄養士養成施設	0	0	6	—	3
調理師養成施設	2	1	6	—	7
理容師養成施設	0	0	4	—	42
美容師養成施設	1	2	10	—	132
製菓衛生師養成施設	0	0	1	—	11
食品衛生管理者養成施設	2	0	0	—	54
指定保育士養成施設	5	2	179	—	38
社会福祉士養成施設	2	1	11	—	58
介護福祉士養成施設	3	9	11	—	152
福祉系高等学校	0	0	4	—	46
社会福祉主事養成機関	0	3	1	—	8
精神保健福祉士養成施設	2	0	4	36	6
児童福祉施設職員養成施設	0	0	0	0	1
救急救命士養成所	0	0	5	4	2
診療放射線技師養成所	0	1	2	1	0
臨床検査技師養成所	0	0	6	2	3
理学・作業療法士養成施設	0	8	11	41	14
視能訓練士養成所	0	0	3	0	2
臨床工学技士養成所	1	1	1	2	7
義肢装具士養成所	0	1	1	3	3
言語聴覚士養成所	0	1	4	9	7
あ・は・き師等養成施設※	0	1	25	0	35
柔道整復師養成施設	2	1	17	0	24
歯科衛生士養成所	0	1	6	10	7
歯科技工士養成所	0	0	3	0	6
保健師助産師看護師養成所	2	7	93	72	45
計	22	46	424	180	733

※：あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師・きゅう師養成施設、及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

注：上記の表に用いている用語は、次のように省略しています。

・指定（認定）：新規指定（認定）

- ・ 取消：申請による指定の取消し承認（但し栄養士、調理師は届け出数）
- ・ 内容変更：指定内容変更の承認（カリキュラム変更等）
- ・ 実習施設：実習施設の追加等承認
- ・ 変更届：変更届の受理

イ 指導監督に関する業務

（ア）指導調査の実施施設・実施課程

養成施設等に対する指導調査の実施状況は、次表のとおりです。

施設種別	実施施設数	実施課程数
栄養士養成施設	4	10
管理栄養士養成施設	6	6
調理師養成施設	4	6
理容師養成施設	1	2
美容師養成施設	1	2
製菓衛生師養成施設	2	2
食品衛生管理者養成施設	6	6
指定保育士養成施設	2	2
社会福祉士養成施設	1	1
介護福祉士養成施設	4	4
社会福祉主事養成機関	1	1
精神保健福祉士養成施設	1	1
福祉系高等学校	1	1
診療放射線技師養成所	1	1
臨床検査技師養成所	1	1
理学療法士養成施設	2	4
視能訓練士養成所	1	1
あ・は・き師養成施設	1	2
はり師・きゅう師養成施設	2	4
柔道整復師養成施設	3	6
歯科技工士養成所	1	1
保健師助産師看護師養成所	13	13
計	59	77

(イ) 指導調査の都県別実施課程

平成22年度における都県別の実施課程数は、次表のとおりです。

都県名	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県
実施数	5	5	3	8	10
東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	計
31	8	5	1	1	77

2. 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に関する業務について

(1) 制度の概要

平成21年4月1日施行の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、社会福祉に関する科目又は基礎科目を修了し、社会福祉士又は介護福祉士の試験を受験しようとする者について、当該受験者の利便性に配慮し、その修了した科目が基準を満たしているかどうかを個別に審査する手続を省略できるよう、実習演習科目について、文部科学大臣及び厚生労働大臣による事前の確認を受けることができる仕組みが定められました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、平成20年度から、当該実習演習科目の確認を行っています。

(3) 実績

実習演習科目の確認に関する業務の実績は、次表のとおりです。
(単位：件)

区 分	処理件数	
	22年度	21年度
実習演習科目の確認	2	5

3. 各種講習会に関する業務について

3-1 食品衛生管理者資格認定講習会の登録について

(1) 制度の概要

食品衛生管理者は、食品衛生法第48条の規定により、製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であって、食品衛生法施行令で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならないこととなっています。

食品衛生管理者の資格要件の一つとして、学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会（食品衛生管理者資格認定講習会）の課程を修了した者と定められています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、この食品衛生管理者資格認定講習会にかかる申請書の内容を確認し、登録する業務を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

区 分	登録件数	
	22年度	21年度
講習会の登録	1	0

3-2 食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録について

(1) 制度の概要

食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条の規定により、食鳥処理業者が食鳥処理を衛生的に管理させるため、食鳥処理場ごとに、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則で定めるところの十分な員数を、置かなければならないこととなっています。

食鳥処理衛生管理者の資格要件の一つとして、学校教育法第47条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会（食鳥処理衛生管理者資格取得講習会）の課程を修了した者と定められています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、この食鳥処理衛生管理者資格取得講習会にかかる申請書の内容を確認し、登録する業務を行っています。

(3) 実績 (単位：件)

区 分	登録件数	
	22年度	21年度
講習会の登録	1	4

3-3 介護技術講習等に係る実施報告及び変更届出の受理について

(1) 制度概要

介護福祉士試験の実技試験の受験者数の増大を受けて、介護福祉士試験の受験者の資質向上及び介護福祉士実技試験の適正実施に資するため、介護等に関する専門的技術についての講習（介護技術講習）を修了した者について、その者の申請により、以後3回の実技試験を免除する制度が、平成17年度から導入されました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、当該講習の実施届、変更届及び実施報告書などの受理業務を行っています。

(3) 実績

ア．平成22年度における介護技術講習等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数	書類の届出期限
講習実施届の受理	62	実施予定年度の前年度の1月末
実施変更届の受理	26	講習の実施場所・期日及び日程並びに受講定員に係るものが含まれる場合は最初の講習会を実施する2か月前、その他はすみやかに。
実施報告書の受理	239	講習会終了後1か月以内
計	327	
受講者数（人）	17,725	
修了者数（人）	17,463	

イ．主任指導者養成講習及び指導者養成講習の処理状況

区 分	主任指導者	指導者	計
修了者名簿の受理（件）	12	15	27
修了者数（人）	101	328	429

3-4 社会福祉主事資格認定講習会の指定及び監督について

(1) 制度の概要

社会福祉主事の人材の確保及び資質の向上を図るため、社会福祉法第19条第1項第2号に基づき、社会福祉主事資格認定講習会が実施されています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、当該講習会の指定、変更届及び報告書の受理等の業務を行っています。

(3) 実績

平成22年度における社会福祉主事資格認定講習会に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数	
	22年度	21年度
事業報告書の受理	2	2

3-5 児童福祉司資格認定講習会の指定及び監督について

(1) 制度の概要

児童福祉司の人材の確保及び資質の向上を図るため、児童福祉法第13条第2項第1号に基づき、児童福祉司資格認定講習会が実施されています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、当該講習会の指定、変更届及び報告書の受理等の業務を行っています。

(3) 実績

平成22年度における児童福祉司資格認定講習会に関する業務の実績は、次表のとおりです。(単位：件)

区 分	処理件数	
	22年度	21年度
事業報告書の受理	1	1

3-6 社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施届出及び変更届出の受理について

(1) 制度の概要

平成21年4月1日施行の社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い、社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会を行っています。

(2) 業務内容

平成21年度実施分から、関東信越厚生局において実施届等の受理業務を行っています。

(3) 実績

平成22年度における社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会に関する業務の実績は、次表のとおりです。

区 分	処理件数
社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理	0
社会福祉士実習指導者講習会実施届の受理	3
介護教員講習会実施届の受理	0
介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理	4
計	7

3-7 関東信越地区保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）の実施について

(1) 制度の概要

病院以外の実習施設で次に掲げる特定分野について実習指導の任にある者を対象として、効果的な臨地実習指導のために必要な知識・技術を習得すること等を目的に、講習会（特定分野）を実施しています。

(特定分野)

- ・ 保健師養成所における地域看護学
- ・ 助産師養成所における助産学
- ・ 看護師養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論

- ・ 准看護師養成所における老年看護及び母子看護

(2) 業務内容

平成19年度から「関東信越地区保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）を実施しています。

(3) 実績

平成19年度から平成22年度までの当該講習会の受講修了者数は、次表のとおりです。

区分（年度）	22年度	21年度	20年度	19年度	合計
受講修了者数（人）	80	78	77	48	283

医事課

1. 健康危機管理について

(1) 制度の概要

医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を総括しております。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、平成17年度より、管内1都9県の健康危機管理関係所管課及び関係機関（検疫所、地方衛生研究所等）の連絡網を作成し、また、関係職員を対象として「関東信越ブロック健康危機管理連絡協議会」を定期的開催し、健康危機管理に対する共通の認識、情報の共有化等により、関係機関の職員の相互連携を強化し、現実健康危機が発生した場合、有効な対策がとれるよう推進しています。

(3) 実績

(単位：回)

	22年度	21年度
地方衛生研究所等主催による地域保健総合推進事業に係る地域ブロック会議、ブロック長会議等へ出席	3	4

2. 医療安全に関する取り組みの普及及び啓発について

(1) 制度の概要

医療機関等に対して、医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管しております。

厚生労働省では平成13年度より毎年11月25日を含む1週間を「医療安全週間」と位置け医療安全対策の推進を図っております。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、平成14年度から例年11月（「医療安全週間」の前後）に、管内病院の医療機関の管理者及び医療安全管理者等を対象に、医療安全に関する知識の習得を目的として、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

(3) 実績

医療安全管理者等の資質向上を図るため、「医療安全に関するワークショップ」をつぎのとおり開催しました。

開催日：平成22年11月15日～11月19日

場所：さいたま新都心合同庁舎1号館6階（6A）

参加者数：107名

*「平成22年度医療安全に関するワークショップ」プログラムは第V章資料・データ集 医事課関係を参照

3. 医師の臨床研修について

(1) 制度の概要

臨床研修病院の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保に関する業務を所管しております。

医師臨床研修制度は昭和23年に卒後1年のインターン制度として開始され昭和46年に臨床研修医制度として創設されました。昭和46年に創設された制度は、努力規定として位置づけられた研修でありましたが、平成16年4月からは、診療に従事しようとする医師には、2年以上の臨床研修を受けることが必修化となり医師法により義務づけられました。

この医師臨床研修制度の基本理念は、「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学および医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならない。」となっております各臨床研修指定病院で作成されたプログラムで研修が実施されます。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、臨床研修修了に伴う医籍登録業務のほか、効果的な研修が実施されるよう、新規指定もしくはプログラム変更の申請を行った病院の研修プログラムの内容を精査し、関係法令の定める基準に照らして審査を行い、円滑に運用されるよう指導しております。

また、平成19年4月からは、臨床研修費等補助金の交付に関する事業が厚生労働省より事務委任され、各都県より提出される申請書の審査等も行っております。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
新規指定申請等の審査の状況		
臨床研修病院の新規指定申請に係る審査	10	2
臨床研修プログラムの変更	157	466
医籍登録の状況		
医籍登録件数	2,972	2,780
臨床研修費等補助金の交付状況 交付先及び交付額		
交付先	1都9県 (290件)	1都9県 (279件)
交付額	56億 7066万円	57億 4839万円

臨床研修病院等の実地調査の状況			
既指定臨床 研修病院	22年度		21年度
	計画	実績	実績
	5～10	9	1

臨床研修病院指定状況

都県別指定病院数

府県名	施設数		
	施設数計	基幹型	協力型
茨城県	56	21	35
栃木県	22	9	13
群馬県	44	15	29
東京都	153	74	79
千葉県	74	30	44
埼玉県	53	29	24
神奈川県	100	53	47
新潟県	58	16	42
山梨県	23	5	18
長野県	47	26	21
合計	630	278	352

※基幹型であり、協力型病院でもある場合は、基幹型に計上

大学医学部附属病院数

府県名	施設数		
	施設数計	基幹型相当	協力型相当
茨城県	2	2	0
栃木県	3	2	1
群馬県	1	1	0
東京都	31	24	7
千葉県	7	7	0
埼玉県	7	6	1
神奈川県	14	9	5
新潟県	1	1	0
山梨県	1	1	0
長野県	1	1	0
合計	68	54	14

※基幹型であり、協力型病院でもある場合は、基幹型に計上

◎臨床研修病院等の情報については、下記ホームページを参照下さい。

サイト名：臨床研修プログラム検索サイト
 (<http://www.reisjp.org/common/ad0.php>)

4. 歯科医師の臨床研修について

(1) 制度の概要

歯科医師臨床研修施設の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保に関する業務を所管しております。

歯科医師臨床研修は昭和62年に一般歯科医養成研修事業として開始されました。その後、平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上の臨床研修を受けなければならないものとされ、平成18年4月より歯科医師臨床研修の必修化が開始されました。

この歯科医師臨床研修制度の基本理念は、「臨床研修については、患者中心の全人格的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な診療能力(態度・技能・知識)を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることのできるものでなければならない。」となっており、大学病院や各臨床研修施設で作成し、医道審議会歯科医師臨床研修部会に諮られ、承認を受けたプログラムで研修が実施されます。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、新規指定もしくはプログラム変更等の申請を行った施設の研修プログラムの内容を関係法令の定める基準に照らして審査しております。また、他の地方厚生局管轄の申請の2次審査や臨床研修施設の実地調査も各厚生局の担当者との共同で実施しています。

また、全国各地で開催される指導歯科医講習会において、臨床研修制度の周知に関する講演を担当するなど、全国厚生局の総括的な役割も有しております。

臨床研修修了に伴う歯科医籍への登録に関する業務としては、修了者から提出される登録証交付申請書の審査及び発送業務を行っております。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
新規指定申請等の審査の状況（全国）		
臨床研修病院の新規指定申請に係る審査	151	56
臨床研修プログラムの変更	101	50
歯科医籍登録の状況		
歯科医籍登録件数	1,087	1,068
指導歯科医講習会への講師派遣件数	8	6

臨床研修施設等の実地調査の状況（全国）			
大学病院・指定臨床 研修施設	22年度		21年度
	計画	実績	実績
	30～40	47	36

臨床研修施設指定状況

都県別指定施設数

(単位：施設)

都県名	施設数			
	施設数計	単独型	管理型	協力型
茨城県	32	0	0	32
栃木県	26	1	0	25
群馬県	21	1	0	20
東京都	289	15	6	268
千葉県	126	3	3	120
埼玉県	159	3	1	155
神奈川県	192	8	1	183
新潟県	31	0	0	31
山梨県	9	1	1	7
長野県	27	4	0	23
合計	912	36	12	864

※単独型（管理型）であり、協力型施設でもある場合は、単独型（管理型）に計上

※単独型であり管理型でもある場合は管理型に計上

医科大学・歯科大学（附属）病院数

(単位：施設)

府県名	施設数			
	施設数計	単独型相当	管理型相当	協力型相当
茨城県	1	1	0	0
栃木県	2	2	0	0
群馬県	1	0	1	0
東京都	20	6	7	7
千葉県	7	2	4	1
埼玉県	5	0	3	2
神奈川県	5	0	5	0
新潟県	2	0	2	0
山梨県	1	1	0	0
長野県	2	1	1	0
合計	46	13	23	10

※単独型（管理型）であり、協力型病院でもある場合は、単独型（管理型）に計上

※単独型であり管理型でもある場合は管理型に計上

◎臨床研修病院等の情報については、下記ホームページを参照下さい。

サイト名：歯科医師臨床研修プログラム検索サイト

(<http://www.d-reis.jp/common/ad0.php>)

5. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療について

(1) 制度の概要

心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する業務を所管しております。

心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その症状の改善及びこれに伴う同様な他害行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」が平成17年7月に施行されました。

この法律は、心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者であって、不起訴処分又は無罪等の裁判が確定した者に対しての処遇が定められたものであります。

(2) 業務概要

関東信越厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。また、この法律では、対象者の処遇を決定するために、裁判官と精神科医（精神保健審判員）、必要に応じて精神保健福祉の専門家（精神保健参与員）で審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成なども行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
指定入院医療機関の指定	1	4
指定通院医療機関の指定	9	17
指定入院医療機関の選定及び移送	97	94
指定通院医療機関の選定	55	56
精神保健判定医の名簿収載	314	281
精神保健参与員の名簿収載	240	239
診療報酬請求の審査・支払	5,619	4,447
指定入院医療機関に対する指導監査	10	6
指定通院医療機関に対する指導監査	3	5

その他、法施行に際し、制度の円滑な運用のために、厚生労働本省、各都県担当部局、地方裁判所、保護観察所、鑑定病院等の関係機関と度重なる打合せを行っております。

◎心神喪失者等医療観察法についての情報は、下記を参照下さい。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sinsin/>)

6. 医師確保及び地域医療の確保・推進について

(1) 制度の概要

医師の確保に関すること及び地域医療の確保・推進に関する業務を所管しております。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、平成18年度に成立した医療制度改革関連法に基づき、地域や診療科による医師不足問題への対応や、医療計画・健康増進計画等の見直し等に関して、地方自治体等に対し支援を行っています。

(3) 実績

	22年度	21年度
地方公共団体からの医師派遣申請	申請なし	申請なし
各都県が開催する地域医療対策協議会等への出席	3都県5回	6都県 16回

7. 行政処分を受けた医師・歯科医師の再教育について

(1) 制度の概要

医師等の行政処分に係る調査の実施に関する業務及び行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関する業務を所管しております。

医師法及び歯科医師法の改正に伴い、平成19年4月1日より、1年以上の業務停止の行政処分を受けた医師・歯科医師、免許の取り消し処分に対し再免許を受けようとする者は、再教育として個別研修(倫理研修又は技術研修)を実施することになりました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、個別研修開始前における個別研修計画書の受理及び個別研修終了後における個別研修修了証の交付を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
個別研修計画書受理	8	6
個別研修修了証交付	6	10

8. 薬事監視業務

8-1 医薬品製造業等の許可業務について

(1) 制度の概要

業として医薬品等を製造する場合は、薬事法に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を取得する必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製造する製造所の許可については、地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県にその権限が委譲されています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局ではこれらの許可に関する申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

ア 厚生労働大臣の指定する医薬品、医療機器

- ・ 生物学的製剤
- ・ 放射性医薬品
- ・ 国家検定医薬品
- ・ 遺伝子組換え技術応用医薬品
- ・ 細胞培養技術応用医薬品
- ・ 細胞組織医薬品
- ・ 特定生物由来製品医薬品
- ・ 細胞組織医療機器

イ 地方厚生局における具体的業務

製造業等申請及びその届出に係る処理事項

- ・ 医薬品、医療機器製造業許可
- ・ 医薬品、医療機器製造業許可更新
- ・ 医薬品、医療機器製造業区分追加（変更）許可
- ・ 生物由来製品製造管理者の承認
- ・ 各種届出の受理（変更、休止、廃止、再開の届）
- ・ 医薬品製造、医療機器製造業許可証書換・再交付

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
医薬品・医療機器製造業の許可等件数	135	121

(* 詳細は第V章資料・データ集 医事課関係を参照)

8-2 毒物劇物製造業等の登録等事務について

(1) 制度の概要

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業又は輸入業の登録を受けた毒物劇物営業者でなければ、毒物及び劇物を販売又は授与の目的で、製造又は輸入してはならない。また、毒物劇物販売業の登録を受けた者でなければ、毒物及び劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならないとされています。このうち毒物劇物製造業又は輸入業の一部の登録に係る厚生労働大臣の権限が地方厚生局に委任されています。（毒物劇物製造業又は輸入業の一部及び毒物劇物販売業の全部の登録が都道府県知事の権限となっています。）

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、これらに係る申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

ア 地方厚生局長が行う登録業の範囲

都道府県知事が行う製造業及び輸入業（製剤の製造若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者）以外の製造業及び輸入業です。

イ 地方厚生局における具体的業務

事務処理する申請及び届出

- ・毒物劇物製造（輸入）業登録
- ・毒物劇物製造（輸入）業登録更新
- ・毒物劇物製造（輸入）業登録変更（品目追加）
- ・登録票（許可証）書換え交付
- ・登録票（許可証）再交付
- ・毒物劇物取扱い責任者設置届（変更届）
- ・各種変更届

(3) 実績

（単位：件）

	22年度	21年度
毒劇物営業者の登録等業務件数	1, 168	1, 150

（＊詳細は第V章資料・データ集 医事課関係を参照）

8-3 輸入監視業務（薬監証明発給業務）について

(1) 制度の概要

平成17年3月31日薬食発第0331002号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬品等輸入監視要領の改正について」の別添「医薬品等輸入監視要領」に基づき、薬事法又は毒物及び劇物取締法の規定により、輸入される医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、毒物及び劇物の検査を通関前に行い、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流通することを未然に防ぐことを目的とし、通関前に輸入者に指定の書類を提出させています。

(2) 業務内容

地方厚生局では、上記提出書類を審査し、問題がなければ「厚生労働省確認済輸入報告書」（以降「薬監証明書」という。）を発給します。

ア 輸入監視業務の所轄範囲

函館税関、東京税関及び横浜税関で通関される輸入貨物

(参考)

- ・近畿厚生局：名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関
- ・九州厚生局沖縄麻薬取締支所：沖縄地区税関

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
薬監証明書発給件数	36,749件	34,109件
薬監証明等に係る電話照会件数	約1,000件/月	約1,000件/月

(*詳細は第V章資料・データ集 医事課関係を参照)

8-4 立入検査等業務

(1) 制度の概要

医薬品等の製造業の許可要件として、その製造所（前期の許可を受けた業態）の構造設備が厚生労働省令で定める基準に適合することが求められています。地方厚生局では、平成16年3月まで医薬品等の大臣許可施設に対して厚生労働省令で定める基準に適合しているかを実地又は書類により調査していたが、平成16年4月よりこの業務を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に行わせることとなりました。

(2) 業務内容

地方厚生局ではその結果を受け許可要件を満たしているかどうかを確認することとなりました。

ただし、許可対象施設において違反が判明した場合等、保健衛生上の確保を図る必要があると判断される場合には、事情聴取や立入検査等を行い、その結果に応じて報告命令や改善命令及び業務停止の法に基づく執行を、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課と連絡、相談しながら実施します。

参考：製造所が遵守すべき要件

「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則」

「医療用具の製造管理及び品質管理規則」

「放射性医薬品の製造及び取扱規則」

「薬局等構造設備規則」

(3) 実績

なし（医薬品製造業の廃止届に伴う現地調査の同行（任意） 1件実施）

8-5 医薬品等輸入届書の確認業務について

(1) 制度の概要

未承認医薬品等の日本国への不法な持込の水際での防止及び医薬品等の輸入の際の通関手続きの円滑化・効率化の観点から、改正薬事法の施行に伴い平成17年4月1日より、医薬品等を輸入し、製造販売又は製造しようとする製造販売業者又は製造業者は、通関のときまでに輸入品目等を届けなければならないこととされています。

(2) 業務内容

地方厚生局では、提出された輸入届書について、添付書類との照合により記載内容の確認を行い、届出者に確認印を捺印したものを返送します。

(3) 実績

（単位：件）

	22年度	21年度
医薬品等輸入届の確認件数	24,426	24,789

（*詳細は第V章資料・データ集 医事課関係を参照）

食品衛生課

1. 総合衛生管理製造過程の承認について

(1) 制度の概要

平成7年5月、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律が公布され、食品の製造等に関して危害を未然に防止する衛生管理手法として国際的にも有効とされるHACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)に基づく総合衛生管理製造過程の承認制度が創設されました。本制度は、規制緩和策の一環として発足し、承認を受ければ必ずしも食品衛生法の製造基準によることなく、独自の方法により食品を製造できる仕組みを導入したものです。平成15年の食品衛生法の改正では本制度の一層の充実・強化を図るため、一定の有効期限（3年間）を設定する更新制度が導入されました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、総合衛生管理製造過程の申請（新規、更新、変更）内容の審査、立入調査、定期監視を通じて事業者への指導を行い、HACCPによる衛生管理の推進とその基礎を成す一般的衛生管理、特に事業者による内部検証の向上に努めています。

- ・総合衛生管理製造過程の承認審査等
- ・事前相談（申請者及び都道府県等）
- ・書類審査（原料から製品出荷までの製造工程での衛生管理及び科学的根拠に基づいた重要な管理点の設定等承認基準に基づく審査）
- ・立入調査（現地における製造工程の確認及び改善指摘などの調査）
- ・指摘事項の確認（書類審査、現地調査で発出した指摘事項に対する改善状況などの確認・審査）
- ・承認書の交付

(3) 実績

（単位：件）

	22年度			21年度
	計画	実績	実施率	実績
新規承認検査件数	/	1	/	12
変更承認検査件数		12		7
更新承認検査件数		61		24
その他の検査件数		97		139
年度計	176	171	97.2%	182

総合衛生管理製造過程施設一覧（関東信越厚生局管内）及び立入調査結果の主な指摘事項は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/index.html

2. 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督並びに食品衛生検査施設に対する技術的助言について

(1) 制度の概要

食品衛生法第29条に規定される都道府県等の食品衛生検査施設及び法第31条に規定される登録検査機関では、食品衛生検査技術の高度化・多様化に伴い試験検査の信頼性を確保する見地から、適切な業務管理を実施する必要が生じ、平成7年の食品衛生法改正時にこれらの食品衛生検査施設及び登録検査機関にG L P（Good Laboratory Practice）による業務管理が導入されました。さらに、平成15年の食品衛生法の改正によって公正性・中立性を備える民間法人でも検査が実施できるように指定制度から登録制度に移行され、定期的な見直しを行うための更新制度の導入、検査の技術的基準が設けられ、制度の透明性が図られています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、検査機関の登録業務の他に登録検査機関に対して業務規程の遵守、試験検査の精度管理及び業務管理の実施、帳簿等の適正な記録とその保存をはじめとしたG L Pへの適合性に関する監査指導等を実施しています。また、地方衛生研究所等の自治体が設置する食品衛生検査施設に対しては、必要に応じG L Pに関する技術的助言を行っています。

①登録検査機関

登録・認可に関する事項

- ・登録の申請
- ・検査事業所の設置等の届出受理
- ・業務規程の認可及び変更認可
- ・検査業務の休止・廃止の許可
- ・登録事項変更の届出受理
- ・適合命令、改善命令

製品検査・自主検査等の業務管理に関する事項

- ・業務管理に関する技術上の基準への適合性（組織、施設・検査器具等の管理、製品検査の管理、信頼性確保業務等）に係る監査指導
- ・業務規程の遵守に係る監査指導
- ・帳簿の記載事項・保存に関する監査指導
- ・立入調査等の実施

②検疫所が行う試験及び検査の業務に関する点検及びその結果に基づく助言

③都道府県等の食品衛生検査施設に対する技術的助言等

(3) 実績

①新規登録施設 0 施設

平成 22 年度	計画	実績	実施率
登録検査機関への立入回数 (定期)	37 件	39 件	124.3%
登録検査機関への立入回数 (臨時)		7 件	

登録検査機関に対する精度管理研修会の開催 1 回

- ・実施年月日 平成 23 年 3 月 4 日
- ・実施場所 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 5 階会議室

②自治体関係者への業務管理研修会

自治体開催の精度管理研修会へ講師派遣 1 回

- ・平成 22 年度食品衛生検査 GLP 担当者会議 (新潟県)
- ・実施年月日 平成 23 年 3 月 10 日
- ・実施場所 新潟県庁職員会館

登録検査機関の一覧 (関東信越厚生局管内) 及び監査結果の主な指摘事項は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。(関東信越厚生局ホームページ内)

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/index.html

3. 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションについて

(1) 制度の概要

平成 15 年に食品安全基本法の制定及び食品衛生法の改正により、国民の健康保護を優先する新たな食品安全行政の基本的な方策として「リスク分析手法」が導入され、その具体的な実施と展開を支える柱として「リスクコミュニケーション」が位置づけられました。厚生労働省では、平成 15 年から内閣府 (食品安全委員会)、農林水産省との連携を図りながら、消費者、食品関連事業者、専門家、メディアなどとのリスクコミュニケーションの取組を進めています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、自治体と協力しながらリスクコミュニケーションの実施について取組を行っています。

(3) 実績

「安全な食品ができるまで (施設見学型)」 (さいたま市共催)

- ・実施年月日 平成 22 年 8 月 23 日
- ・実施場所 株式会社ロッテ浦和工場 (さいたま市)

「食の安全・安心シンポジウム～食品添加物とのつきあい方～」意見交換会 (埼玉県共催)

- ・実施年月日 平成23年1月31日
 - ・実施場所 さいたま新都心合同庁舎1号館2階講堂（さいたま市）
- 食品の安全性に係る意見交換会の実施結果は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）
- http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/index.html

4. 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止について

(1) 制度の概要

健康の保持増進に役立つものとして販売される食品が増加してきており、これらの食品について虚偽又は誇大な広告が行われた場合、これを信じた国民が適切な診療の機会を失う等のおそれがあることから、健康増進法の一部が改正（平成15年5月30日）され、食品として販売するものに関し、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示を行い、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないこととされました。

この規定に違反し、かつ、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがある表示の場合、その者に必要な措置をとるべき旨の勧告、および勧告に従わない場合の命令の権限が平成16年4月1日より厚生労働大臣から地方厚生局長にも委任されました。また、平成21年9月1日には消費者庁が設置されたことに伴い、健康増進法に係る虚偽・誇大広告等の表示取締の権限について厚生労働大臣から内閣総理大臣（消費者庁長官）に移管されました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、食品として販売するものに関し、健康の保持増進効果を謳う表示について事業者への指導及び消費者庁や自治体と連携を図りながらその指導等を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
自治体からの相談及び指導	54	35
事業者からの相談及び指導	1	1

5. 食肉輸出施設に対する認定について

(1) 制度の概要

国産牛肉の米国への輸出は、米国政府が定める施設の構造・設備、衛生管理及び検査法等の衛生要件に適合すること、並びにこれらの適正な実施が米国政府の査察により確認されることが要件となっています。

また、カナダ政府、香港政府も同様な政策を行っており、平成19年3月に対米国輸出食肉取扱い施設が対カナダ輸出食肉取扱い施設として認定され、平成20年1月に対香港輸出食肉取扱い施設として、また、平成21年7月には対シンガポール輸出食肉取扱い施設としても認定されました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、対米国輸出食肉取扱い施設として認定されている施設に対して、毎月1回の査察を行うとともに輸出施設等の監視・改善指導等を実施しています。

①食肉輸出施設の認定準備作業

- ・事前相談（申請者及び自治体等）
- ・認定に関する本省との連絡調整

②認定施設に対する査察及び指導

- ・認定施設への定期的な現地査察（12回/年）
- ・査察結果に基づく改善措置を自治体に通知するとともに本省へ報告
- ・輸入国による査察の際の対象施設への同行

(3) 実績

(単位：回)

	22年度	21年度
現地査察	11	12

食肉輸出認定施設一覧は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。

(関東信越厚生局管内：関東信越厚生局ホームページ内)

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhi_n/index.html

(全国：厚生労働省ホームページ内)

http://www.mhlw.go.jp/topics/haccp/other/yusyutu_syokuniku/index.html

6. 対EU、対米国輸出水産食品認定施設に対する認定に係る指導、確認及び査察について

(1) 制度の概要

EU域内に輸出される水産食品については、その加工場等がEUの定めた要件に適合しなければならないこととされましたが、一方、米国では、水産食品に対するHACCPの導入に関する連邦規則が平成9年12月18日から施行され、この規則が我が国から米国へ輸出される水産食品に対しても適用されることとなり、その取扱いについて厚生省（当時）は平成9年12月に「対米輸出水産食品の取扱い要領」を定めました。

このため、EUや米国に水産食品を輸出する場合にあってはこれらの要領に基づいて、都道府県等がHACCPをはじめとした諸要件を具備していることを確認した認定施設において、製造加工された水産食品のみが輸出可能となっています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、水産食品取扱施設の認定に係る現地調査や認定後の現地査察等について自治体とともに実施しています。

①認定に係る指導・確認

- ・自治体からの事前確認
- ・認定可否の決定（自治体の審査及び調査の結果に基づいた協議に対する可否決定及びその結果の通知）

②認定施設に対する査察・調査

- ・認定施設への定期的な現地査察（年間の査察計画、対EU 2回／年、対米 1回／年）
- ・査察結果の通知（対象施設の改善指導等を自治体へ通知）
- ・認定施設及び登録施設の新規認定に係る現地調査（対EU 2施設）

(3) 実績

(単位：回)

	22年度			21年度
	計画	実績	実施率	実績
対米国輸出水産施設	10	10	100%	12
対EU輸出水産施設	6	8	133.3%	7

対EU、対米国輸出水産食品認定施設一覧（関東信越厚生局管内）は、以下のホームページに掲載していますのでご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/index.html

7. 食中毒に係る調整事務について

(1) 制度の概要

食中毒の発生を防止するため、当局管内の地方自治体（50自治体）に所属する食品衛生監視員が食品関係営業施設に対して監視指導を実施しています。近年の食品の広域流通化を踏まえ、複数の都道府県をまたがるような大規模食中毒事件の発生時には迅速な対応を図ることを目的として、厚生労働本省の指示に基づき、地方厚生局が都道府県等と共同で立ち入り調査等を行い、また、日常の食中毒予防対策等の実施及び食中毒事件の情報収集に関しても都道府県等と厚生労働省との間の連絡調整を行うこととされています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、複数の都県をまたがるような大規模食中毒の発生時には自治体等と共同で立ち入り調査等を行います。また、日常の食中毒対策等の実施及び食中毒事件の情報収集について、自治体及び厚生労働本省と連携を図り調整を行っています。

- ・食中毒事例の情報収集
- ・自治体との連絡調整
- ・厚生労働本省の指示に基づく調査

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
食中毒速報等収集	198	253

保険課

医療保険制度の概要

医療保険制度とは相互扶助の精神のもとに、企業のサラリーマンや事業主が普段から保険料を出し合い、病気、けが、出産、死亡などのときに必要な医療や現金の給付を受けることにより、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。【別表1】

○ 医療保険制度の種類

我が国の医療保険制度は職域保険である「被用者保険」と、地域保険である「国民健康保険」とに大別されます。被用者保険には、民間企業や団体に雇用されている人たちを対象とした「健康保険」、公務員を対象とした「共済組合」などがあり、すべての国民が労働の形態、職種、職域等によって、いずれかの制度に加入する国民皆保険の制度となっています。

	制度	加入者	保険者
被用者保険	健康保険	企業のサラリーマン・OLが加入	健康保険組合 全国健康保険協会
	船員保険	船員として船舶所有者に使用される方が加入	全国健康保険協会
	共済組合	国家公務員・地方公務員が加入	共済組合
地域保険	国民健康保険	自営業者等、被用者保険の加入者以外の方が加入	市区町村
	後期高齢者医療制度	75歳以上の方および65歳～74歳で一定の障害の状態がある方で、広域連合の認定を受けた方が加入	後期高齢者医療広域連合

保険課の業務内容

関東信越厚生局保険課の所掌する業務は、健康保険の保険者である健康保険組合及び全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という）支部に対する指導監督です。【別表2】

健康保険組合及び協会けんぽ支部は、国の医療保険制度の一端を担っていることから、医療保険制度に支障を来さないよう、適正な医療給付と健全な財政を確保するため、厳正に指導監督を実施しています。

保険課では、その他、設立・解散・合併等の事務指導、認可申請書等の審査事務、届書の確認事務、各種証明事務、諸調査及び諸統計の取りまとめなどを行っています。

1. 健康保険組合について

(1) 制度の概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。企業のサラリーマンが加入し、企業が単独で設立する場合は700人以上、同業種の複数の企業が共同で設立する場合は3,000人以上の被保険者数が必要であり、国の認可を受けて設立します。

平成23年3月末現在、当管内における健康保険組合数は817（茨城15、栃木9、群馬11、埼玉32、千葉34、東京594、神奈川78、新潟17、山梨5及び長野22）組合であり、全国の1,458組合のうちの56.0%を占めています。

平成22年度における新設組合等については、次のとおりです。

(新設)

平成22年10月1日 聖路加健康保険組合
平成22年11月1日 アボット健康保険組合

(分割による新設)

平成22年10月1日 ALICO健康保険組合

(解散)

平成22年4月1日 秩父鉄道健康保険組合
千葉県石油健康保険組合
ピーエス三菱健康保険組合

(合併による消滅)

平成22年4月1日 茨城銀行健康保険組合
三越健康保険組合
三菱商事ユニメタルズ健康保険組合
新日鉱グループ健康保険組合
日本マタイ健康保険組合
平成22年10月1日 日立金属健康保険組合

(2) 実績

① 各申請書等の処理件数

(単位：件)

	規約変更認可 申請書等の認可	規約変更届書等 の受理	厚生労働大臣への 提出書類の経由	公法人証明 印鑑証明
22年度	4,726	9,099	10,652	3,469
21年度	4,676	7,444	10,776	3,387

② 指導監督

健康保険組合への実地指導監査は、平成13年3月22日保発第76号厚生労働省保険局長通知及び平成22年3月31日保保発0331第4号厚生労働省保険局保険課長通知において示された実地指導監査の実施方針に基づき、次の組合に対して適正かつ円滑な組合運営を図る観点から実施しました。

- ・準備金等の合計額が法定給付費等の3ヶ月分相当未満若しくは給付費等臨時補助金の交付を3年度継続して受けている財政窮迫組合
- ・保険料の未収や診療報酬の未払いのある組合
- ・被保険者一人当たりの医療費が全組合の医療費の平均を大幅に超えている組合
- ・前回監査から相当期間が経過している組合

	計 画	実 績	実 施 率
22年度	171件	171件	100%
21年度	120件	124件	103.3%

主な指摘事項等

- ・レセプト点検等の外部委託については、個人情報保護及び事故防止の観点から、契約書に基づく業務処理状況の調査・監査を、現地に赴き定期的に実施すること
- ・会計諸帳簿は、記帳原因が生じた都度記帳するとともに、定期的に関係諸帳簿との突合を適確に行うこと
- ・収入支出予算科目の取扱いは、予算編成基準の科目説明に基づき適正に行うこと など

その他、監査実施状況、指摘事項等につきましては関東信越厚生局のホームページを参照ください。

(監査実施状況)

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/hoken/documents/h22_kenkokumiai_kekka.pdf

(指摘事項等)

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/hoken/documents/h22_shido_kekka.pdf

2. 協会けんぽ支部について

(1) 制度の概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、従来、国（社会保険庁）で運営していましたが、平成20年10月1日に協会けんぽが設立されたことにより、当管内10都県に所在する支部の指導監督を行うこととなりました。

(2) 実績

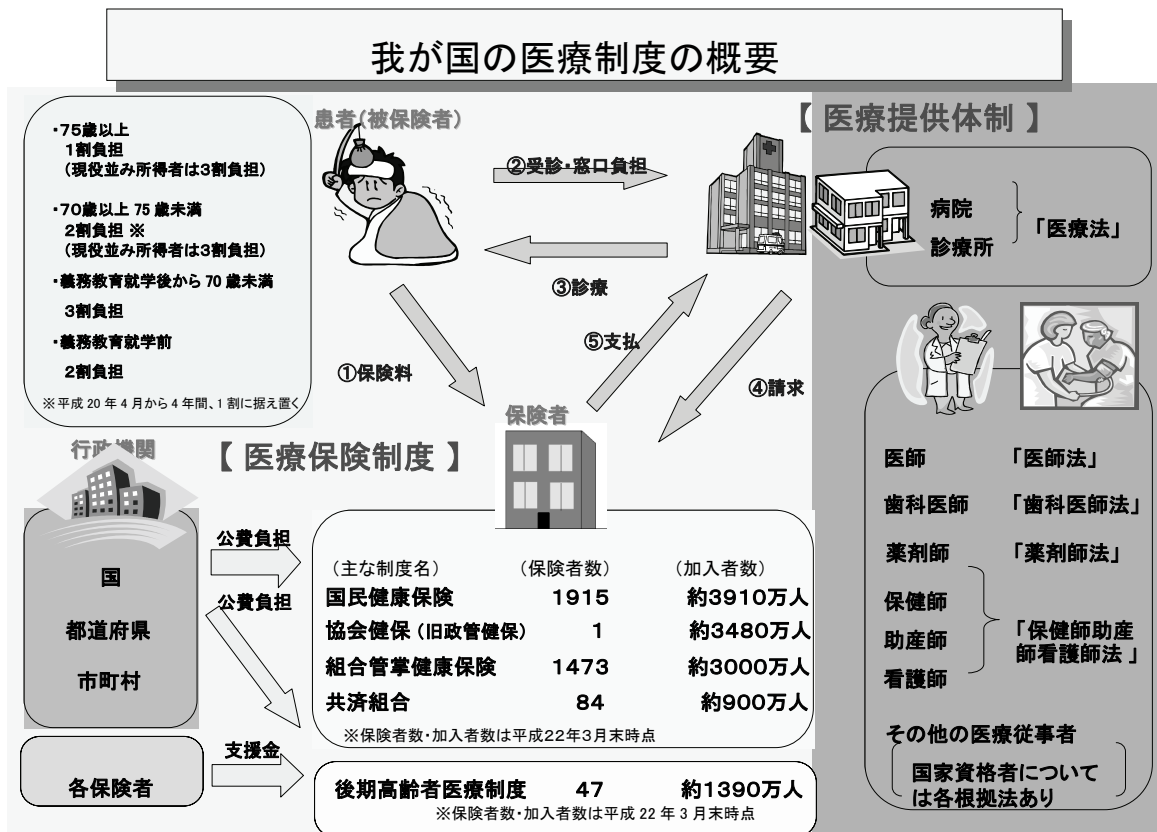
① 各申請書等の処理件数

協会けんぽ支部が自ら滞納処分を行う場合は、滞納処分認可申請書を提出し認可を受けなければなりません。平成22年度は申請がありませんでした。

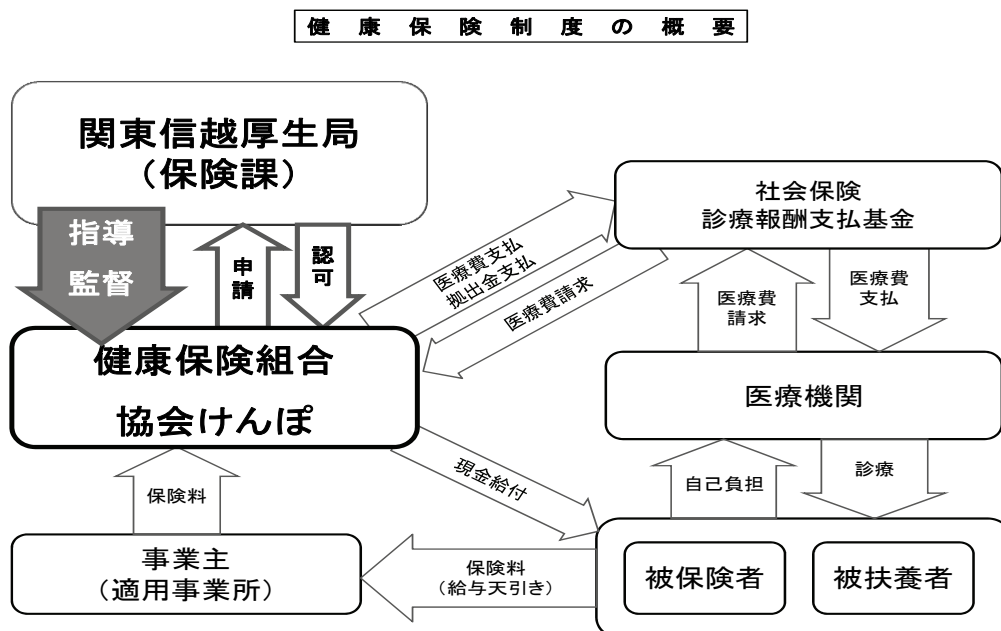
② 指導監督

平成22年1月7日保保発第0107第1号厚生労働省保険局保険課長通知において示された実地指導監査の実施方針に基づき、協会けんぽ3支部（茨城、山梨、新潟）に対し実施しました。

【別表 1】



【別表 2】



年金課

1. 厚生年金基金について

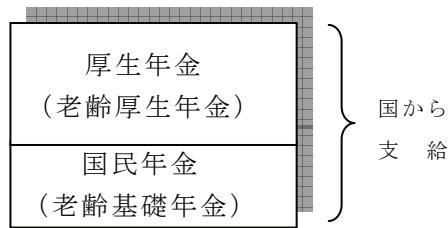
(1) 制度の概要

厚生年金基金制度は、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行給付）とともに、厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付（プラスアルファ部分）を行う企業年金制度で、従業員により手厚い老後保障を行うことを目的として、昭和 41 年に発足しました。

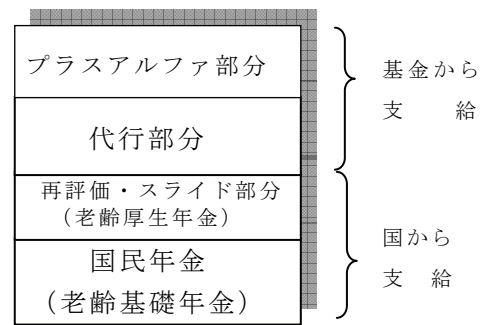
その後、生活水準の向上や経済・投資環境の変化などを踏まえ、制度の充実・改善が図られてきました。平成 14 年 4 月の法律改正から厚生年金基金は、代行部分を国へ返し（代行返上）、確定給付企業年金へ移行することも認められるようになっていきます。

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受け、特別の公法人として制度の運営・管理を行っています。

【基金に加入していない者】



【基金に加入している者】



(2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内、1 都 9 県の厚生年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届書等の受理、認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明並びに厚生年金基金の指導監督などの業務を行っています。

(3) 実績

①各申請書等の処理件数

厚生年金基金から受理した規約変更届書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明等
平成 22 年度	1, 088	1, 846	2, 837	986
平成 21 年度	1, 174	2, 150	3, 283	1, 005

②指導監督

厚生年金基金制度の適正な運営等を確保する観点から、指導監督にあたっては、法令・通達等に基づき適正な業務執行が図られていること、事業運営の内容が円滑かつ適正に行われていることを主眼として実施しています。

なお、基金の選定にあたっては、年金給付費等積立金の水準、加入員数の減少及び掛金の未収率などに着目して選定しています。

また、解散した厚生年金基金に対して、財産目録等承認申請時及び決算報告書等承認申請時に実地監査を実施しています。

ア 実地監査件数

(単位：件)

	平成22年度		平成21年度	
	現存の厚生年金基金	解散した厚生年金基金	現存の厚生年金基金	解散した厚生年金基金
計 画	68	—	64	—
実 績	66	5	56	6
実 施 率	97%	—	88	—

イ 主な指摘事項

事 項	指 摘 事 項
代議員関連	代議員会の表決は規約・代議員会会議規程に基づき行い、代議員会会議録には表決の経過を記載すること。
掛金関連	延滞金の調査確認及び調査決定、納入告知は、法令及び厚生年金基金事務取扱い準則に基づき、遅延なく適正に行うこと。
財務・会計関連	随意契約により調達を行う場合は、価格の比較により業者を決定した際には複数の業者の見積書、また総合的な評価により決定した際には評価結果等が記載された書類を作成することにより随意契約の理由を明らかにし、決裁を受けること。

- ・平成22年度厚生年金基金実地監査の結果については、以下のページに掲載していますので、ご覧下さい。

(関東信越厚生局ホームページ内)

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/nenkin/documents/kansakekka.pdf

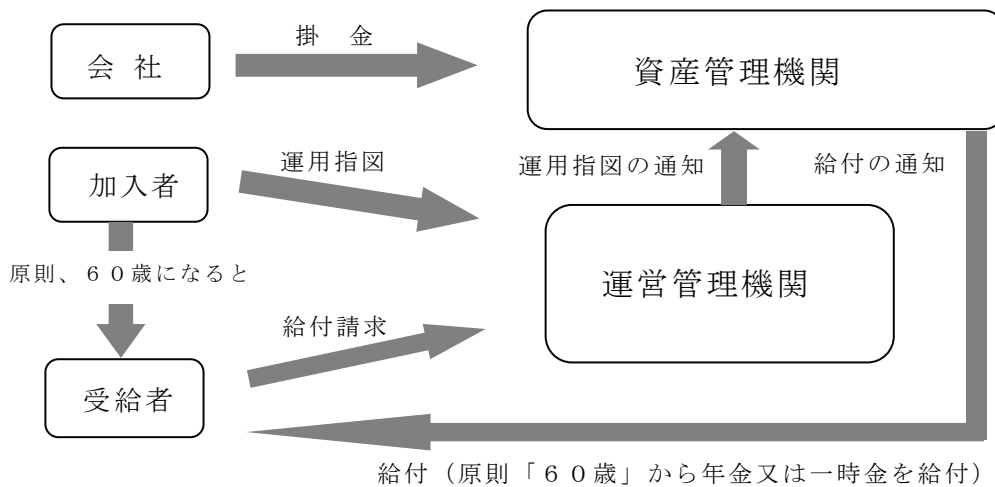
2. 確定拠出年金について

(1) 制度の概要

確定拠出年金制度は、個人又は事業主が拠出した資金（掛金）を将来の年金給付のために、個人が自己責任において運用の指図を行う制度です。

なお、給付額は掛金とその運用収益との合計額をもとに決定されます。

確定拠出年金が導入された背景には、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化、雇用の流動化等の社会経済状況の変化に十分対応し、老後の生活への備えを一層安定したものとするため、新たな選択肢として、自己責任を「原則」とする制度として平成13年10月に発足しました。



(2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内、1都9県に所在する確定拠出年金を実施している事業所にかかる規約承認申請書及び規約変更承認申請書・規約変更届出書等の受理を行い、関東信越厚生局長が承認をしています。

(3) 実績

事業主から受理した規約承認申請書及び規約変更承認申請書・規約変更届出書等の処理件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	規約承認申請書の承認	規約変更承認書等の承認	規約変更届出書等の受理
平成22年度	254	732	2,046
平成21年度	208	873	1,958

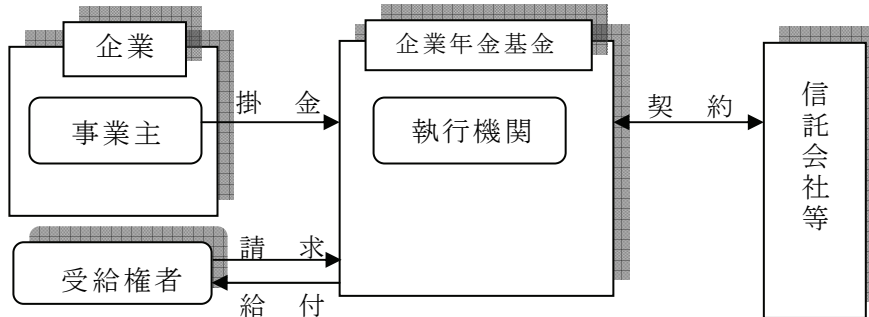
3. 確定給付企業年金について

(1) 制度の概要

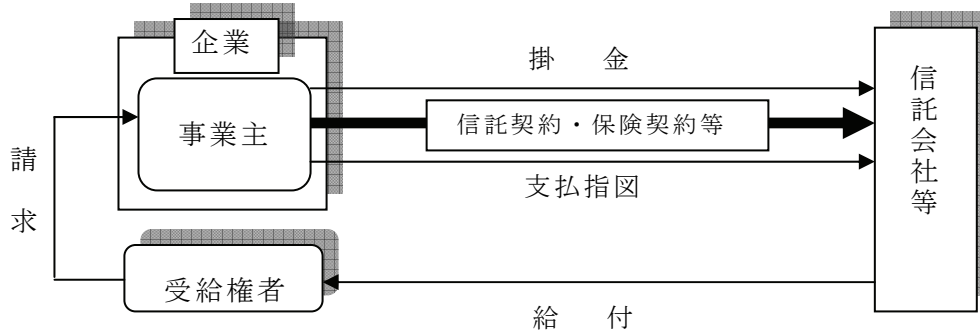
確定給付企業年金は、平成14年4月に発足した最も新しい制度で、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生命保険会社等が

契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格をもった基金を設立した上で、この基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

【基金型（企業年金基金）の概念図】



【規約型の概念図】



(2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内、1都9県に所在する確定給付企業年金を実施している事業所及び企業年金基金（以下、「企業年金基金等」という。）にかかる規約認可・承認申請書、規約変更認可・承認申請書、規約変更届出書等の受理、承認、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明並びに指導監督などの業務を行っています。

(3) 実績

①各申請書等の処理件数

企業年金基金等から受理した各申請書等の処理件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	規約承認申請書・規約変更承認申請書等の承認等	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明
平成22年度	792	3,355	2,531	908
平成21年度	828	3,149	2,126	959

②指導監督

確定給付企業年金制度の適正かつ効率的な事業運営を確保する観点から指導監督にあたっては、企業年金基金等において法令及び規約等に基づき適正に運営されているか個別具体的に確認することとしています。

なお、企業年金基金等の監査は、書面及び実地により行います。

ア 監査件数

(単位：件)

	書面監査	実地監査
平成22年度 計 画	50	5
平成22年度 実 績	50	4
実 施 率	100%	80%

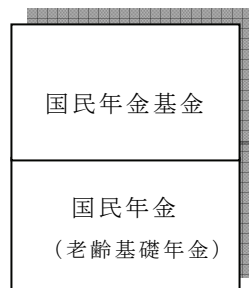
4. 国民年金基金について

(1) 制度の概要

国民年金基金制度は、国民年金しかない自営業者等の方々と国民年金に上乗せして厚生年金のあるサラリーマンとの年金格差を是正する観点から、国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする給付を支給する制度として平成3年5月に発足しました。

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けた公法人で、全国の47都道府県で設立された地域型国民年金基金と、職種別に設立された職能型国民年金基金の2種類があります。

【自営業等の方の上乗せ給付
の概念図－国民年金基金】



【サラリーマン等の方の上乗せ
給付の概念図－厚生年金基金】



(2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内、1都9県の国民年金基金にかかる規約変更認可申請書・規約変更届出書等の受理、認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明並びに指導監督などの業務を行っています。

(3) 実績

①各申請書等の処理件数

国民年金基金から受理した規約変更届書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

(単位：件)

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の経由	公法人証明・印鑑証明
平成22年度	3	47	223	35
平成21年度	8	131	216	20

②指導監督

国民年金基金の指導監督にあたっては、基金の自立の推進を図る観点から、制度の周知を図るための広報活動の実施状況、加入員確保事業の推進状況等を中心に実施することとしています。

ア 実地監査件数

(単位：件)

	平成22年度		平成21年度	
	地域型国民年金基金	職能型国民年金基金	地域型国民年金基金	職能型国民年金基金
計画	2	6	2	9
実績	2	6	0	6
実施率	100%	100%	—	67%

イ 主な指摘事項

事項	指摘事項
加入勧奨業務	加入員確保事業については、母体の協力を得て加入促進を行っているが、加入員が減少傾向にあることから、引き続き加入促進に努めること。
代議員関連	代議員会、理事会の運営については、規約及び代議員会会議規程、理事会会議規程に基づき行い、会議録にはその経過を詳細に記載すること。
適用関連	加入員資格は、法令・規約どおりに取り扱うこと。

管理課

1. 医療法人の定款変更の認可等について

(1) 制度の概要

医療法人は医療法に基づく法人であり、昭和25年の医療法改正により制度化されたものです。

医療法人制度の創設の趣旨は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和することにあるとされています。

(2) 業務内容

医療法人は医療法に基づく法人であり、設立認可事務は各都道府県知事が行っています。

ただし、2以上の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合には厚生労働大臣の認可が必要です。

関東信越厚生局では、主たる事務所の所在地が管内（1都9県）にある医療法人で2以上の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する場合の定款変更認可等に関する業務を行っています。

(参考) 関東信越厚生局所管の医療法人数

(単位：件)

22年度	21年度	20年度
547	518	510

* 医療法人名及び主たる事務所所在地は、以下のページに掲載していますのでご覧ください。(関東信越厚生局ホームページ内)

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shokan/kanri/documents/kenko_organization-01.xls

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度	20年度
定款変更認可 (うち都県所管から変更となったもの)	239 (41)	198 (37)	367 (36)
非医師又は非歯科医師の 理事長の選任認可	1	2	1
特別代理人の選任認可	15	4	4
事業報告書等の受理及び審査	539	524	448
役員変更届の受理及び審査	473	397	438
登記届の受理及び審査	540	467	393

2. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

(1) 制度の概要

平成20年度税制改正により、法人税法施行令第5条第1項第29号ワにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号タにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなりました。

(2) 業務内容

① オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院を開設する法人が行う医療保健業を、収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

関東信越厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

② 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等のうち一般社団法人及び一般財団法人が行う医療保健業を収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

関東信越厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

(3) 実績

① オープン病院事業法人の証明実績

実績無し

② 福祉病院事業法人の証明実績

(単位：件)

	22年度	21年度	20年度
証明件数	13	11	8

3. 病院用建て替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度の証明について

(1) 制度の概要

平成13年3月に施行された第4次医療法の改正により、病院の構造設備基準が引き上げられ、病院等が建て替え又は全面改築をする場合には、この基準を満たさなければならないこととされています。

この基準に基づいて早期に建て替えが行われるように税制上の優遇措置（取得年度において、基準取得価格（実際の取得価格の1/2）の1

5%を特別償却することがきる。)が設けられています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、優遇措置を受けるために必要となる、①要件を満たした建て替え病院用等建物であること、②救急医療等の一定の政策的医療を実施していること、について審査をして証明書の交付を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度	20年度
証明件数	6	2	1

4. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明について

(1) 制度の概要

特定医療法人とは、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づき、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率（通常は30%）が軽減税率（22%）の適用を受ける医療法人のことです。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、特定医療法人として、法人税率の特例を受ける要件（各事業年度においてその事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの）とされる基準（厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める）を満たすものである旨の厚生労働大臣の当該事業年度における証明書の交付を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度	20年度
証明件数	102	110	106

5. 事業報告書等の閲覧について

(1) 制度の概要

平成19年4月1日に施行された「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」の中で、事業報告書等の作成、所管官庁への届出及び閲覧に関する規定を整備することにより、医療法人の透明性の確保を図るものとされました。

(2) 業務内容

医療法人から提出された事業報告書等について、医療法第52条第2項に基づき、閲覧を希望する者がいる場合には、事業報告書等を閲覧に

供しています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度	20年度
閲覧件数	189	140	78
閲覧行政文書数	358	237	181

6. 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

(1) 制度の概要

国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者は、保険者である共済組合や健康保険組合などに加入しています。

被保険者や被扶養者である家族が病気になったり、ケガをして医療機関に行って治療を受けると、その医療費は診療報酬という形で医療機関から社会保険診療報酬支払基金※（以下「支払基金」という。）に請求されます。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬が適正であるかどうかを審査した上で、保険者に請求を行います。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者がそれぞれの請求・支払を個別に行うのではなく、保険者から審査と支払を委託されている支払基金という公的な機関を通して適正に審査され、支払われています。

*社会保険診療報酬支払基金

社会保険診療報酬支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）です。

(2) 業務内容

保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険分に係るレセプトの審査・支払業務等を行っている支払基金支部の監督については、「社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務の監督について」（平成20年10月30日付保保発第1030001号厚生労働省保険局保険課長通知）、その細部については、「社会保険診療報酬支払基金支部の実地監査について」（平成21年12月28日付保保発第1228第1号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき行うこととされています。

関東信越厚生局では、支払基金支部の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内（1都9県）の支払基金支部の監査を実施しています。

なお、「行政改革に関する第5次答申」（昭和58年3月14日臨時行政調査会）の中で、民間法人化された法人に対する政府の関与は最小

限のものとするべきであるとされていることを踏まえ、公益法人の立入検査の実施状況を参考に、それと同程度の少なくとも3年に1回実施しています。

また、支払基金支部の業務において重大な事故が発生した場合等は、必要に応じて実施します。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度
監査実施支部数	4

7. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

(1) 制度の概要

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の一般国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、市町村(特別区を含む)と国民健康保険組合であり、国民健康保険団体連合会は、この制度における診療報酬の審査支払事務、保険者支援事業を実施しています。

(2) 業務内容

都道府県知事が行う国民健康保険事業の助言・指導監督については「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について」(平成20年9月30日付保発第0930004号厚生労働省保険局長通知)また、その細部については「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について」(平成20年9月30日付保国発第0930001号国民健康保険課長通知)に基づき行われています。

地方厚生局における保険者及び国民健康保険団体連合会の助言・指導監督については、同通知に準じて実施する他、保険料(税)収納率の向上、累積赤字の額の計画的な早期解消、診療報酬明細書の点検調査等の充実強化、保健事業の推進を重点事項とし、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言指導を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度			21年度	20年度
	計画	実績	実施率		
助言	15	15	100%	15	16
指導監督	5	5	100%	5	4

① 実地による助言

平成22年 7月 茨城県 ・水戸市 ・茨城県医師国民健康保険組合
 平成22年 9月 新潟県 ・阿賀野市 ・新潟県建築国民健康保険組合
 平成22年10月 埼玉県 ・八潮市 ・埼玉土建国民健康保険組合
 平成22年11月 栃木県 ・小山市 ・全国歯科医師国民健康保険組合
 平成22年 1月 神奈川県 ・湯河原町 ・神奈川県食品衛生国民健康保険組合

② 書面による助言

平成22年12月 群馬県 ・千葉県 ・東京都 ・山梨県 ・長野県

③ 主な助言内容

助言等の対象	主 な 助 言 内 容
都 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納率の進行管理に関する事 ・ レセプト点検（特に内容点検）の助言に関する事 ・ 重複・頻回受診者対策の助言に関する事 ・ 国民健康保険組合の被保険者資格の適正化に関する事。
保険者 （市区町村・ 国民健康保険 組合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料（税）の徴収活動の改善を要するもの ・ 診療報酬明細書の点検調査事務の改善を要するもの ・ 組合員の資格確認事務の改善を要するもの ・ 督促手数料及び延滞金の徴収事務の改善を要するもの

8. 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

(1) 制度の概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民健康の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

国（厚生労働省）は、後期高齢者医療制度の運営が健全に行われるよう必要な各諸般の措置を講ずるとともに、目的達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他関連施策を積極的に推進することとしています。

(2) 業務内容

高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令の規定に基づき、地方厚生局及び都道府県は、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会に対し報告の徴収、技術的助言等を行うこととされています。

地方厚生局では、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営に資することを目的として、都道府県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の事務の実施状況を関係法令等に照らして検討し、後期高齢者医療制度の事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な助言指導を行うこととしています。

(3) 実績

(単位：件)

	22年度		
	計画	実績	実施率
助言	20	20	100%

① 実地による助言

- 平成22年7月 茨城県 ・茨城県後期高齢者医療広域連合
- 平成22年9月 新潟県 ・新潟県後期高齢者医療広域連合
- 平成22年10月 埼玉県 ・埼玉県後期高齢者医療広域連合
- 平成22年11月 栃木県 ・栃木県後期高齢者医療広域連合
- 平成22年1月 神奈川県 ・神奈川県後期高齢者医療広域連合

② 書面による助言

- 平成22年12月 群馬県 ・群馬県後期高齢者医療広域連合
- 平成22年12月 千葉県 ・千葉県後期高齢者医療広域連合
- 平成22年12月 東京都 ・東京都後期高齢者医療広域連合
- 平成22年12月 山梨県 ・山梨県後期高齢者医療広域連合
- 平成22年12月 長野県 ・長野県後期高齢者医療広域連合

③ 主な助言内容

助言の対象	主な助言内容
都 県	<ul style="list-style-type: none">・事業運営について・医療費の適正化について
広域連合	<ul style="list-style-type: none">・財政状況について・医療費適正化対策について・健康診査事業について

医療課

1. 特定機能病院に対する立入検査業務について

(1) 制度の概要

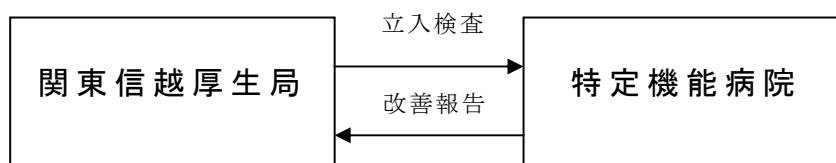
特定機能病院は、高度の医療の提供能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を持ち、高度の医療に関する研修を行うなど様々な機能を併せ持ち、厚生労働大臣の承認を受けた医療機関です。

当厚生局管内（1都9県）には、27の大学（附属）病院及び独立行政法人国立がん研究センター中央病院が、厚生労働大臣から特定機能病院と称することができるものとして承認を得ています。

(2) 業務内容

承認を受けた28の特定機能病院が、法令により定められている人員及び構造設備等を有し、適正な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療の提供を行う場としてふさわしいものとするために、医療法第25条第3項の規定に基づき、原則として1年に一度立入検査を実施しています。

立入検査の実施体制としては、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認を行うなどの検査を行っています。



立入検査の実施方法は、厚生労働省医政局指導課から通知された「特定機能病院への立入検査業務実施要領」等に基づき実施しています。

◎ 特定機能病院に対する立入検査項目

- ・安全管理体制の確保状況
- ・院内感染防止対策
- ・医薬品に係る安全管理体制
- ・医療機器に係る安全管理体制
- ・職員健康診断
- ・特定機能病院としての要件事項等

(3) 実績

① 実施件数

(単位：件)

	計 画	実 績	実施率
平成22年度	28	28	100%
平成21年度	28	28	100%

② 主な指摘事項

特に、特定機能病院における医療安全管理体制の確保等について徹底を図るため、「医療安全対策に関する通知等に基づき適正に管理されているか」、「院内感染防止に関する通知に基づき適正に管理されているか」などに重点をおき、関東信越厚生局管内の28病院の立入検査を実施し、次のような内容について、改善や検討を指示しました。

- ・医療安全管理研修の未受講の解消を図ること。
- ・院内感染防止対策のための委員会について、委員の出席を徹底し、適正な運営を図ること。
- ・院内感染防止対策研修の未受講者の解消を図ること。
- ・輸血療法委員会について、委員の出席を徹底し、適正な運営を図ること

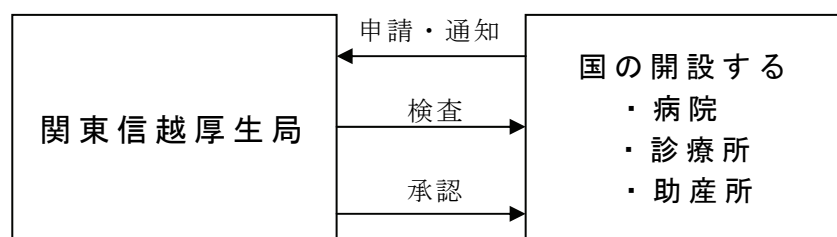
2. 国の開設する病院等の開設承認について

(1) 制度の概要

国が開設する病院、診療所及び助産所は、各省庁が開設者となっている病院のほか、国とみなす国立大学法人、独立行政法人を含みます。この国の開設する病院等は、その開設承認事項、通知事項の変更や構造設備の使用等を行うときには、厚生労働大臣から承認を受け、若しくは厚生労働大臣に通知を行うこととなっています。

(2) 業務内容

国が開設する病院等から提出された、申請書、通知書の書類審査及び構造設備について立入検査を実施しています。



(3) 実績

(単位：件)

	22年度	21年度
開設承認事項の変更・使用承認	236	205
内、立入検査の数	96	78
通知の受理	206	183

3. 保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師に対する指導監査について

(1) 制度の概要

保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師は、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険医療機関・保険薬局においては、療養の給付に関して、保険医・保険薬剤師においては、診療、調剤に関して当厚生局が、指導監査を行います。

また、指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導監査を行います。

(2) 業務内容

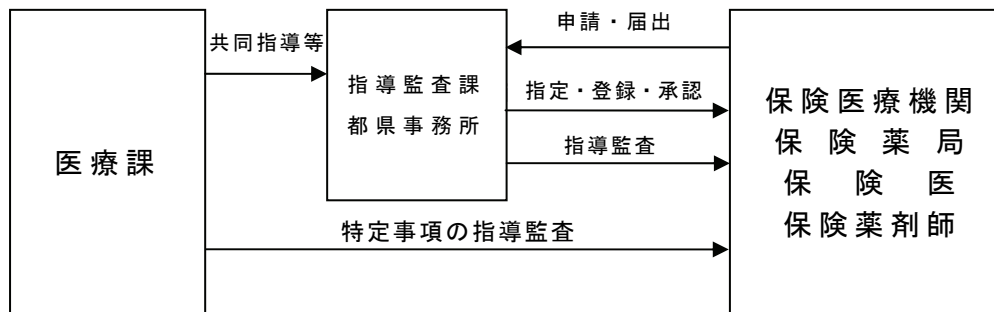
保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師に係る指導・監査業務は、指導監査課と9か所の都県に所在する事務所(管轄事務所等)が担当しています。(具体的な指導・監査業務については、「指導監査課」をご覧ください。)

しかし、特殊な事案や大規模な指導・監査業務において、管轄事務所等で単独に実施することが困難である場合、当課と共同して業務を実施しています。

具体的には、厚生労働本省及び都県と共同で実施する特定共同指導、特定機能病院などの大規模な病院などに対する指導等が該当します。

このような案件には、医療指導監視監査官等を現地に派遣し、管轄事務所等と共同して業務を実施しています。

また窓口を担当する管轄事務所等が業務を円滑に実施できるように、業務指導及び連絡調整等を行っています。



なお、関東信越厚生局管内の保険医療機関は、2,352施設の医科病院(歯科併設病院を含む)、421施設の歯科病院(医科併設病院を含む)、30,468施設の医科診療所(歯科併設診療所を含む)、27,860施設の歯科診療所(医科併設診療所を含む)、18,799施設の薬局が指定を受けています。また、保険医は192,779人、(医師136,710人、歯科医師56,069人)、保険薬剤師は106,640人が登録を受けています。

さらに、柔道整復師は12,920人が受領委任契約を締結しています。(平成23年3月末現在)

(3) 実績

① 実施件数

(単位：件)

	22年度	21年度
特定共同指導及び共同指導の実施保険医療機関数	15	20

② 主な指導内容

- ・ 診療報酬の根拠となる診療録については、診療事実に基づいて必要事項を記入すること。
- ・ 投薬、注射にあたっては、適応、用法、用量等の薬事法承認事項を遵守すること。 など

指導監査課

1. 保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師に対する指導監査について

(1) 制度の概要

保険医療機関及び保険薬局（以下、「保険医療機関等」という。）及び保険医及び保険薬剤師（以下、「保険医等」という。）に対する指導は保険医療の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき実施します。

また、指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し指定訪問看護に関する指導及び調査を行います。

(2) 業務内容

指導監査課では、関東信越厚生局の管轄する埼玉県に所在する保険医療機関等を対象に指導等を実施しています。

① 指導・監査

指導は、「指導大綱」に基づき集団指導、集団的個別指導、個別指導等を、講習会方式または個別面談方式により、保険医療機関等の開設者及び保険医等に出席を求め保険診療等に関して実施しています。

なお、指導により不正の事実が判明した場合は監査（調査）を行います。

一方、監査は「監査要綱」に基づき、診療内容や診療報酬の請求に不正または不当があったことを疑うに足る理由があり、監査を行う必要があると認められる場合に実施します。

監査はその結果により、保険医療機関の指定の取消・保険医の登録の取消のほか、戒告・注意等、行政上の措置等が行われる場合があります。（ただし、指定の取消及び登録の取消の処分は、関東信越地方社会保険医療協議会への諮問を経なければならないこととされています。）

※「指導大綱」「監査要綱」とは、平成7年12月22日付保発第117号（厚生省保険局長通知）により定められたものを言います。

② 施設基準に関する調査

保険医療機関等から届出のあった施設基準の届出・報告に関し、「基本診療料の施設基準およびその届出に関する手続きの取扱いについて」等に基づき、届出の受理及び届出受理後の調査等を実施し、必要に応じ指導等行っています。

(3) 実績

① 保険医療機関等の指導状況

指導の種類	医歯薬等の別		① 計画	② 実績	割合 (②/①)
新規個別指導	医科	病院	3件	3件	100%
		診療所	105件	94件	89.5%
	歯科		60件	55件	91.7%
	薬局		117件	105件	89.7%
集団指導	医科	病院	1件	1件	100%
		診療所	120件	103件	85.8%
	歯科		1,630件	1,192件	73.1%
	薬局		120件	107件	89.2%
集团的個別指導	医科	病院	22件	21件	95.5%
		診療所	261件	255件	97.7%
	歯科		267件	258件	96.6%
	薬局		184件	182件	98.9%
個別指導	医科	病院	5件	5件	100%
		診療所	90件	86件	95.6%
	歯科		90件	85件	94.4%
	薬局		60件	57件	95.0%

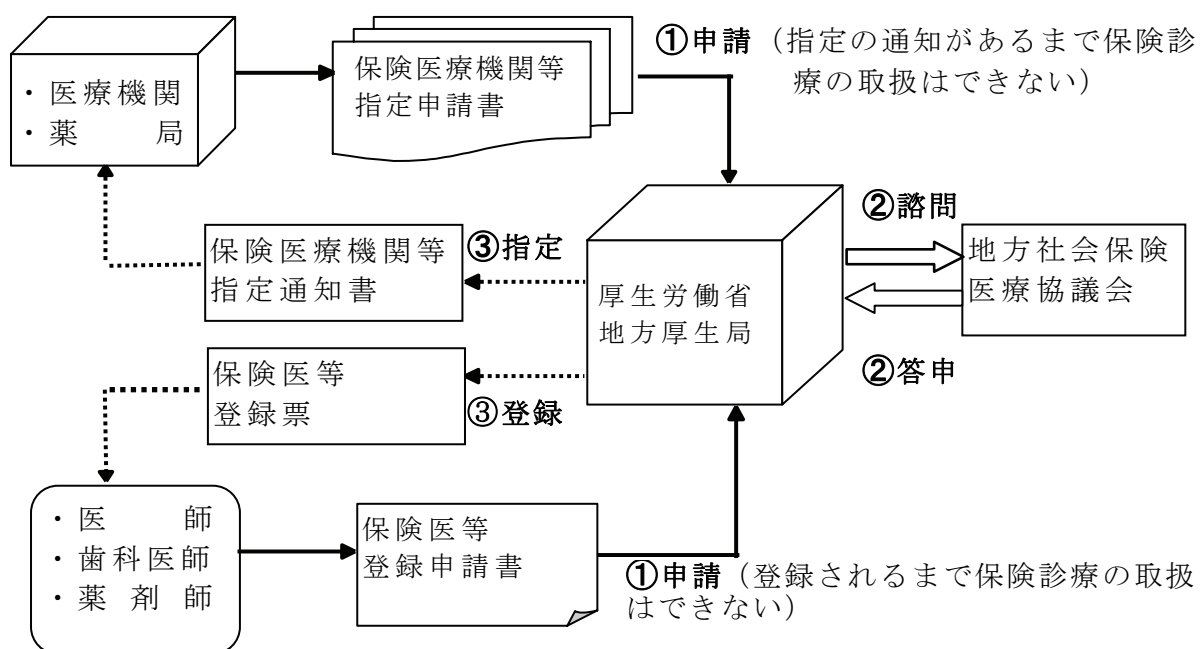
② 保険医療機関等の施設基準の届出状況

関東信越厚生局HP内の各事務所のページに掲載しています。
http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/jimusho.html

2. 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

(1) 制度の概要

保険医療機関・保険薬局の指定、保険医・保険薬剤師の登録のしくみ



- ① 地方厚生局事務所等（都道府県ごとに設置）に申請書を提出
- ② 保険医療機関、保険薬局の指定は地方社会保険医療協議会への諮問、答申が必要
 なお、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録をしないこととする際にも地方社会保険医療協議会へ諮問することとなる
- ③ 地方厚生局事務所等による指定・登録の通知及び公示

※指定・登録が行われない場合

- ・ 指定・登録の取消を受けて5年を経過していないとき
- ・ 医療機関等が保険給付に関し診療または調剤内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて当局による指導を受けたとき
- ・ 保険医療機関等や保険医等として著しく不相当と認められるとき

(2) 業務内容

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行います。

(3) 実績

① 保険医療機関等の指定状況 〈単位：件〉

保険医療機関等の指定状況	医科		歯科		薬局	
	指定	廃止等	指定	廃止等	指定	廃止等
	1,101	1,069	990	969	638	555

② 指定訪問看護事業者の指定状況 〈単位：件〉

指定訪問看護事業者の指定状況	指定	12	廃止	4	辞退等	0

③ 保険医等の登録状況

	新規登録	抹消等	異動	
			転入	転出
医師	214	28	899	780
歯科医師	89	27	288	240
薬剤師	415	7	535	518

※ 上記のほか1都9県の保険医療機関等に対する実績は、第V章 資料・データ集 医療課関係をご覧ください。

3. 関東信越地方社会保険医療協議会埼玉部会の運営について

(1) 概要

関東信越地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための関東信越地方社会保険医療協議会埼玉部会の庶務を行っています。

(2) 実績

関東信越地方社会保険医療協議会埼玉部会の開催状況 12回

福祉指導課

1. 社会福祉法人の認可等及び監督

(1) 制度の概要

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（社会福祉を目的とする事業の基本事項を定めた法律、昭和26年に制定）の規定により所轄庁（国・都道府県・政令指定市・中核市）の認可を受けて設立された法人です。

所轄庁は、所管する社会福祉法人の定款の変更などの認可、及びその監督を行います。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域において事業を行う法人を所管し、所管法人の設立や定款（法人の基本となる規則）の変更などの認可を行うとともに、これらの法人の監督を行っています。

当厚生局所管の法人数は、平成22年度末現在で122法人です。

○ 所管法人数の推移

（単位：件）

年度別	22年度末	21年度末	20年度末	19年度末	18年度末
所管法人数	122	116	110	83	65

※所管法人の一覧は、以下のページに掲載していますので、ご覧ください。（関東信越厚生局ホームページ内）

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shokan/fukushi_shido/documents/organization-01.xls

(3) 実績

平成22年度における社会福祉法人の認可等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

（単位：件）

区 分	処理件数
法人設立の認可	1
定款変更の認可	56
基本財産処分の承認	6
基本財産担保提供の承認	7
計	70

2. 社会福祉法人指導監査等業務

2-1 社会福祉法人に対する指導監査について

(1) 制度の概要

社会福祉法人における適正な法人運営と円滑な社会福祉事

業経営の確保を目的として、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、社会福祉法人に対する所轄庁による指導監査が行われています。

(2) 業務内容

当厚生局では、所管法人122法人のうち、老人の福祉に関する社会福祉事業を主たる事業としている社会福祉法人(49法人)に対する指導監査を介護サービス指導官が担当し、それ以外の社会福祉事業(保育園、障害者支援施設等)を行う社会福祉法人(73法人)に対する指導監査を社会福祉監査官が担当しています。

社会福祉法人に対する指導監査は概ね2年に1回を基本に実施しますが、これまでの指導監査の結果を基に毎年実施、通常実施(2年に1回)、4年に1回の3段階に区分し、計画的に実施しています。

(3) 実績

① 実施件数

(単位：件)

法人の種類	計画	実績	実施率
・老人の福祉に関する社会福祉事業を主たる事業としている社会福祉法人	14	14	100%
・上記以外の社会福祉法人	38	31	81.6%
計	52	45	86.5%

② 主な指摘事項

事項	主な指摘事項
組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ・定款変更の不備又は実態と乖離 ・役員を選任及び手続が不適切 ・代表権を有する者の未登記 ・評議員会で特定の評議員が欠席
会計管理	<ul style="list-style-type: none"> ・経理事務処理が不適切 ・決算関係書類が不適切

2-2 都県市が行う社会福祉法人指導監査等に対する技術的助言について

(1) 制度の概要

地方自治体を実施する社会福祉法人に対する指導監査について、地方自治法第245条の4の規定に基づき、地方自治体に対して国が技術的助言を実施しています。

(2) 事業内容

対象となる地方自治体は、関東信越厚生局管内の都県市です。社会福祉監査官が担当しています。

(3) 実績

1 自治体に対する技術的助言を計画し、これを実施しました。

3. 介護保険者・介護サービス事業者等指導業務

3-1 介護保険者に対する指導について

(1) 制度の概要

介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法第197条及び地方自治法第245条の4の規定に基づき、介護保険者である市町村等（特別区、広域連合等を含み、指定都市及び中核市を除く）に対して国が実地指導を実施しています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局管内の介護保険者（市町村等）を対象として、介護保険指導官が担当し、実地指導を実施しています。

(3) 実績

① 実施介護保険者数

(単位：件)

都県名	計画	実績	実施率
茨城県	3	3	100%
栃木県	2	2	100%
群馬県	2	2	100%
埼玉県	3	3	100%
千葉県	3	3	100%
東京都	3	3	100%
神奈川県	2	2	100%
新潟県	2	2	100%
山梨県	2	2	100%
長野県	3	3	100%
合計	25	25	100%

② 技術的助言の概要

事項	内容
地域密着型サービス事業所等の指定等事務関係	<ul style="list-style-type: none">事業所の指定に伴う公示がされていなかった。事業所の廃止届の提出に伴う公示がされていなかった。

3-2 介護サービス事業者等に対する指導について

(1) 制度の概要

地域密着型サービス事業所のその適切な運営を確保するこ

とを目的として、介護保険法第24条の規定に基づき、介護サービス事業者等に対して、国と保険者による合同の実地指導を実施しています。

(2) 業務内容

対象となる介護サービス事業者等は、当厚生局管内の地域密着型サービス事業所です。

介護サービス指導官と関係保険者が合同で実施します。

実地指導に当たっては、介護保険法の大きな柱で政策上の重要な課題である「サービスの質の確保と向上」、「尊厳の保持」及び「高齢者虐待防止・身体拘束禁止」等を踏まえて、行っています。

(3) 実績

① 実施事業所数

(単位：件)

都県名	計画	実績	実施率
茨城県	3	3	100%
栃木県	2	2	100%
群馬県	2	2	100%
埼玉県	3	3	100%
千葉県	3	3	100%
東京都	3	3	100%
神奈川県	2	2	100%
新潟県	2	2	100%
山梨県	2	2	100%
長野県	3	3	100%
合計	25	25	100%

※ サービス種別は、すべて認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

② 主な指摘事項

事項	主な内容
サービスの質の確保と向上	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束を実施するに際し、緊急やむを得ない理由を明確に記録すること 運営推進会議を運営基準第108条に従い2か月に1回程度開催するよう努めること。

3-3 介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について

(1) 制度の概要

介護保険法の改正に伴い、平成21年5月1日より介護サ

ービス事業者に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、主として管内に介護サービス事業所及び施設を有する介護サービス事業者からの業務管理体制に関する届出を受けるとともに、実地による届出内容の確認を定期的実施しています。

(3) 実績

96事業者からの業務管理体制に係る届出を受理しました。また、業務管理体制に係る届出内容の確認については41事業者について実施し、自治体指導については5都県に実施しました。

(*) 関東信越厚生局所管事業者数397事業者(平成22年度末現在)

	計画	実績	実施率
事業者に対する実地検査	41	42	102.4%
都県に対する報告の聴取	5	5	100%

* 計画外実地検査1件は特別監査

4. 障害者自立支援業務実地指導について

(1) 制度の概要

障害者基本法の基本的理念にのっとり、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から平成18年4月1日から障害者自立支援法が施行され、本法に基づく障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行う障害者自立支援制度(*)が創設されました。

(*) 障害者自立支援制度の事業内容

自立支援給付(介護給付、訓練等給付費、自立支援医療費及び補装具費の支給等)及び地域生活支援事業(相談支援事業、手話通訳等のコミュニケーション支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターにおける日中活動を提供する事業等)に大別される。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、障害者自立支援法第2条第3項及び地方自治法第245条の4の規定に基づいて、所管する10都県に対して市町村及びサービス事業者に対する指導の実施状況及び自立支援給付事業の事務処理状況等の実地指導を自立支援指導官が担当して実施しています。

(3) 実績

平成22年度においては、3県に対する実地指導を行い、その結果、改善の必要性が認められた事項に対する技術的助言を行いました。

① 実施自治体

・埼玉県 ・長野県 ・栃木県

② 技術的助言の概要（文書指摘の内容）

事項	主な内容
市町村指導	<ul style="list-style-type: none">・ 自立支援給付支給事務等の市町村に対する指導が実施されていないため、計画的に実施するよう助言を行った。
指定障害福祉サービス事業者に対する指導	<ul style="list-style-type: none">・ 指定障害福祉サービス事業者に対する集団指導の実施に際して、欠席した事業者に対する対応が不十分な状況（欠席事業者の未把握、資料送付等の対応がなされていない）が見受けられたため、適正な処理を行うよう助言を行った。・ 指定障害福祉サービス事業者に対する実地指導への取組が不十分な状況が見受けられたため、十分な対応につき助言を行った。
指定事務	<ul style="list-style-type: none">・ 指定自立支援医療機関の指定を行った際に行うべき公示が行われていないため、指定を行ったときは、その旨公示するよう助言を行った。・ 指定自立支援医療機関の指定辞退の届け出において、一月以上の予告期間を設けることなく届け出られている事例が見受けられたため、一月以上の予告期間を設けるよう指定自立支援医療機関に指導を行うよう助言を行った。・ 精神通院医療機関の指定において、指定日は指定を決定した日の属する月の翌月初日とすべきところ、申請のあった翌月初日とする誤った処理が見受けられたため、適正な処理を行うよう助言を行った。

<p>自立支援医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療費の支給認定において、所得区分（低所得1）の認定に際して確認が必要な事項（手当及び年金の受給状況）の確認が不十分である状況が見受けられたため、適正な処理を行うよう助言を行った。 ・ 自立支援医療費の支給認定において、医療受給者証の医療の具体的方針欄への記載が具体性に欠けている状況が見受けられたため、適正な処理を行うよう助言を行った。
<p>自立支援医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療費の審査点検において、生活保護受給者にかかる診療報酬明細書・連名簿の審査点検が不十分である状況が見受けられたため、適正な処理を行うよう助言した。

特別指導第一課、第二課

1. 制度の概要

医療保険制度の健全な運営を堅持し、国民に対する適正な保険診療等の提供が行われるよう、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者（以下「保険医療機関等」という）に対する監督に関する事務のうち、関東信越厚生局長が「特別の監督を行う必要があると認めた特定事項（社会的にも大きな影響を及ぼすような案件等）」について監督を行います。

なお、この監督は関東信越厚生局の管轄区域を越え、全ての地域において行います。

2. 業務内容

保険医療機関等に対する監督について

- (1) 関東信越厚生局長が保険医療機関等に対し、「特別の監督を行う必要があると認めた特定事項」に関する監督を行います。

なお、保険医療機関等に対する監督に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局の管轄区域を越え、全ての地域において当該事務を行います。

- (2) 関東信越厚生局において、特別の監督を行う保険医療機関等の監督に関する事項について審議するため設置される「委員会」の庶務を行います。

3. 計画と実績

監督の実施にあたっては、不正請求等の未然防止と、現に不正請求を行った保険医療機関等及び保険医等への厳正な対処を行うため、実施体制や関係機関との調整を行いました。

麻薬取締部

1. 麻薬等の取締業務について

麻薬取締部は、政府の薬物乱用対策推進本部が決定した第三次薬物乱用防止五か年戦略^(※)に基づき、薬物乱用のない社会を目指して、総合的な取組みを行っています。

(※) 詳しくは、内閣府 薬物乱用対策推進本部

<http://www8.cao.go.jp/souki/drug/sanzi5-senryaku.html>

具体的には、①不正な麻薬、大麻、覚せい剤などの薬物犯罪の取締りを行うほか、②医薬品である麻薬等の取扱いに関する免許事務等の行政事務、③麻薬等中毒者対策(相談業務を含む)及び④薬物乱用防止普及啓発活動を実施しています。

2. 麻薬等事犯の取締りについて

(1) 制度の概要

薬物乱用を防止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅し、薬物を入手できない社会を目指す必要があります。また、薬物密売組織の維持・拡大を支える末端乱用者に対する取締りを徹底し、薬物の需要の根絶を図る必要があります。

このため麻薬取締部では、特別司法警察員である麻薬取締官が捜査を行い、麻薬等事犯の取締りを行っています。

(2) 業務内容

過去5年間における薬物事犯検挙人員の推移をみると、我が国の薬物乱用の状況は、覚せい剤事犯ではやや減少傾向が見られるものの、大麻事犯については大幅に増加してきており、依然として厳しい状況が続いています。

特に、大麻事犯については、その検挙件数が10年前に比べてほぼ倍増し、栽培事犯についての検挙人員は同6倍に増加するなどその乱用の深刻さが増しています。また、若年層への乱用の広がりが見られ、中学生が逮捕されるなど社会問題となっています。

このような現状を踏まえ、麻薬取締部では、麻薬取締官を増員するなどして、取締りを強化しています。

(3) 実績 (平成22年中)

・ 検挙人員 83人

・ 主な押収薬物 覚せい剤約6,889g、乾燥大麻約1,267g

[上記のほか麻薬等事犯の取締りについては、第V章 資料・データ集 麻薬取締部関係を参照]

3. 麻薬取扱者等に対する指導・監督について

(1) 制度の概要

麻薬は、医療上極めて高い価値を有していますが、その使用方法を誤ると、乱用者個人の健康だけでなく、各種犯罪の原因となるなど、社会全体に危害をもたらすおそれがあります。

このため、我が国では、法令により、麻薬等の輸入、輸出、製造等について免許制とするなど必要な取締りを行うこと等により、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害の防止を図っています。

(2) 業務内容

麻薬取締部では、麻薬元卸売業者等に関する免許事務や、麻薬の携帯輸出入等の許可事務、麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理事務などを行っています。

また、医薬品である麻薬や向精神薬などは、その円滑な流通を確保しつつ、一方では不正ルートへの流出を防止するため、これらを取扱う施設に対し立入検査を実施しています。

(3) 実績（平成 22 年度中）

- ・麻薬元卸売業者に関する免許 4 件
- ・家庭麻薬製造業者 3 件
- ・向精神薬取扱者 38 件（輸入、輸出、製造製剤業者等）
- ・麻薬譲渡許可 356 件
- ・麻薬小売業者間譲渡許可 235 件
- ・麻薬携帯輸出入許可 432 件
- ・麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理 1,033 件
- ・麻薬関係業務所等に対する立入検査 278 件

4. 麻薬等中毒者対策について

(1) 制度の概要

覚せい剤の再犯者が占める割合が約 55% を占める状況から、薬物乱用をなくすためには、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進が必要不可欠です。

このため麻薬取締部では、相談業務等の業務により、麻薬等中毒者対策を実施しています。

(2) 業務内容

薬物乱用者やその家族等を対象として、相談電話やインターネットを介して、麻薬取締官による相談業務を実施しています。

また麻薬中毒者相談員、都道府県麻薬取締員などと協力し、相談指導や観察指導等の業務を実施しています。

このほか、精神保健指定医、精神保健福祉センター職員、麻薬中毒者相談員など中毒治療や社会支援に携わる専門家と問題点を検証するとともに関係機関間の相互の連携を図るため「薬物中毒対策連絡会議」を開催しています。

(3) 実績（平成 22 年度中）

- ・相談電話やインターネットによる相談件数 822 件
- ・薬物中毒対策連絡会議の開催 11 月東京都

5. 薬物乱用防止普及啓発活動について

(1) 制度の概要

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者をつくらない社会環境を構築することが重要です。

このため、麻薬取締部では、学校の生徒や教師、PTA等を対象とした薬物乱用防止教室の講師として麻薬取締官OBや現職の麻薬取締官を派遣しています。

(2) 業務内容

麻薬取締部では、中学校・高等学校等に対する講演活動を行っています。

また、関係機関等に対して薬物乱用防止啓発パンフレット等を配布するなどし、薬物に対する正しい知識の普及を図っています。

(3) 実績（平成22年度中）

- ・講演活動実施件数 合計 60 か所
- ・講演活動対象人数 約 1 万 3 千人

※麻薬取締官ホームページ (<http://www.nco.go.jp>) には、上記のほかに、採用等を掲載しております。また、薬物犯罪に関するご意見や情報があれば、薬物に関する情報提供 (<http://www.nco.go.jp/mail.html>) からお寄せ下さい。

社会保険審査官

1. 制度の概要

社会保険審査官は、通常の裁判制度によらず、簡易迅速な被保険等の権利・利益の保護を目的に、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び石炭鉱業年金基金法並びに国民年金法に規定された資格や保険（年金）給付に関する審査請求の事件を担当しています。また、社会保険審査官は、厚生労働省の職員のうちから、厚生労働大臣が任命し、社会保険審査官は、事件の審理決定等の審査の事務を行うにあたり、何らの拘束も受けず、審査の決定は、審査官がその名において独立してこれを行うこととされています。

一方、平成22年1月の組織再編に伴い、管轄は各地方厚生（支）局の管轄と同一となり、関東信越厚生局社会保険審査官は、1都9県の審査請求事件を担当しています。

これに伴い、審査請求の利便性の向上を図るため、審査請求の窓口として、保険者等（年金事務所を含む）を経由して審査請求ができるように体制が整備されました。

また、社会保険審査官の決定に不服がある場合や厚生年金保険料に関する不服審査については、厚生労働本省に設置された社会審査会が担当します。なお、審査請求は、処分を知った日の翌日から60日以内に行うこととされています。

2. 業務内容（審査請求の事件）

社会保険審査官は、審査請求について以下の流れで審査請求を受理すべきかを判断した後、本案審理を行い請求人の主張に沿った容認（又は一部容認）あるいは棄却の決定を、文書をもって通知します。

① 受付前の業務

管轄に間違いがないかの確認などを行い、審査請求書を受け付けた際には、請求人に受け付けした旨を文書で通知します。

② 受付後の業務（要件審理）

自庁管轄の審査請求を受け付けた場合は、当該審査請求が所要の要件を具備した適法なものかを審査し、補正が必要な場合は補正を依頼するなどをを行います。

要件審理を終えた場合は、却下の決定又は受理の手続きを行います。

却下の例

・審査請求が所要の要件を具備しておらず、不適法であって補正することができない場合。

（注：請求人の主張に理由がない場合は、棄却となります。）

・審査請求の期間を経過しており、かつ、期間経過について正当な事由があると認められない場合。

③ 受理後の業務

文書をもって、原処分者その他利害関係人に受理した旨を通知します。
なお、法令上の事件に関する規定は次のとおりです。

- ・ 健康保険法第189条に規定する「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分」についての不服申立
- ・ 船員保険法第138条に規定する「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分」についての不服申立
- ・ 厚生年金保険法第90条に規定する「被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分」についての不服申立
- ・ 厚生年金保険法第169条（厚生年金基金及び企業年金連合会が行う処分）に規定する「標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分」についての不服申立
- ・ 石炭鉱業年金基金法第33条に規定する「年金給付又は一時金たる給付に関する処分」についての不服申立
- ・ 国民年金法第101条に規定する「被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分、保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分」についての不服申立
- ・ 国民年金法第138条（国民年金基金の行う処分）に規定する「加入員の資格に関する処分、基金年金若しくは基金一時金に関する処分又は掛金若しくはこの条において準用する第23条の規定による徴収金に関する処分」についての不服申立

3. 実績

平成22年度に受付した審査請求事件の件数は、2906件となっており、相談件数も2512件となっています。

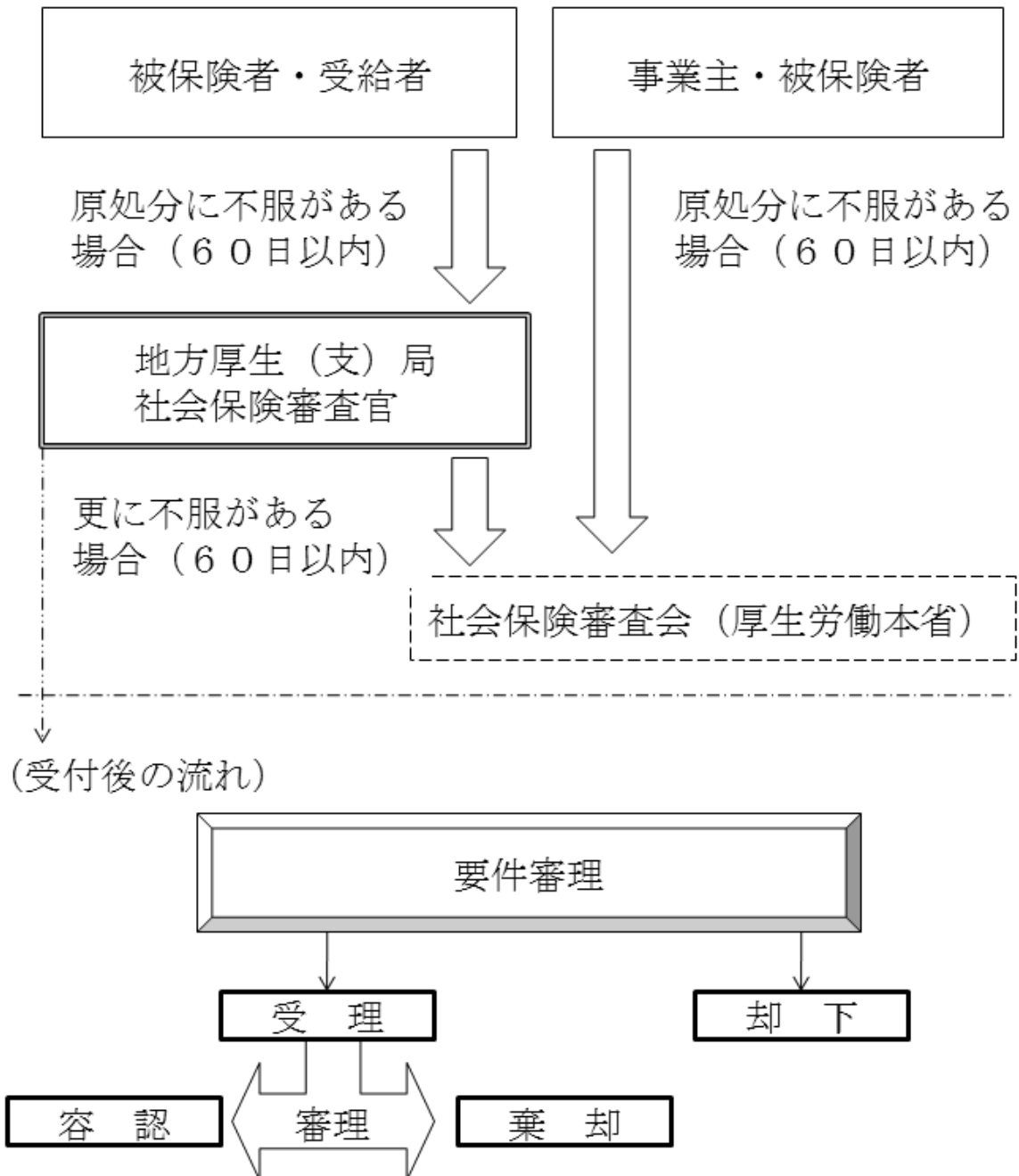
また、前年度から繰り越した審査請求事件を含めて、2775件を処理しています。

なお、関東信越厚生局管轄内では、東京都、神奈川県、埼玉県の1都2県に係る審査請求事件件数が、全件数の約6割を占めています。

審査請求の流れ

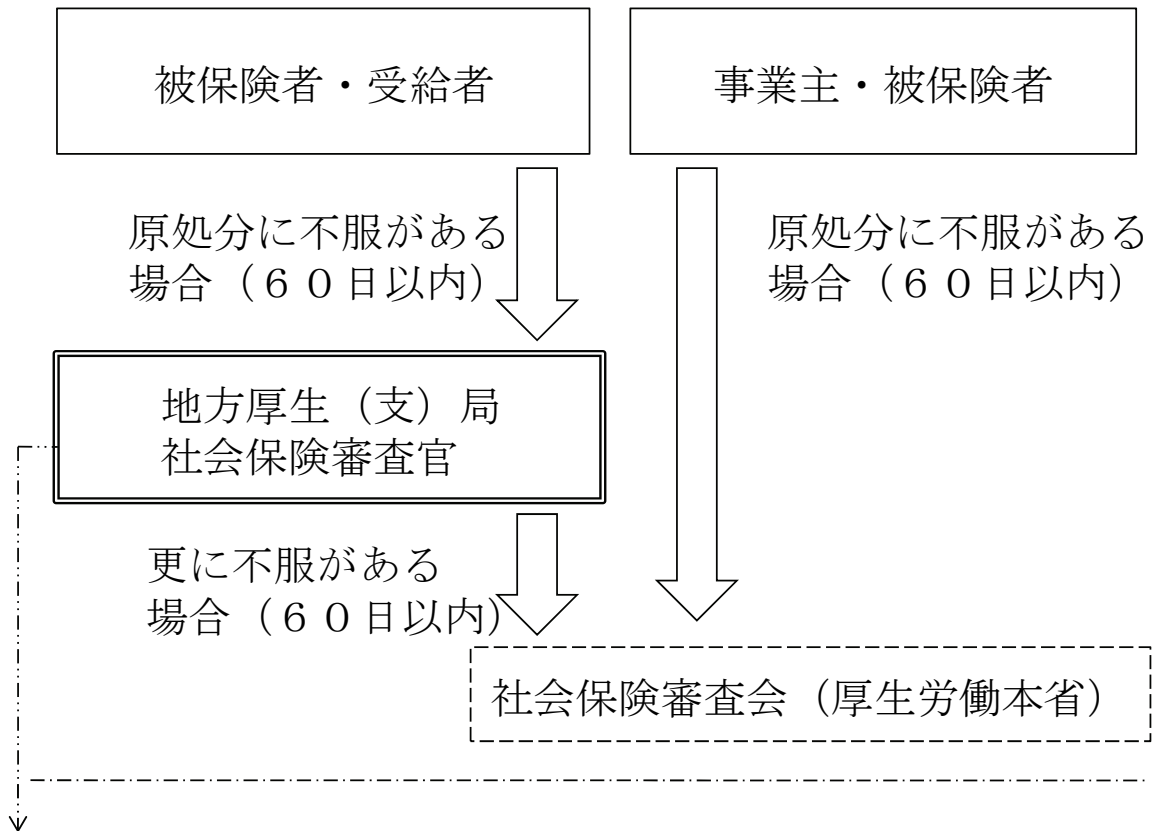
保険（年金）給付・資格等
に関する不服

保険料徴収等
に関する不服

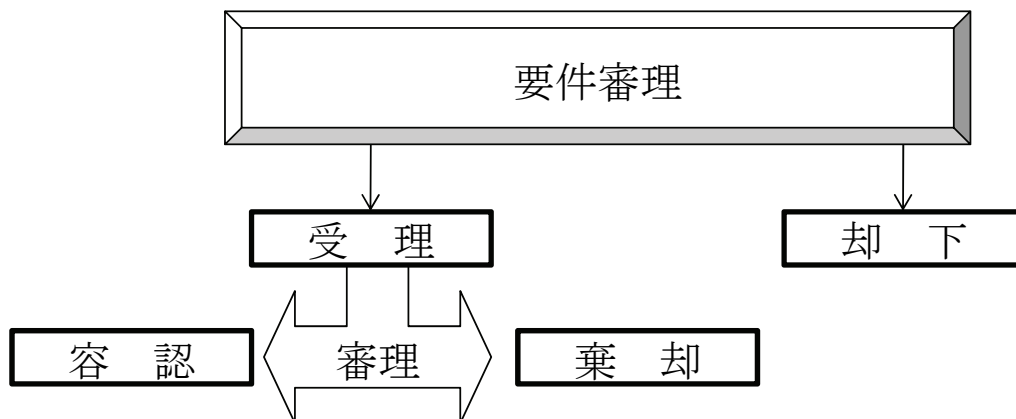


保険（年金）給付・資格等
に関する不服

保険料徴収等
に関する不服



(受付後の流れ)



第Ⅲ章 東日本大震災及び 不正事案への対応

1 東日本大震災への対応（地震発生直後～6月現在）

（1） 東日本大震災の発生

○ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震

平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分 18 秒、宮城県牡鹿半島沖を震源として発生した「平成 23 年東北地方太平洋沖地震」は、日本の観測史上最大のマグニチュード（Mw）9.0 を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの南北約 500km、東西約 200km の広範囲に及びました。

この地震により、場所によっては波高 10 メートル以上、最大遡上高 40.5m にものぼる大津波が発生し、東北地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしました。また地震の揺れや液状化現象、地盤沈下、ダムの決壊などによって、北海道・東北・関東の広大な範囲で被害が発生し、各種ライフラインも寸断されました。

この震災による被災状況は、死者・行方不明者は 2 万人以上、建築物の全壊・半壊は合わせて 20 万戸以上、ピーク時の避難者は 40 万人以上などとなっています。

○ 東京電力福島第一原子力発電所事故

地震と津波による被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所では、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質の放出を伴う重大な原子力事故に発展しました。

これにより、周辺一帯の住民は長期の避難を強いられています。また、その他の発電所でも損害が出たため、関東・東北地方は深刻な電力不足に陥っており、節電対策の取組が進められています。

○ 激甚災害法等の適用

政府は、3 月 12 日夜の持ち回り閣議で政令により「平成 23 年東北地方太平洋沖地震等による災害」を激甚災害法（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）に基づく激甚災害に指定し、同じく政令により特定非常災害特別措置法に基づく特定非常災害に指定しました（いずれの政令も 3 月 13 日公布）。また、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都は災害救助法の適用を決定しました（適用市町村は都県ごとに指定）。3 月 22 日、岩手県、福島県、青森県、宮城県、茨城県、千葉県、内閣府は東北地方太平洋沖地震と津波による被害について被災者生活再建支援法を適用することを決定しました（適用地域は岩手県、福島県、青森県、宮城県、茨城県、千葉県、栃木県）。

(2) 関東信越厚生局の対応

① 地震発生直後の対応

- 関東信越厚生局では、地震発生直後から、管内10都県に所在する事務所の被害状況や、職員・家族の安否状況などの確認を翌週の月曜日まで24時間体制で行うとともに、厚生労働本省との連絡を密に行ないました。
なお、地震発生直後からのJR、私鉄、地下鉄の運行停止により、さいたま新都心合同庁舎1号館に勤務する当厚生局の職員だけでも、111人の帰宅困難者が発生しました。
- 3月14日(月)には関東信越厚生局災害対策本部を設置し管内事務所の被害状況や、職員・家族の安否状況を確認するとともに、短期、中長期的業務に係る不要不急の仕分けを行いました。

② 東北地方への人的支援

ア 厚生労働省災害対策本部(東北厚生局)への支援派遣

- ・第一陣(4月3日~4月10日) ……3名の職員を派遣
- ・第二陣(4月10日~4月17日) ……3名の職員を派遣
- ・第三陣(4月17日~4月24日) ……3名の職員を派遣
- ・第四陣(4月24日~4月30日) ……3名の職員を派遣
- ・第五陣(5月22日~5月28日) ……3名の職員を派遣
- ・第六陣(5月29日~6月5日) ……3名の職員を派遣
- ・第七陣(6月20日~6月25日) ……1名の職員を派遣
- ・第八陣(6月27日~7月2日) ……1名の職員を派遣

イ 政府災害対策本部への支援派遣

・福島県

派遣期間:3月30日~4月13日、4月29日~5月6日、5月25日~5月27日、
6月22日~6月30日 ……各1名の職員を派遣

・岩手県

派遣期間:4月6日~4月15日 ……1名の職員を派遣

ウ 飯舘村・川俣町現地政府対策室への支援派遣

派遣期間:5月6日~6月末日 ……1名の職員を派遣

エ 岩手県からの要請に対する支援派遣

30余名の職員を登録(連絡待ち)

③ 各課・事務所の業務対応等

ア 総務課

- ・国家試験に係る卒業証明書の猶予及び管理栄養士国家試験の追加試験対応

(国有財産管理室)

- ・災害対策のための国有財産使用に係る無償貸し付け可能財産リスト作成
- ・地震により旧桜上水研修所の煙突に生じた亀裂への対応

イ 健康福祉課

- ・管内の社会福祉施設等への災害復旧費の補助交付のための体制整備及び本省等関係機関との調整
- ・病原体保有施設被害状況確認

ウ 指導養成課

- ・看護学校の転入者の受け入れ調査・情報提供

エ 医事課

- ・毒物劇物輸入業者指定業務の迅速化
- ・東北厚生局の医療観察法移送業務支援

オ 食品衛生課

- ・HACCP承認施設の被害状況確認(4～5月承認期間満了施設に延長可能を案内)
- ・登録検査機関の被害状況確認

カ 保険課

- ・管内健康保険組合の被害状況確認

キ 年金課

- ・管内厚生年金基金の被害状況確認

ク 保険医療関係業務

- ・東日本大震災に伴う保険医療に関する取扱・減免・猶予措置等の通知の周知及び問合せ対応

ケ 社会保険審査官

- ・被災地域在住者に対する審査決定書の送付に関し、行方不明者・死亡者リストを確認し対応

コ 各課・事務所共通

- ・立入検査、監査、指導等の実施に関し、被害状況を踏まえた対応

④ 節電への対応

節電対策の取組状況を確認・点検するとともに、「厚生労働省節電行動リスト」の進捗を管理するため、6月24日(金)に局長を本部長とする「関東信越厚生局節電対策本部」を設置しました。

⑤ 平成23年度業務計画の見直し

災害等への対応を優先し、業務計画の内容や組織目標は適宜見直すこととしています。

2 不正事案への対応状況

(1) 薬物犯罪の捜査・取締り

不正な麻薬、大麻、覚せい剤などの薬物犯罪の取締りを行いました。

① 法令別検挙人員 (平成22年中の実績)

麻薬及び向精神薬取締法	17人 (21年 24人)
あへん法	1人 (21年 0人)
大麻取締法	27人 (21年 62人)
覚せい剤取締法	40人 (21年 58人)
麻薬特例法	1人 (21年 3人)
合計	86人 (21年 147人)

② 特徴等

- 平成22年は検挙人数が減少しましたが、我が国の薬物乱用の状況は、依然として厳しい状況が続いています。

(2) 保険医療機関等の指定の取消・保険医等の登録の取消

診療内容・診療報酬等の請求において、不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある際に、患者への調査・確認を行い、当該事実の確認（監査）を行ったうえで、保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消といった行政処分を行いました。

① 監査の実施状況

保険医療機関等	16機関 (21年度 12機関)
保険医等	89人 (21年度 16人)

② 取消の状況

保険医療機関等の指定取消	1件 (20年度 2件)
保険医等の登録取消	1人 (20年度 2人)

③ 特徴等

- ・ 不正内容は付増請求、振替請求がそのほとんどを占めています。
- ・ 取消に係る端緒は、指導を行った際に不正が強く疑われたことによるものです。

(3) 厚生年金基金の不正への対応

【事案1】

① 概要

長野県にある厚生年金基金の理事長及び元事務長が当局へ来訪し、平成21年度決算事務処理の相談の中で、掛金の一部が外部に流出している疑いが発覚したため、当該基金に対して特別監査を実施しました。

② 対応状況

○ 平成22年9月2日及び7日に特別監査を実施し、振込受付書等により平成18年度以降の掛金の一部が外部（別口座へ振り込み）に流出している事実を確認しました。

このため、基金事務局に対して早急に流出した掛金の保全及び回収に努めるよう指示を行いました。

○ 当局の指示により、基金事務局が銀行へ確認したところ、別口座への振り込みの事実がないことが判明したとの連絡を受け、9月10日に3回目の特別監査を実施し、振込受付書の偽造を確認しました。

○ 特別監査の結果、基金事務局の事務処理体制の不備や実質的な監事監査が行われていないなど、その機能、役割を十分に果たしていないことを確認しました。

○ このような実態を踏まえ、事実関係の究明、責任の所在に応じた厳正な措置及び再発防止策について報告を求めました。

なお、現在、流出した掛金の所在等は不明となっており、関与したと思われる元事務長も行方不明となっています。

【事案2】

① 概要

平成22年4月9日に、東京都にある厚生年金基金の前常務理事が、当該基金が所有する会館の管理業務を委託する見返りとして管理会社より賄賂を受け取っていた疑いで逮捕されました。

② 対応状況

- 平成22年4月12日に当該基金に赴き、現常務理事に対して、基金としての今後の対応、経理事務、監事監査の実施状況等について聴取しました。
- 5月28日及び6月1日に特別監査を実施し、関係者への事情聴取及び関係書類の確認を行いました。
- 特別監査の結果、基金事務局の事務処理体制の不備や実質的な監事監査が行われていないなど、その機能、役割を十分に果たしていないことが確認されました。
- このような実態を踏まえ、事実関係の究明及び管理上の責任の所在の明確化を図り、責任の所在に応じた厳正な措置及び再発防止策について報告を求めました。

(4) 健康保険組合の不正への対応

① 概要

実地監査の日程調整のために健康保険組合に連絡したところ、元理事長在任中に不正な支出が行われていた疑いがあり、組合が対象期間の会計を調べた結果、出金伝票に領収書や請求書が無いなどの不備が多数判明したとの報告がありました。

当厚生局の指示により、組合が元理事長に説明を求めたところ、理事長在任中に架空請求や規程にない役員手当等の受給、業務と無関係の飲食への支出など着服を認め、元理事長は全額を返済しました。

② 対応状況

- A健康保険組合における不正発覚の報告を踏まえ、3日間にわたり実地監査を行い、元理事長等による不適正な支出が確認されました。
- 事故発生の原因として、元理事長の個人的資質によるものもありますが、法令遵守、事務処理体制、内部通報制度などが、十分に機能しておらず、更に、監事監査が機能していなかったことも原因としてありました。
- このような実態を踏まえ、健康保険組合に対し、理事長はじめ役職員が、公法人としての健康保険組合の使命と職責を自覚するとともに、諸法令を厳正に遵守し、適正な事業運営と事務執行に努めるよう指導しました。
- また、不正事故に関して、損害額、補填方法、職員の処分、責任の所在及び再発防止策について報告を求めました。

(5) コンタクトレンズに関連した不正への対応

① 概要

コンタクトレンズ診療所を有しコンタクトレンズ販売を業とする会社から、同社系列の診療所に対し不当に利益を上げることができる方法のアドバイスをを行い、その見返りとして賄賂を受け取ったとして当時厚生労働省の現職の課長補佐であった元保険局医療課医療指導監査室特別医療指導監査官（以下「元監査官」という。）が、平成22年9月25日に逮捕されました。

コンタクトレンズ装着を目的とした保険診療は、いくつかの検査を包括した診療報酬（コンタクトレンズ検査料）とされています。

元監査官は、一連の診療行為を作為的に分けて、治療に伴う検査と説明できる場合には出来高で請求し、そのように説明できない場合には保険診療が可能であるにもかかわらず自費診療により対応するなどして不当に利益を上げる方法をアドバイスしていました。

この事案に対しては、平成22年12月17日に「保険医療機関等に対する指導・監査の検証及び再発防止に関する検討チーム：中間とりまとめ報告書」が厚生労働本省から公表されています。

② 対応状況

- 関東信越厚生局では、管内に所在し同社と関係が深いコンタクトレンズ診療所に対し監査を実施し、実態の解明に努めています。
- また、同社と関係が深い診療所の多くが西日本に集中していることから、他厚生局管内の監査について、厚生労働本省からの依頼に基づき担当官として当厚生局職員を派遣しました。
- いずれの監査においても、当該診療所へ関係資料の提出を求めるとともに、開設者、勤務医及び事務員に対する事情聴取を行い、全容の解明に努めています。

(6) 国民健康保険組合の不正への対応

① 概要

国民健康保険組合は、同種の事業又は同種の業務に従事する者と、その組合の事業所に使用される者を組合員として組織し、組合員及び組合員の世帯に属する者を被保険者とする保険者ですが、管内に本部を置く組合において、平成21年9月に徳島県で多数の無資格者の加入について、同年12月には北海道等で法人事業所の偽装

加入について報道が行われました。

当厚生局では、同年度内に指導監督権限を有する東京都とともに、当該国民健康保険組合本部及び支部に対し実地検査を行い、報道内容の事実確認をし、他の都府県の組合員の資格に対しても全国的な調査を指示しました。

全国的な調査の結果（平成 22 年 6 月 30 時点）、無資格加入者は 7,284 事業所の 27,898 人（組合員 12,252 人、家族 15,646 人）に上ることが判明した。

② 対応状況

- 全国的な調査の結果、無資格加入者が全国の広範囲にわたり多数確認されたこと、都道府県、市町村国民健康保険の保険者、日本年金機構、健康保険協会との調整が必要など、無資格加入者が医療機関にかかった際の医療費に充てられた国庫補助金の返納を求めることから、平成 22 年 9 月 9 日付で厚生労働大臣による処分通知（是正改善命令）が行われ、その内容は、無資格加入の発生に至った経緯や関係者の実態解明、組合員資格の更なる調査、無資格加入者の被保険者資格の是正、法令遵守、再発防止、処分内容等の組合会への報告や国庫補助金の返還についてです。
- また、当局として平成 22 年度の実地による指導監督については、対象県の一国民健康保険組合について、資格の適正化に重点を置いた実地指導監督を行いました。

第IV章 指導監査等の実績

- ・ 主な指摘事項等

◆健康福祉課関係

◎平成21年度 児童扶養手当支給事務指導監査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
主管課の業務体制の状況	
障害認定医の配置	障害認定医が未配置であり、体制整備を図ること。
事務処理体制	認定請求書等の事務処理状況において、書類等の不備や確認が不十分な状況であることから、事務処理体制の改善に努めること。
関係機関等との連携の状況	
関係機関との連携	公的年金受給資格の確認について、年金事務所等への照会が不十分な状況にあり、確実に把握すること。
広報の状況	
広報の充実	広報紙による制度広報が行われていないため、広報紙による制度広報に努めること。
規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管状況	
様式	児童扶養手当法施行規則に定める様式の事項を満たしていない状況にあるので、同規則に定める事項を確認できるよう様式の見直しを含めた対応をとること。
受付処理簿の整備	受付処理簿が未整備であるため、早急に整備すること。
受給者台帳	「事由発生年月日」欄が未記入であったが、同年月日は児童扶養手当法第13条の2の規定による手当の一部支給停止措置の起算点となることから、必ず記入すること。
認定請求書受理の状況	
認定請求書等の受理事務	「預金通帳」「年金手帳」「健康保険証」「賃貸契約書写」などを申請時に必要な添付書類としていたが、児童扶養手当法施行規則上認定請求書の受理時に必要とされる添付書類以外の書類がないことをもって認定請求書を受理しないという取扱いは行わないこと。
認定請求書についての記入要領及び必要な添付書類の作成指導	認定請求書の受理時に必要とする書類(戸籍謄(抄)本、事実婚解消等調書など)が未添付のまま受理していたが、必要な書類が添付されていることを確認した上で受理すること。
認定請求書の審査及び進達の状況	
配偶者、子、扶養義務者との身分及び生計維持関係の確認	受給者と生計を異にする扶養義務者の確認状況をみると、客観的に生計同一でない判断するための根拠となる資料が不十分なまま認定していた。受給者とその扶養義務者が生計を異にする申立の場合には、その内容を明らかにすることができる挙証資料の添付及び実態の十分な調査を行うこと。
書類の審査、決裁状況	父障害の認定事務について、障害認定通知書を交付することなく有期認定をしていた。当該通知書を交付すること。
現況届の処理状況	
現況届の受理事務	現況届について、郵送による受付が行われていた。現況届の受付に当たっては、記載内容、添付書類に不備がないかを確認後に受理することとしており、また、面接方式により生活状況や対象児童の状況等を、この機会をもって把握していることから、特段の理由がない限り認めていない。受給資格者が長期入院等のやむを得ない理由により窓口提出できない場合以外は、現況届提出の趣旨を十分説明し、本人持参による提出とすること。
所得の確認(課税台帳等の照合)	現況届に添付されている「養育費等に関する申告書」において、適用期間を誤って申告された額をそのまま所得算入していた。申告書の申告内容に誤りがないか十分確認のうえ、適正な所得額を計上すること。

現況届の事務処理	遺棄を支給事由とした事務処理において、本人の申立書及び民生委員等の証明書が未添付であった。遺棄を事由としている場合は、関係通知に基づき本人の申立書(民生委員証明付き)を添付させること。
未提出者に係る事務処理	現況届未提出者の時効処理において、現況届提出命令書を発出しないうまま職権で資格喪失処理を行っていたが、現況届未提出者の権利を保全するため、配達記録が残る方法により提出命令書を発出した後に資格喪失処理を行うこと。
受給資格喪失者に係る事務処理状況	
資格喪失届に係る事務処理	資格喪失の事務処理にあたっては、関係公簿等の確認を確実に行うとともに、その記録を付記し、事実を的確に把握できる申立書の添付等を行うとともに、必要に応じ受給者から聞き取った内容は確実に記録するなど、資格喪失時点の的確な把握に努めること。
辞退による資格喪失処理	受給者から手当の受給を辞退したい旨の申し出があった場合には、資格喪失の処理は行わず、受給者には辞退による資格喪失はできない旨、本制度についての十分な説明を行うとともに、適正な事務処理に努めること。
その他	
所得の更正決定	所得の更正決定は、本人からの申し出があったもののみ処理しているが、関係部署との連携により、該当者をもれなく適正に把握できるようにすること。
債権発生状況	児童扶養手当の過払い未然防止の観点からも、受給資格者、対象児童、扶養義務者等の住民基本台帳や課税台帳等に関する定期的な異動状況の把握を行い、手当の適正な支給に努めること。

◎平成21年度 消費生活協同組合検査での主な指摘事項

<組織・管理>

指摘項目	主な指摘内容
基本的事項	
変更登記について	消費生活協同組合法第75条に規定されている事項について、定められた期間内に登記が行われていないので、期間内に登記すること。
定款・規約等	
組合の区域について	定款に規定されている区域と組合登記簿に記載されている職域とが異なっているので、実態を把握のうえ是正すること。
規則類の整備について	定款において定めることとされている規則類について定められていないので、整備すること。
組合員	
組合員名簿について	組合員名簿に記載すべき法定事項について、記載されていない事項があるので、適切に整備すること。
組合員の管理について	組合員資格を喪失したと思われる者について、一般組合員と区別して管理されていないことが認められたので、実態を把握して適切に管理すること。
出資金について	出資金について、教員と学生等とで依頼する口数が異なっていることが認められたが、職種等によって出資を依頼する口数に差を設けることは適当でないので改めること。
役員及び理事会	
理事会への理事の出席について	理事会において特定の理事の欠席が続いているので、開催日時の調整をする等の工夫を行い、全ての理事が出席できるように努めること。

役員報酬・旅費について	役員報酬や役員が理事会へ出席した場合の旅費について、慣例により支給額を定め支給していることが認められたので、支給根拠となる規定を整備し適切に執行すること。
役員の選出について	役員について、役員選挙規約に則した選挙を行わず、理事会において選任していたことが認められたので、定款及び役員選挙規約を遵守し、適正な選出を行うこと。
理事長等の職務代行について	理事長等に事故があるときの職務代行の順位が定められていないので、定款に則りあらかじめ定めておくこと。
理事会の運営について	理事会の運営について、要審議事項が審議されていないことが認められたので、是正すること。
理事会の議事録について	理事会の議事録に、出席した理事及び監事の署名又は記名押印がないことが認められたので、消費生活協同組合法第30条の5第3項の規定に基づき、是正すること。
監査	
監事の監査について	前回の行政検査等で改善を求められた事項について未改善の事項があるにも関わらず、監事監査において何ら指摘がなされていないので、理事の業務執行の状況及び財産関係について十分な監査を行うこと。
総会及び総(代)会	
総代の選出について	総代について選挙による選出が行われていないことが認められたので、定款及び総代選挙規約を遵守し、適正な選出を行うこと。
総代会の議決事項について	総代会の議決事項である役員の報酬について、総代会で議決されていないことが認められたので、是正すること。

<組合事業>

指摘項目	主な指摘内容
基本的事項	
定款に定める事業品目について	定款で定める事業品目について、貴組合が取り扱っている品目が入っていないことが認められたので、実際に取り扱っている事業品目と定款の規定が乖離しないように定款を改正すること。
員外利用について	員外利用が常態化していることが認められたので、その実態把握に努めるとともに、組合員以外は利用できない旨の掲示を行って組合への加入を促すなど、適正な運営に努めること。

<会計>

指摘項目	主な指摘内容
余剰金処分等	
教育事業等繰越金について	教育事業等繰越金が次年度の教育事業等に使用されていないことが認められたので、当該繰越金の活用に努めること。

◎平成21年度 保護施設指導監査での主な指摘事項

<適切な入所者処遇の確保>

指摘項目	主な指摘内容
入所者処遇の充実	
残食(菜)調査について	残食(菜)調査が実施されていないことが認められたので、今後は調査を実施し、献立作成の参考とすること。
調理室の衛生管理について	調理室内の衛生管理が不十分であることが認められたので、今後は適切に対応すること。
入所者の支援について	入所者を朝から入浴させるなど、施設側の都合で支援が行われていることが認められたので、入所者の立場に立った支援を実施すること。
入所者の生活環境等の確保	
ナースコールの設置について	居室、便所等必要な場所に対しナースコールが設置されていない箇所があり、一部動作不良も認められたので、改善を検討すること。

<社会福祉施設運営の適正実施の確保>

指摘項目	主な指摘内容
必要な職員の確保と職員処遇の充実	
研修会の実施について	支援に関する施設内研修が行われていないので、入所者の立場に立った支援の技術的向上を図るため、個別支援計画の見直しに関する事項も含め、施設内研修会を実施すること。
その他	
入所者預り金の管理について	入所者預り金について、通帳と印鑑を保管している金庫の鍵を同一の者が保管していることが認められたので、今後は内部牽制を確保する観点から、同一人、同一場所の管理とならないよう見直すこと。

◆食品衛生課関係

◎平成21年度 総合衛生管理製造過程承認施設に係る立入調査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
製品説明書	原材料の具体的名称及び添加物の具体的物質名を記載すること。
	使用基準が定められた添加物の使用量を記載すること。
CCP整理表	CCP整理表における各項目について、実状に即した内容に記載整理すること。
施設図面・フロー図	施設の図面については、不足等がないか確認し、不足や削除部分を反映させること。
	製造又は加工の工程については、現状に即した記載に修正すること。
重要管理点／管理基準	重要管理点である加熱殺菌工程における製品の流量を管理基準としない理由を提示すること。(乳、乳製品、清涼飲料水等)
重要管理点／モニタリング方法	加熱殺菌工程におけるスモークチャンバー内のモニタリング測定ポイントが妥当であるとする根拠について、既存のデータを活用したり、必要に応じて新たにデータを再取得する等して、再検討すること。(食肉製品等)
	重要管理点の管理基準をチャート紙で確認した旨の記録を残すこと
重要管理点／逸脱・改善措置	管理基準逸脱時の改善措置については、製品等の適切な措置方法を定め、措置担当者と検証者が同一とならない規定とすること。
	重要管理点において、管理基準が逸脱した場合、一連の対応内容を記録に残すこと。
危害分析	危害分析については、原材料及び製造工程に追加や変更等がなされた場合には、HACCP委員会等において議論し、適宜見直すこと。
	危害分析については、食品衛生法施行規則別表第2の下欄に掲げられている食品衛生上の危害の原因となる物質について検討し、危害分析一覧表に反映すること。また、危害が想定されない物質については、その理由を示し、見直しの経緯が分かるよう記録を残すこと。
清浄度区分	清浄度に応じた区分については、適切な区分のあり方とそれに応じた管理方法について整理すること。
	施設における清浄度の区分に応じた入室手順を整理すること。
環境検査	落下細菌及び拭き取り検査については、施設内基準値を逸脱した際の措置方法を手順化すること。また、逸脱事例が発生した際は、対応の記録を残すこと。
衛生管理	〇〇室等に認められるカビ及びサビについては、施設内清浄度維持及び異物混入防止の観点から、必要な対策を講じること。
	施設内の床の亀裂・剥がれ等について、計画的な補修を進め、適切な製造環境の維持・管理に努めること。
清掃・洗浄	開封原材料等の使用期限の規定について、使用期限の設定根拠を再確認するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。
	施設で行っている清掃については、規定を定め、実施記録を残すこと。
	殺菌冷却後送液ライン等における手洗浄の効果を検証すること。(乳、乳製品、清涼飲料水等)

防虫防そ	防虫防そ対策については、改善措置を確実に実施し、記録に残し、実施対策の有効性、妥当性について検証すること。
手順書	各種作業手順書については、実際の作業等と齟齬がないよう整備をすること。
記録	各工程での記録の残し方について再点検し、HACCPシステムを検証する上で必要な記録に不足がないか、HACCPメンバーで評価すること。
	記録の修正方法については、規定に従い行うよう従業員に周知すること。
検証	検証として実施している各種検査については、目 1 的を明確にした上で、結果に対する対応及びその記録方法について検討すること。
校正	施設内の温度計について、校正を行う際の許容範囲、許容範囲を超えた際の対応について規定を定めること。
教育	パート従業員を含めた従業員への衛生教育を実施し、記録を残すこと。
	従事者の衛生教育について、講習を欠席した職員の対応方法について検討すること。
製品検査	微生物検査については、適切な時点で判定がなされたことが確認できるように培養開始時刻及び終了時刻を記録として残すこと。
使用水	使用水の衛生管理については、施設で定めた基準逸脱時の連絡体制及び製品の措置等を規定すること。また、記録の検証方法について確認すること。
組織・会議体	HACCPチームについては、その役割を再認識し、検証の実施・評価、HACCPプランの見直し・修正等の不十分事項について対応を講じること。また、議事録については、議論の経緯が分かるよう記録方法を工夫すること。
クレーム対応	クレーム対応について、対策の評価を実施するとともに、その記録を残すこと。
行程トラブル	工程トラブルについては、再発防止策に対する評価を行い、記録に残すこと。
回収	製品の回収方法について、現在の体制等の規定が適切であるかを早急に見直すとともに、トレースバックの可否も含めて、シミュレーションを実施するなどして確認すること。

◎平成21年度 登録検査機関に係る監査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
組織	製品検査部門責任者は、検査区分責任者、登録検査員の職務分掌を作成し、製品検査が適正に実施できるよう業務体制を見直すこと。
機械器具の管理	製品検査に使用する機械器具については、管理基準、点検頻度が適切であるか確認すること。
	点検記録の様式についても点検し、標準作業書に従い記録できるか確認すること。
	温度管理を行う機器の管理方法(温度記録)について確認すること。
試薬等の管理	培地の取扱いについて、調製方法、保存方法を明確にし、標準作業書等に規定すること。
	標準溶液は、標準品とトレースできるような調製記録を作成すること。
有毒な又は有害な物質及び危険物の管理	細菌学的検査区分で使用する毒物について、適正に管理すること。
試験品の取扱いの管理	サンプリングの状況が確認できるよう記録方法について検討し、併せて現場で撮影した写真の有効な活用方法についても検討すること。

検査の操作等の管理	検査実施標準作業書は、告示法あるいは通知法に基づいた内容か点検を行い、必要に応じて見直すこと。
	検査実施標準作業書とワークシートで齟齬があるものは、整合性を図ること。
	新規検査項目導入時のバリデーションの方法及び評価方法を検討すること。
検査結果の処理	再試験について、試験数及び結果の評価方法を規定し、その過程及び結果を適切に記録として残すこと。
検査結果通知書	製品検査結果通知書の発行の承認は、製品検査部門責任者が主となって確認すること。
	成績書の発行について、発行承認日、発行日が分かるよう記録の方法を見直すこと。
内部点検	内部点検の指摘事項に対する改善報告は、改善措置の終了後、速やかに信頼性確保部門に報告し、評価を受けること。また、製品検査部門からの改善報告が確実に行われるよう、進捗状況の管理等を行うこと。
	内部点検は、製品検査について、試験品採取を含めて実施可能か点検を行うこと。
精度管理	内部精度管理及び外部精度管理について、評価は確実に実施し、改善等が必要な場合は速やかに措置を講じること。また、業務規程において検査手数料を認可している検査項目については、適切な精度管理と評価を行うこと。
外部精度管理調査	外部精度管理で結果に問題が認められた場合は、原因究明に留まらず、適切な改善措置を講じること。
データの作成	ワークシートの内容を点検し、不足している部分について盛り込むこと。
検査等を行う職員の研修	検査員の OJT 等の研修方法、評価方法を規定し、実施した場合は、その記録を残すこと。
その他	輸入、流通等の可否を判断するための検査は、製品検査に準じた業務管理が行われるよう規程を設けること。
	検査の受付時に入手すべき情報について検討し、適切な受託管理を行うこと。

◆保険課関係

◎平成22年度 健康保険組合指導監査での主な指摘事項

<庶務関係>

指摘項目	主な指摘内容
医療費通知の作成、レセプトデータ入力及びレセプト点検等の外部委託については、個人情報保護及び事故防止の観点から契約書に基づく業務処理状況の調査・監査を、現地に赴き定期的実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者の業務処理状況の調査・監査が全く行われていない。 ・委託業者の業務処理状況の調査・監査が定期的に行われていない。
個人情報保護管理規程に基づき役職員及び組合会議員に対し教育研修等を実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員の採用時研修が実施されていない。 ・役職員及び組合会議員に対する研修が随時に実施されていない。
個人情報保護管理規程に基づき組合会議員に対し教育研修等を実施すること。	組合会議員に対する研修が随時に実施されていない。
被保険者等の個人情報に関する処理を外部の業者に委託する場合は、個人情報の保護に関する法律及び関係通知に掲げる事項を遵守するよう委託契約書上に漏れなく明記すること。	契約条項に「目的外使用の禁止」「再委託の禁止」「契約の解除」「業務処理状況に対する調査・監査の実施」等の事項が漏れている。
組合会における採決は、組合会会議規則に基づき行うこと。	拍手や「異議なし」の発声をもって採決している。
個人情報の保護に関する法律及び健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに基づき、個人情報の利用目的の特定及び公表を定期的に行うこと。	個人情報保護規程に定める方法によって定期的に公表していない。
公告すべき事項は、漏れなく公告すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・組合規約の変更に関する公告が漏れている。 ・任意継続被保険者に係る標準報酬の公告が漏れている。 ・選挙規程に基づく公告が漏れている。
被保険者証管理規程の整備を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・カード様式の被保険者証ではなく紙様式の被保険者証の内容となっている。 ・被保険者証管理規程に被保険者証受払簿の様式の添付がない。
医療費通知の作成、レセプトデータ入力及びレセプト点検等を外部に委託する場合には、個人情報保護及び事故防止の観点から、レセプト(データを含む)に関する授受簿については、受渡件数等を漏れなく記載し適正に管理すること。	授受簿にデータ内容(件数)の受渡枚数等ではなく、束単位やCD等の受渡枚数で記載している。
選定議員の選定は、他の事業主から委任を受けた代表事業主若しくは全事業主において行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・代表事業主が選定を行う場合に他の全事業主の委任を受けていない。 ・選定依頼を全事業主に対して行っていない。

<保健事業関係>

指摘項目	具体的な事例
特定健康診査等実施計画については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、実施計画書で定める方法により公表すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画が被保険者等に公表されていない。 ・公表方法が実施計画に定める方法と違っている。

特定保健指導については、組合構成員の健康増進に寄与するとともに、医療費適正化にも資することから、実施計画に基づく着実な実施に努めること。	実施計画の目標値との乖離が激しく計画に基づいた実施となっていない。
被保険者ニーズ等の把握並びに疾病状況等の実態を踏まえた中長期的計画を策定し、実施結果の分析・評価を積極的に行い、組合構成員全体に対する効果的な事業の実施に努めること。	健康管理事業推進委員会において中長期的計画の策定、実施結果の分析・評価等を行ってなく効果的に事業の実施が行われていない。
事業主の義務である労働安全衛生法に基づく健康診断(法定健診)を事業主から受託又は共催して実施する場合には、覚書等により実施項目や費用負担について明確にすること。	覚書等がなく、実施項目や費用負担等が明確になっていない。
健康管理事業推進委員会の活動を再開し、保健事業の中長期にわたる企画立案、実施計画の策定、実施結果の分析・評価を行い、理事会に対し意見の提出を行うこと。	健康管理事業推進委員会を設置しているが、事実上活動休止状態であり、保健事業の策定等が行われていない。

<医療費適正化対策関係>

指摘項目	具体的な事例
減額査定通知の実施を検討すること。	減額査定通知が実施されていない。
医療費適正化の観点から、診療報酬明細書等の点検の充実・強化を図ること。	診療報酬明細書等の内容点検が一部しか実施されていない。
医療費のお知らせについては審査請求等の対象とならないため、支給決定通知と合わせた形式の見直しや表示方法等を検討すること。	医療費のお知らせに教示文を記載している。
医療費適正化の観点から、外傷原因の調査を実施すること。	外傷原因調査が実施されていない。
後発医薬品(ジェネリック薬品)の使用促進を図ること。	後発医薬品希望カードの配布、パンフレット配布、ポスター掲示等による周知、広報を行っていない。

<業務関係>

指摘項目	具体的な事例
任意継続被保険者が適用事業所に使用されたとき等については、法令に基づき、被保険者より申出書を提出させること。	被保険者からの電話連絡等により申出書の提出なしに処理している。
各種処分通知については、平成16年12月27日及び平成17年3月23日付事務連絡「行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に対応した教示文について」に基づき、教示文を記載すること。	・各種処分通知に教示文が記載されていない。 ・教示文の内容が改正されていない。
定年後の再雇用に係る資格取得届については、通知に基づき定年による退職であることが明らかにできる書類(就業規則の写し、退職辞令の写し、事業主の証明等)を添付させること。	通知に基づく書類の添付、確認なしに処理している。

被保険者証の検認については、平成 16 年 10 月 29 日付保発第 1029004 号及び保保発第 1029005 号通知に基づき、毎年実施すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・検認が全く実施されていない。 ・検認を行っているが、毎年実施していない。
現金給付に係る支給決定通知書は、理事長名で通知し公印を押印すること。	健康保険組合名の支給決定通知になっている。
被扶養者の認定にあたっては、内規を見直すとともに、法令・通知に基づき適正に行うこと。	法令及び通知に基づかず、独自の認定基準を内規に定め取り扱っている。
各種届書については、事実発生後に受付及び処理をすること。	資格取得届、資格喪失届、任意継続被保険者資格取得届等事実発生前に受付処理を行っている。
被保険者証の保管・受払・廃棄については、被保険者証管理規程に基づき適正に行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証管理規程に基づく被保険者証受払簿の様式を使用していない。 ・廃棄について被保険者証管理規程に基づく決裁を経していない。
現金給付に係る支給申請書については、受付経過簿を備えて受付後の処理経過を明らかにすること。	受付経過簿を備えていない。
磁気媒体による適用関係届については、その磁気媒体を届出書として保存すること。	文書保存規程に基づいて保存していない。

<歳入関係>

指摘項目	具体的な事例
会計諸帳簿は、記帳原因が生じた都度記帳するとともに、定期的に関係諸帳簿との突合を的確に行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・会計諸帳簿への記帳が、その都度行われていない。 ・会計諸帳簿間の突合・確認が行われていない。
納入告知によらない収入金については、収納と同時に調査決定の手続きを行うこと。	収入する際に調定決議をしていないものがある。
金庫の管理については、財産管理規程に基づき財産管理責任者が行うこと。	財産管理責任者ではない事務長や経理担当者が管理している。
会計諸帳簿については、会計年度終了時までは各月毎に月末の締切処理が終了した時点で年度当初から、当該月分まで出力したものを保管すること。	月次分をまとめたものを保管している。
手持ち現金については、財産管理規程に基づく金額の範囲内とすること。	財産管理規程に定められている額を超えて、翌日に持ち越している。
経理の事務処理については、事務担当者が自己完結的な処理を行うことのないよう相互チェック体制の確立を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・会計諸帳簿間の突合・確認を定期的に行っていない。 ・突合・確認を全て担当者一人だけで行っている。
法定帳簿は、差し替えできないように製本し保管すること。	ファイルや紐綴じでの保管となっている。
前年度収支残金一時充当は、決算組合会までに返還すること。	決算組合会以降に返還している。
歳入歳出外に属する受入金(預かり金)については、「歳入歳出外現金出納整理簿」を作成し管理すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・誤入金等の調定ができないものを歳入金として処理している。 ・給与等から控除した公租公課を支払日まで預かっているが、記帳されておらず適正に管理されていない。

現金及び預金通帳等の管理については、財産管理規程に基づき財産管理責任者が行うこと。	財産管理責任者ではない事務長や経理担当者が管理している。
---	------------------------------

<歳出関係>

指摘項目	具体的な事例
収入支出予算科目の取扱いは、予算編成基準の科目説明に基づき適正に行うこと。	・派遣職員の給与について、雑役務費で支出すべきところを非常勤職員手当で支出している。 ・備品費と営繕費の区別ができていない。
収入支出決議書には、その根拠や支出の内訳など明細がわかる証拠書を添付すること。	決議書のみが証拠書類として保管されている。
平成19年2月1日付保保発第0201001号通知に基づき、会計事務取扱規程を整備すること。	規程で定めるべきものに漏れがある。
支出にあたっては、公法人である健康保険組合の事業運営上、必要と認められるものに限り行うこと。	組合運営上の予算執行として必要と思われない不適切な支出をしている。
同一款内の各項間の予算の流用について理事長専決にて行う場合は、理事長の決裁を受けること。	科目流用決議書に理事長の決裁印がない。
前金払を行ったものについては、前金払整理簿を備え、その状況を明らかにしておくこと。	整理簿がなく、その状況が不明。
売買、請負その他の契約をする場合は、平成19年2月1日付保保発第0201001号通知に基づき適正に行うこと。	物品の購入等の契約を随意契約で行う場合に、二以上の業者から見積書を徴していない。
会計事務に関し適正な事務処理を行うため、会計事務取扱規程を備えること。	会計事務取扱規程が備えられていない。
支出証拠書に支払済印を押印すること。	支出証拠書に支払済印が押印されていない。
同一款内の各項間の予算の流用について理事長専決にて行う場合は、次の組合会で報告し承認を得ること。	次の組合会で報告し承認を得ていない。

<財産関係>

指摘項目	具体的な事例
準備金等財産の保有及び管理の具体的方法については、規約に基づき理事会の決定等所定の手続きを経ること。	・事前に理事会に諮り承認を得ていない。 ・理事会に諮っているが、満期更新については漏れている。
決算残金処分は、決算組合会での議決を得た後、速やかに行うこと。	決算組合会から相当期間経過してから処分を行っている。
有価証券を購入(保管替)する際に額面額と購入額に差がある場合は、各種積立金台帳に額面額を記載し、額面額以上または以下で有価証券を購入したときの購入額と額面額との差額については、準備金等の増額または減額として取り扱うこと。	・購入額と額面額との差額について、支払余裕金に受入または支出をしている。 ・購入額で管理しているため、残高証明書と一致しない。
各種積立金台帳は、財産の移動経過を正確に記帳すること。	財産の移動経過に記帳誤りがある。

繰越金は予算の範囲内で行うこと。なお、予算を超える繰越をする場合には、変更予算の手続きを行うこと。	予算額を超えて収入している。
支払余裕金と準備金等を同一口座で混在して保有することを避け、各々別口座で管理すること。	支払余裕金と準備金等を同一口座で保有している。
平成 19 年 3 月 30 日付保保発第 0330001 号通知に基づき、財産管理規程を整備すること。	減価償却の取扱い変更に伴う所要の改正が行われていない。
財産の保管替決議書については、漏れなく作成すること。	満期更新の保管替決議書を作成していない。
各種積立金台帳に内訳簿・明細簿を備えること。	積立金台帳に内訳簿又は明細簿が備えられていない。
決算残金処分は適正に行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・決算組合会の議決を得ずに又は議決内容と異なる決算残金処分を行っている。 ・前年度決算残金と異なる額を決算残金処分している。

◆年金課関係

◎平成22年度 厚生年金基金実地監査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
代議員会	
代理出席	代議員会に代理出席ができるように、委任状等を整備すること。
欠席理由	代議員会を欠席する理由の把握ができるよう、委任状等に欠席理由欄を設けること。
表決	代議員会の表決は規約・代議員会会議規程に基づき行い、代議員会会議録には表決の経過を記載すること。
理事会	
書面出席	理事会において、書面により理事会の議事に加わることができるように、様式を整備すること。
表決	理事会の表決は規約・理事会会議規程に基づき行い、理事会会議録には表決の経過を記載すること。
常務理事への委任	
事務委任	常務理事への事務委任規程に職員の出退勤及び出張に関する事項を追加すること。
監事監査	
監事監査	監事監査は、「厚生年金基金の事業運営基準」に示された「厚生年金基金監事監査規程要綱」に基づき、適正に行うこと。
監査様式	月例(四半期)監査用の別紙に監査項目「業務概況の周知関係」を加えること。
総合監査	総合監査において、監査事項「貸借対照表、損益計算書及び業務報告書その他決算に関する事項」の監査に使用する、決算関係監査調書の「1財務及び会計規程及びその運用」に記されている監査項目「契約」の監査を実施すること。
月例監査	月例(四半期)監査は、監事監査規程に基づき監事が実施すること。
任免	
任免簿	職員任免簿を整備すること。
キャッシュカード	
管理者等	キャッシュカードの管理責任者を定めること。また、その使用に当たっては、責任者又は責任者の委任を受けた者とする。
原簿	
基金原簿	基金原簿を整備すること。
規約原簿	規約原簿を整備すること。
選挙	
規程	代議員の選挙の執行に関する規程には、互選代議員が母体企業の従業員たる加入員の立場を代表する者であることについて選挙前に加入員に周知を行う旨の規定を設け、その規定に基づき周知すること。
公示	代議員の選挙の執行に関する規程に基づく総選挙の公示に、互選代議員が母体企業の従業員たる加入員の立場を代表する旨を付記すること。
データ保護管理	
指定	電子計算機処理データ保護管理規程に基づき、オペレータを指定すること。
規程等	電子計算機処理データ保護管理規程に、経理事務に関するデータ管理の規定を加えるとともに、電子計算機処理に係る経理担当責任者の配置及び経理担当オペレータの指定を行うこと。

掛金	
調定	各月の掛金の調査確認及び調査決定は、厚生年金基金事務取扱い準則に基づき、遅くとも翌月15日までにを行うこと。
領収証書	掛金や返納金が ATM 等により振り込まれたことを確認した場合には、納付者に対して領収証書を発行すること。
督促	
督促状の発行	掛金が納付期限内に納付されない場合は、法令及び厚生年金基金事務取扱い準則に基づき督促状を発行すること。
延滞金	
調定・告知	延滞金の調査確認及び調査決定、納入告知は、法令及び厚生年金基金事務取扱い準則に基づき、遅滞なく適正に行うこと。
納入告知書	納入告知書の延滞金に関する記載内容を改めること。
滞納処分	
滞納処分票	滞納事業所については、滞納処分票を作成し、適正に管理すること。
債権確保	滞納事業所に対しては、時効中断措置を講ずるとともに、積極的な滞納整理を実施し、債権確保に努めること。
交付要求	交付要求を行う場合には、滞納処分の認可を受けること。
返納金	
債権管理簿	返納金債権管理簿(総括、個人別)を作成すること。
調定・告知	返納金は、事実確認後速やかに調査確認及び調査決定を行い、納入告知日で未収返納金を計上すること。
領収証書	返納金を領収した場合には、納付者に対して領収証書を発行すること。
契約	
契約	契約については、財務及び会計規程に基づき、業者決定や契約書の作成を適正に行い、理事長の決裁を受けること。
契約書	財務及び会計規程に定める額以上の契約については、契約書を作成すること。
随意契約	随意契約により調達を行う場合は、価格の比較により業者を決定した際には複数の業者の見積書、また総合的な評価により決定した際には評価結果等が記載された書類を作成することにより随意契約の理由を明らかにし、決裁を受けること。
出納	
出納員の引継	出納員が交替した場合の引継は、財務及び会計規程に基づき引継書を作成し、適正に行うこと。
経理	
固定資産	耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上の器具及び備品は固定資産台帳に計上するとともに、適正に減価償却を行うこと。
伝票処理	会計伝票は、取引が発生した都度起票すること。
物品管理	
物品管理簿	物品管理簿を作成・整備すること。
金券類	切手・葉書等の金券類は、受払簿等を作成し、その使用については適正に管理すること。
旅費	
支給	役職員及び代議員の旅費は、旅費に関する規程に基づき適正に支給すること。
予算	
流用	予算の流用については、必ず事前に理事長の決裁を受けること。
適用	
届出	法第128条の規定に基づく届出について、漏れなく事業主から提出させること。

◆指導監査課・都県事務所関係

◎平成21年度 保険医療機関(医科)に対する個別指導での主な指摘事項

<診療録及び基本診療料等に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
診療録	
診療録の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・診療録の不適切な取扱いが認められたが、診療録は保険請求の根拠となるものであり、保険医は診療の都度、遅滞なく必要事項を記載すること。 ・診療録に必要事項の記載が乏しい例が認められたので改めること。症状、経過、診療内容、治療内容などを、正確に、具体的に記載すること。
診療録の記載方法	<ul style="list-style-type: none"> ・診療録等を鉛筆で書いている例が認められたが、ペン等で記載すること。 ・診療録の修正は、修正前の内容が判読できるよう二重線で行うこと。
傷病名等	不適切な傷病名の記載が認められたので、根拠に基づき医学的に妥当性のある傷病名を記載すること。あわせて、診断の日や転帰なども記載すること。
基本診療料等	
再診料	<ul style="list-style-type: none"> 再診料を算定出来ない例が認められたので改めること。 ・指定訪問看護事業者(「患者又は看護に当たっている家族」以外)の来院相談に対する再診料を算定
外来診療料	<ul style="list-style-type: none"> 外来診療料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。 ・検査のみの来院で算定
時間外加算・休日加算・夜間早朝等加算(初診料・再診料・外来診療料)	<ul style="list-style-type: none"> 算定要件を満たさない例が認められたので改めること。 ・医療機関の表示する診療時間内に来院した患者に時間外加算を算定 ・コンタクトレンズ検査料を算定した患者に夜間・早朝等加算を算定入院料等・入院診療計画
入院基本料等	「10 対 1 入院基本料を算定する病棟において、1 日に看護を行う看護職員の数 は、常時、当該病棟の入院患者の数が 10 又はその端数を増すごとに 1 以上であること」と定められているが、入院基本料の施設基準に定める看護配置要件に適合していない月が認められたので改めること。

<特掲診療料に関する指摘事項>

指摘項目	指摘項目
医学管理	<p>医学管理料の算定において、必要事項の記載が乏しい診療録が見られ、また、判読できない例が認められたので改めること。この項目の算定に当たっては、特に、指導内容・治療計画等診療録に記載すべき事項が、算定要件としてそれぞれの医学管理料ごとに定められていることに留意すること。</p>
在宅医療	
往診料	<ul style="list-style-type: none"> 往診料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。 ・診療録に往診の理由がわかる記載がない ・定期的ないし計画的に患家に赴いて診療を行った場合には、往診料の算定はできない
リハビリテーション	疾患別リハビリテーションにおいて不適切な例が認められたが、適応を症状、所見に応じ、妥当適切に判断した上で施行し、漫然と治療することなく適宜効果判定を行うこと。

精神科専門療法	入院精神療法の算定において、不適切な例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・入院精神療法(Ⅰ)で、診療録に実施時間の記載が乏しい ・入院精神療法(Ⅱ)で、診療録に介入の具体的内容の記載がない
---------	--

<看護・食事に関する指摘事項>

指摘項目	指摘項目
看護	
看護管理・病棟管理・勤務計画等に関する例	看護記録・看護計画 <ul style="list-style-type: none"> ・看護計画を治療方針に沿った内容で具体的に作成していない ・個々の看護計画を定期的に見直ししていない ・看護計画を患者や家族に説明し、同意を得た旨を明確にしていない
食事	
一般的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・食事療養の内容について、医師を含む会議において検討していない ・適温給食のための適切な配慮をしていない
入院時食事療養	<ul style="list-style-type: none"> ・検食簿の記載が不十分 ・入院時食事療養(Ⅰ)での算定誤り(食数)が認められた

<その他事務的な事項に関する指摘事項>

指摘項目	指摘項目
診療録の様式	診療録表紙の様式が定められた様式に準じていないので改めること。
院内掲示	院内掲示を適切に行っていない例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・診察時間を見やすい場所に掲示していない ・入院基本料に係る届出内容の概要を掲示していない ・施設基準に関する届出事項について掲示していない
特別の療養環境の提供	特別の療養環境の提供にかかる取扱いが適切でない例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・同意書がないにもかかわらず料金を徴収 ・病院の都合や療養上必要な患者に対して料金を徴収 ・申込日が不明確 ・保険外併用療養費の報告書に記載された金額以外の料金を徴収
一部負担金に係る事項	一部負担金の取扱いが適切でない例が認められたので改めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員、家族等から未徴収 ・一部負担金の徴収に係る記録がない ・診療録の一部負担金額と日別の受領額が適正に管理されていない

◎平成21年度 保険医療機関(歯科)に対する個別指導での主な指摘事項

＜診療録及び基本診療料等に関する指摘事項＞

指摘項目	主な指摘内容
診療録	<p>診療録は患者の病状経過等を記録しておく重要なものであり、診療報酬請求の根拠となることを十分に認識し、保険診療に関する必要事項(症状、経過など)は、遅滞なく正確に記載するとともに内容の充実に努めること。</p> <p>保険医は「保険医療機関及び保険医療費担当規則」等の諸規則を十分に理解し、適正な保険診療に努めること。</p>
診療録の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・診療録第1面の記載事項(主訴、傷病名、歯式、口腔内所見、開始、終了、転帰等)は的確に記載すること。 ・診療録第2面の記載内容(症状、所見、処置内容、指導内容、検査結果、治療方針、印象材料、補綴物名、使用金属等)の充実に努めること。 ・診療録の不適切な記載(行間を空けた記載、欄外への記載、療法・処置記載欄への複数行の記載、判読困難な記載、独自の略称の使用、ぬりつぶし・修正液・上書きによる訂正)を行わないこと。
基本診療料等	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科初診料は、健康診断の結果に基づく時には算定できないので改めること。 ・基本診療料・特掲診療料についての障害者加算の算定において、不適切な例が認められたので改めること。 ・著しく歯科診療が困難な障害者でない患者に対する算定 ・障害者手帳交付者という理由のみによる算定

＜特掲診療料に関する指摘事項＞

指摘項目	指摘項目
医学管理	<p>医学管理料の算定において、必要事項の記載が乏しい診療録が見られ、また、判読できない例が認められたので改めること。この項目の算定に当たっては、特に、指導内容・治療計画等診療録に記載すべき事項が、算定要件としてそれぞれの医学管理料ごとに定められていることに留意すること。</p>
在宅医療	
往診料	<p>往診料の算定において、不適切な例が認められたので改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療録に往診の理由がわかる記載がない ・定期的ないし計画的に患家に赴いて診療を行った場合には、往診料の算定はできない
リハビリテーション	<p>疾患別リハビリテーションにおいて不適切な例が認められたが、適応を症状、所見に応じ、妥当適切に判断した上で施行し、漫然と治療することなく適宜効果判定を行うこと。</p>
精神科専門療法	<p>入院精神療法の算定において、不適切な例が認められたので改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院精神療法(I)で、診療録に実施時間の記載が乏しい ・入院精神療法(II)で、診療録に介入の具体的内容の記載がない

＜その他事務的な事項に関する指摘事項＞

指摘項目	指摘項目
事務的取り扱いに係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ○診療録とレセプトの間で(診療内容、部位、病名、所定点数、合計点数)についての不一致がみられたので、照合・確認を十分に行うこと。 ・保険証は、毎月、受給資格の確認を行うこと。 ・帳簿、伝票等の関係書類については、所定の期間(3年)保存しておくこと。 ・歯科技工指示書や歯科衛生士業務記録簿の、整理保管に留意すること ○院内掲示を適切に行っていない例が認められたので改めること。 ・届出事項(電子化加算、補綴物維持管理料、地域医療連携体制加算) ・保険外併用療養費(金属床総義歯の概要及び費用)
一部負担金に係る事項	<p>不適切な例が認められたので改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収すべき者から徴収していない ・診療の都度徴収していない

◎平成21年度 保険薬局に対する個別指導での主な指摘事項

<処方せん、調剤録及び調剤内容に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
処方せんの取扱い	<p>○処方せんに不備があるにもかかわらず、そのまま調剤している例が認められたので改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経緯の明らかでない訂正 ・用法の記載がない ・「医師の指示どおり」「用法口授」の記載 ・保険医署名欄の記名・押印に押印がない ・処方せんの保険医の押印が異なっている ・外用薬において、使用用量、使用時点、使用部位の記載がない <p>○調剤済の処方せんに不適切な例が認められたので改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調剤済の未記載 ・調剤済の印が不鮮明 ・医師への照会事項の記載が不十分 ・疑義照会の対応相手の確認が行われていない
調剤録等の取扱い	<p>○ 薬剤服用歴の記録、管理について不適切な例が認められたので改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導の要点の記載がない ・患者記録の記載が不十分(住所・緊急連絡先) ・調剤年月日、調剤した薬剤師の氏名等の記載がない ・処方内容に関する疑義照会の要点等の記載が不備 ・薬剤情報提供の記録が記載されていない <p>○ 薬剤服用歴の患者情報について不適切な例が認められたので改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の患者情報の記載がない ・定期的に患者の体質・アレルギー歴・副作用歴等の更新歴がない ・薬剤によるアレルギーの情報提供を処方された時点で確認されていない <p>○ 薬剤服用歴の患者指導について不適切な例が認められたので改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の理解度などについて適切な注意を払った服薬指導を行っていない ・患者に対して、同一もしくは類似した内容の指導が漫然と繰り返されている ・同時に複数医師の処方を受けている患者の相互作用及び禁忌等のチェックが行われていない <p>○ 緊急安全性情報、医薬品医療機器等安全性情報を定期的に確認し、適切な服薬指導を行っていない例が認められたので改めること。</p>
調剤内容	<p>疑義照会が適切に行われていない例が認められたので改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬学的に問題のある重複・多剤投与が疑われる薬剤の処方 ・投与期間に上限がある医薬品についてその上限を超えて投与が疑われる

<その他事務的な事項に関する指摘事項>

指摘項目	指摘項目
事務的取り扱いに係る事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 領収証が交付されていない例が認められたので改めること。 ○ 局内掲示を適切に行っていない例が認められたので改めること。 ○ 調剤録と調剤報酬明細書の照合が不十分な例が認められるので改めること。

◆福祉指導課関係

◎平成21年度 社会福祉法人指導監査での主な指摘事項

<組織運営IIに関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ・定款変更の不備又は実態と乖離 ・役員を選任及び手続が不適切 ・代表権を有する者の未登記 ・評議員会で特定の評議員が欠席
会計管理	<ul style="list-style-type: none"> ・経理事務処理が不適切 ・決算関係書類が不適切
評議員の構成等の状況	ア 評議員の構成が不適切、イ 評議員の選任及び手続が不適切、ウ 評議員報酬等の不適正な支給
理事会の状況	理事会の開催要件の不備
	理事会の要議決事項にかかる審議が未実施
	理事会で特定の理事が欠席
	理事会の議事録の記録及び保存が不適切
	日常軽易な業務の理事長専決事項の不備
評議員会の状況	資産の総額の登記変更の不備
	評議員会の開催要件の不備
	評議員会の要議決事項にかかる審議が未実施
評議員会の状況	評議員会で特定の評議員が欠席
	評議員会の議事録の記録及び保存が不適切
監事監査の状況	監事監査が形式的

<事業に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
社会福祉事業の実施状況	定款上の事業と実際に行われている事業が不一致
	届出の不備及び遅延
収益事業の実施状況	収益事業の内容が不適切

<管理に関する指摘事項>

指摘項目	主な指摘内容
人事管理の状況	施設長任免が不適切
	職員の人事管理が不適切
資産管理の状況	基本財産の管理が不十分
	運用財産等の管理が不十分
	借地等に係る利用権の未設定又は未登記
	総資産額等が未登記又は登記遅延
	土地・建物に係る賃貸借契約の不備

会計管理の状況	経理規程の未整備
	会計責任者と出納職員の未配置又は兼務
	経理事務処理が不十分
	資金計画、借入金の償還が不適切
	決算関係書類が不適切
	諸帳簿の整備が不十分
	寄付金の取扱いが不適切
	入所者預かり金の取扱いが不適切
	契約事務手続きが不適切
	運営資金の借入手続きの不備
その他	苦情解決の仕組みの未整備又は不十分
	必要な規則類の未整備
	事務局機能が不十分

◎平成21年度 介護保険者・介護サービス事業者等指導監査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
地域密着型サービス事業所等の指定等事務関係	事業所の指定に伴う公示がされていなかった。
	事業所の廃止届の提出に伴う公示がされていなかった。

◎平成21年度 介護サービス事業者等に対する指導監査での主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容
サービスの質の確保と向上	身体拘束を実施するに際し、緊急やむを得ない理由を明確に記録すること
	運営推進会議を運営基準第 108 条に従い2か月に1回程度開催するよう努めること。

◎平成21年度 障害者自立支援業務実地指導

指摘項目	主な指摘内容
市町村指導	自立支援給付支給事務等の市町村に対する指導が実施されていないため、計画的に実施するよう助言を行った。
指定障害福祉サービス事業者に対する指導	指定障害福祉サービス事業者に対する集団指導の実施に際して、欠席した事業者に対する対応が不十分な状況(欠席事業者の未把握、資料送付等の対応がなされていない)が見受けられたため、適正な処理を行うよう助言を行った。

	指定障害福祉サービス事業者に対する実地指導への取組が不十分な状況が見受けられたため、十分な対応につき助言を行った。
指定事務	指定自立支援医療機関の指定を行った際に行うべき公示が行われていないため、指定を行ったときは、その旨公示するよう助言を行った。
	指定自立支援医療機関の指定辞退の届け出において、一月以上の予告期間を設けることなく届け出られている事例が見受けられたため、一月以上の予告期間を設けるよう指定自立支援医療機関に指導を行うよう助言を行った。
	精神通院医療機関の指定において、指定日は指定を決定した日の属する月の翌月初日とすべきところ、申請のあった翌月初日とする誤った処理が見受けられたため、適正な処理を行うよう助言を行った。
自立支援医療	自立支援医療費の支給認定において、所得区分（低所得1）の認定に際して確認が必要な事項（手当及び年金の受給状況）の確認が不十分である状況が見受けられたため、適正な処理を行うよう助言を行った。
	自立支援医療費の支給認定において、医療受給者証の医療の具体的方針欄への記載が具体性に欠けている状況が見受けられたため、適正な処理を行うよう助言を行った。
自立支援医療	自立支援医療費の審査点検において、生活保護受給者にかかる診療報酬明細書・連名簿の審査点検が不十分である状況が見受けられたため、適正な処理を行うよう助言した。

第V章 資料・データ集

1 主な所掌業務（課別）

（総務課）

- ・ 関東信越厚生局の総務
- ・ 関東信越厚生局職員の人事、教養、訓練及び研修等に関する事
- ・ 厚生労働省共済組合に関する事
- ・ 行政文書の開示に関する事
- ・ 個人情報保護に関する事
- ・ 各種国家試験に関する事

国家試験の種類

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、薬剤師、管理栄養士

- ・ 国有財産の管理及び処分

（企画調整課）

- ・ 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整
- ・ 関東信越厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整
- ・ 関東信越地方社会保険医療協議会の運営
- ・ 医療安全対策に関する事（医事課の所掌に属するものを除く）

（年金指導課）

- ・ 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可に関する事
- ・ 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可に関する事
- ・ 日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関する事
- ・ 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関する事
- ・ 日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関する事。
- ・ 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の管理に関する日本年金機構の行う業務に係る監督に関する事
- ・ 前記に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督に関する事

（年金調整課）

- ・ 社会保険労務士に関する事
- ・ 年金委員に関する事
- ・ 政府が管掌する国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の実施に関し市町村が処理する事務に関する事。
- ・ 国民年金法第109条の2第1項に規定する学生納付特例事務法人の指

定及び監督に関すること

- ・国民年金法第109条の3第1項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第3項の規定による情報提供に関すること
- ・政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体、その他の関係者との連絡調整に関すること

(管理課)

- ・医療・福祉サービスの指導業務に関する総合調整
- ・2以上の都道府県の区域において、病院、診療所または介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等の指導監督
- ・病院用等建物の建替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度における証明業務
- ・医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明業務
- ・特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明業務
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に係る情報の管理
- ・社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険事業関係業務を除く。）の監督
- ・後期高齢者医療広域連合が行う業務、市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務、及び後期高齢者支援金等の額の算定に関する指導
- ・国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。）についての指導

(医療課)

- ・国の開設する病院等の監督（開設承認、変更承認、構造設備の使用承認等）
- ・特定機能病院に対する立入検査
- ・健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保健事業の療養担当者に対する監督
- ・関東信越厚生局事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督

(福祉指導課)

- ・2以上の都道府県の区域において事業を行う社会福祉法人の設立認可、定款変更認可、監督等
- ・介護保険法による市町村等（保険者）の事務の指導（技術的助言）
- ・介護保険の地域密着型サービス事業者等に対する指導
- ・介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督
- ・介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理
- ・障害者自立支援法による都県等の事務の指導（技術的助言）
- ・障害福祉サービス事業者等に対する指導

(特別指導第一課・特別指導第二課)

- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、地方厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項

(指導監査課)

- ・ 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（埼玉県内）
- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督（埼玉県内）
- ・ 関東信越地方社会保険医療協議会埼玉部会の運営

(都県事務所)

所在都県（埼玉県を除く）内における以下の業務

- ・ 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- ・ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督
- ・ 関東信越地方社会保険医療協議会担当部会の運営

○健康福祉部

(健康福祉課)

- ・ 2以上の都県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督
- ・ 指定医療機関の指定、監督

指定医療機関の種類

- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく特定感染症指定医療機関（監督のみ）
- ・ 母子保健法に基づく指定養育医療機関（国が開設したものに限る。）
- ・ 児童福祉法に基づく指定療育医療機関（国が開設したものに限る。）
- ・ 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関（国が開設したものに限る。）
- ・ 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

- ・ クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定及び監督
- ・ 生活衛生同業組合の振興計画の認定
- ・ 三種病原体等の所持・輸入の届出及び監督
- ・ 温室効果ガス算定排出量報告受付等
- ・ 民生委員及び主任・児童委員の委嘱（指名）、解職及び表彰
- ・ 精神保健指定医の指定等
- ・ 特別弔慰金国庫債券及び特別給付金国庫債券の特別買上償還の証明書の交付

- ・ 2以上の都県の区域において事業を行う消費生活協同組合の設立認可、変更認可、監督等
- ・ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づく特定民間施設の整備計画の認定等
- ・ 地方厚生局に委任された補助金等に関する書類審査、交付、精算確定等

補助金等の種類

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金、地域介護・福祉空間整備等交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
結核医療費国庫負担（補助）金、原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金、原爆被爆者葬祭料交付金、児童扶養手当給付費国庫補助金、特別児童扶養手当事務取扱交付金、特別障害者手当等給付費国庫負担金、婦人保護費国庫負担（補助）金、児童入所施設措置費等国庫負担金、保育所運営費国庫負担金

- ・ 児童扶養手当の支給事務に関する都県及び市町村の指導（技術的助言）
- ・ 都県、指定都市及び中核市が設置する保護施設の監督

（指導養成課）

- ・ 各種養成施設（所）の指定等

養成施設の種類

保健師、助産師、看護師、救急救命士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、調理師（入学及び学力認定の事務を含む。）、理容師、（入学及び学力認定の事務を含む。）、美容師（入学及び学力認定の事務を含む。）、製菓衛生師、食品衛生管理者、食品衛生監視員、食鳥処理衛生管理者（入学及び学力認定の事務を含む。）、保育士、社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、児童福祉司、児童福祉施設職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司

- ・ 各種講習会（介護技術講習会、社会福祉主事資格認定講習会、児童福祉司資格認定講習会）の届出、実施報告書等の受理等
- ・ 食鳥処理衛生管理者及び食品衛生管理者の資格取得講習会の登録

（医事課）

- ・ 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括
- ・ 医療の安全に関する取組の普及及び啓発

- ・ 医師、歯科医師臨床研修病院の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保等
- ・ 医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等
- ・ 医師確保及び地域医療の確保・推進
- ・ 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施等
- ・ 血液製剤、放射性医薬品等の医薬品及び医療機器の製造業等の許可、並びに医薬品等輸入届の確認
- ・ 毒物及び劇物の製造及び輸入業の登録及び監視
- ・ 医薬品等の輸入監視
- ・ 地方厚生局に委任された補助金等に関する業務

補助金の種類

医師臨床研修費等補助金

(食品衛生課)

- ・ 総合衛生管理製造過程（HACCP）の食品の製造又は加工に係る承認等

<p>HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）とは1960年代に米国で考案された宇宙計画向けの食品衛生管理方法で、膨大な数の検体を必要とする最終製品検査システムではなく、製造における重要な行程を連続的に監視することにより、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理方法である。現在、乳・乳製品、食肉製品、魚肉練り製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品及び清涼飲料水の5種類がHACCPの承認対象品として指定されている。</p>
--

- ・ 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督並びに食品衛生検査施設に対する技術的助言
- ・ 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止
- ・ 食肉輸出施設に対する認定について
- ・ 対EU、対米国輸出水産食品認定施設に対する認定に係る指導、確認及び視察
- ・ 対中国輸出水産取扱施設に係る事務
- ・ 食中毒に係る調整事務
- ・ 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

(保険課)

- ・ 健康保険組合の行う業務についての指導及び監督
- ・ 全国健康保険協会支部の指導監督

(年金課)

- ・ 厚生年金基金の認可、指導監督等
- ・ 国民年金基金の認可、指導監督等
- ・ 確定拠出年金（企業型年金に限る）の承認、指導監督等

- ・ 確定給付企業年金の認可、承認及び指導監査等

○麻薬取締部

- ・ 麻薬等事犯の取締りに関すること
- ・ 麻薬取扱者等に対する指導・監督に関すること
- ・ 麻薬等中毒者対策（相談の受理を含む。）に関すること
- ・ 薬物乱用防止普及啓発活動に関すること

○社会保険審査官

- ・ 年金給付等の処分決定に係る不服申立の審査請求の対応に関すること。

2 所在地・連絡先一覧

平成23年3月31日現在

所属部署	所在地	電話番号	FAX番号
総務課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階 〔年金指導課、年金調整課は5階〕	048-740-0711(代)	048-601-1325
企画調整課		048-740-0830	048-601-1330
年金指導課		048-740-0712	048-601-1346
年金調整課		048-740-0714	048-601-1346
健康福祉課		048-740-0744	048-601-1332
指導養成課		048-740-0823	048-601-0512
医事課		048-740-0754	048-601-1331 048-601-1333
食品衛生課		048-740-0761	048-601-1335
保険課		048-740-0772	048-601-1337
年金課		048-740-0782	048-601-1338
管理課		048-740-0811	048-601-0514
医療課		048-740-0814	048-601-0514
福祉指導課	048-740-0797	048-601-0513	
指導監査課	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル8階	048-612-7508	048-612-7534
特別指導第一課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	048-740-0816	048-601-0514
特別指導第二課		048-740-0817	048-601-0514
社会保険審査官	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル8階	048-615-0200	048-615-0210

【麻薬取締部】

所属部署	所在地	電話番号	FAX番号
九段 第3合同庁舎	〒102-8309 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎17階 東京メトロ九段下駅徒歩3分	03-3512-8688(代)	03-3512-8689
	(麻薬・覚せい剤相談)	03-3512-8690	
横浜分室	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎2階 みなとみらい線馬車道駅徒歩1分	045-201-0770(代)	045-212-2840
	(麻薬・覚せい剤相談)	045-201-0770	

【都県事務所】

所属部署	所在地	電話番号	FAX番号
茨城事務所	〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4階	029-277-1316	029-277-1336
栃木事務所	〒320-0033 栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階	028-341-2009	028-341-2233
群馬事務所	〒371-0024 群馬県前橋市表町2-2-6 前橋第一生命ビルディング7階	027-896-0488	027-896-0540
千葉事務所	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日本生命千葉中央ビル7階	043-379-2716	043-379-2800
東京事務所	〒163-1111 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー11階	03-6692-5119	03-6698-5447
神奈川事務所	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町1-6 住友生命横浜関内ビル6階	045-270-2053	045-270-5276
新潟事務所	〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代2-3-6 新潟東京海上日動ビルディング1階	025-364-1847	025-364-1862
山梨事務所	〒400-0858 山梨県甲府市相生1-4-23 日本興和鮎川ビル5階	055-206-0569	055-206-0571
長野事務所	〒380-0836 長野県大宮南長野南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル9階	026-474-1002	026-474-1034

3 所掌事務にかかる参考資料・データ集（課別）

◆ 総務課関係

1. 国家試験 受験者数・合格率

○ 国家試験受験者の推移 (単位：人)

	全国			関東信越		
	21年	22年	23年	21年	22年	23年
医師	8,428	8,447	8,611	2,827	2,902	2,941
歯科医師	3,531	3,465	3,378	1,624	1,714	1,663
保健師	12,049	13,048	14,819	3,682	4,238	4,826
助産師	1,742	1,901	2,410	528	669	786
看護師	50,906	52,883	54,138	15,330	16,314	16,520
診療放射線技師	2,547	2,460	2,409	1,058	1,024	1,012
臨床検査技師	3,701	4,060	3,959	1,602	1,832	1,843
理学療法士	9,119	9,835	10,487	2,804	3,077	3,162
作業療法士	6,675	6,469	5,824	2,047	2,013	1,800
視能訓練士	675	685	734	352	378	397
薬剤師	15,189	6,720	3,274	6,259	2,942	1,432
管理栄養士	23,744	25,047	19,923	8,253	8,684	7,152

○ 職種別合格率の推移 (単位：%)

	全国			関東信越		
	21年	22年	23年	21年	22年	23年
医師	91.0	89.2	89.3	90.5	88.6	89.1
歯科医師	67.5	69.5	71.0	64.7	67.6	70.0
保健師	97.7	86.6	86.3	97.4	85.3	84.9
助産師	99.9	83.1	97.2	99.8	83.1	96.3
看護師	89.9	89.5	91.8	90.5	90.5	92.9
診療放射線技師	74.4	80.0	71.1	74.1	79.5	71.9
臨床検査技師	71.8	67.8	67.0	70.1	67.1	66.1
理学療法士	90.9	92.6	74.2	89.6	91.8	74.6
作業療法士	81.0	82.2	70.9	79.1	80.2	71.5
視能訓練士	92.4	85.4	91.3	90.0	81.0	87.4
薬剤師	74.4	56.4	44.4	76.0	62.2	49.3
管理栄養士	29.0	32.2	40.5	27.5	30.3	37.2

※ 23年の管理栄養士国家試験(平成23年3月20日実施)の全国数値は、東日本大震災に伴い東北会場での実施ができなかったため、東京に設置した特設会場の受験者数及び合格者数を算入。

2. 関東信越厚生局に所属替された国有財産一覧

番号	口座名	所在地	台帳数量(m ²)	財産	所管部局(渡)	備考
1	社会保険桜上水研修所	東京都世田谷区上北沢1-20-2	7,477.66	行財	社会保険庁	
2	社会保険庁狛江宿舍	東京都狛江市中和泉5-28-20	796.5	行財	社会保険庁	
3	社会保険庁原宿宿舍	東京都渋谷区神宮前2-31-11	738.44	行財	社会保険庁	
4	社会保険庁北新宿宿舍	東京都新宿区北新宿1-23-21	709.81	行財	社会保険庁	
5	社会保険庁千歳台宿舍	東京都世田谷区千歳台1-11-8	1,357.96	行財	社会保険庁	船と合築
6	社会保険庁二子玉川宿舍	東京都世田谷区鎌田1-15-8	1,290.26	行財	社会保険庁	船と合築
7	社会保険庁西落合宿舍	東京都新宿区西落合2-22-17	389.96	普財	社会保険庁	
8	社会保険庁高井戸東宿舍	東京都杉並区高井戸東3-30-2	508.29	普財	社会保険庁	
9	東京厚生年金病院	東京都新宿区津久戸町5-1	44.91	普財	社会保険庁	
10	社会保険庁生田宿舍	神奈川県川崎市麻生区多摩美1-2-4	727.22	普財	社会保険庁	
11	社会保険庁分室	東京都渋谷区恵比寿南3-9-8	931.16	普財	社会保険庁	
12	社会保険庁三郷宿舍	埼玉県三郷市早稲田5-11-7	1,034.19	普財	社会保険庁	
13	東京船員保険病院柏医師宿舍用地	千葉県柏市伊勢原1-14-150	737.42	普財	社会保険庁	船特
14	東京船員保険病院東ヶ丘医師宿舍	東京都目黒区東ヶ丘1-28-5	158.42	普財	社会保険庁	船特
15	一般職員用宇都宮第3公務員宿舍	栃木県宇都宮市末広2-13-33	235.94	行財	栃木社会保険事務局	
16	栃木社会保険事務所長公務員宿舍	栃木県栃木市日の出町6-11	168.46	普財	栃木社会保険事務局	
17	社会保険群馬中央総合病院岩神町医員住宅	群馬県前橋市岩神町2-7-18	156.19	普財	群馬社会保険事務局	
18	前橋市元総社町公務員宿舍	群馬県前橋市元総社町字福葉335-13	221.48	普財	群馬社会保険事務局	
19	前橋市緑ヶ丘町公務員宿舍	群馬県前橋市緑ヶ丘町20-7	223.56	普財	群馬社会保険事務局	
20	社会保険職員宿舍小深住宅	千葉県千葉市稲毛区小深町62-1	1,686.73	普財	千葉社会保険事務局	
21	東北沢第1公務員宿舍	東京都渋谷区上原3-27-6	163.37	行財	東京社会保険事務局	
22	東北沢第2公務員宿舍	東京都渋谷区上原3-27-8	171.56	行財	東京社会保険事務局	
23	社会保険練馬共同宿舍	東京都練馬区豊玉中3-2-16	238.01	行財	東京社会保険事務局	
24	社会保険若林共同宿舍	東京都世田谷区若林4-24-9	309.97	行財	東京社会保険事務局	
25	社会保険井荻共同宿舍	東京都杉並区下井草4-28-3	226.05	行財	東京社会保険事務局	
26	社会保険板橋寮	東京都板橋区板橋1-47-4		行財	東京社会保険事務局	土地は日本年金機構に出資
27	社会保険板橋独身寮	東京都板橋区板橋1-47-4		行財	東京社会保険事務局	土地は日本年金機構に出資
28	東京社会保険事務局神田分室	東京都千代田区神田小川町1-6	157.02	普財	東京社会保険事務局	
29	旧港社会保険事務所	東京都港区三田2-9-1	364.76	普財	東京社会保険事務局	
30	東京社会保険病院国分寺職員宿舍	東京都国分寺市東恋ヶ窪3-9-8	423.31	普財	東京社会保険事務局	
31	健康保険二子玉川園スポーツセンター	東京都世田谷区鎌田1-16-1	1,182.56	普財	東京社会保険事務局	
32	健康保険保養所日向荘	東京都青梅市日向和田2-299	1,923.53	普財	東京社会保険事務局	
33	旧神田社会保険事務所	東京都千代田区神田神保町1-38	241.01	普財	東京社会保険事務局	
34	健康保険湯河原保養所	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上261-46	771.86	普財	神奈川社会保険事務局	
35	旧西濃運輸健康保険組合碧荘	神奈川県足柄下郡湯河原町宮下字聖ヶ窪698-17	343.57	普財	神奈川社会保険事務局	
36	駐在員宿舍	神奈川県横須賀市林3-2-11	105.64	普財	神奈川社会保険事務局	
37	新潟社会保険事務所長宿舍	新潟県新潟市西区寺尾上3-3-7	220.12	普財	新潟社会保険事務局	
38	新発田社会保険事務所長宿舍	新潟県新発田市東新町3-6-19	197.12	普財	新潟社会保険事務局	
39	五十嵐公務員宿舍	新潟県新潟市西区五十嵐中島3-7-13	271	普財	新潟社会保険事務局	
40	新発田公務員宿舍	新潟県新発田市東新町1-5-18	192.38	普財	新潟社会保険事務局	
41	柏崎社会保険事務所長宿舍	新潟県柏崎市栄町18-43	188.84	普財	新潟社会保険事務局	
42	柏崎公務員宿舍	新潟県柏崎市栄町18-39	139.44	普財	新潟社会保険事務局	
43	甲府社会保険事務所長宿舍	山梨県甲府市北新2-14-25	194.54	普財	山梨社会保険事務局	
44	社会保険敷島宿舍(1号)	山梨県甲斐市中下条1440	434.36	普財	山梨社会保険事務局	
45	伊那社会保険事務所職員宿舍	長野県伊那市上牧6481-3	459.84	行財	長野社会保険事務局	
46	松本社会保険事務所長公舎	長野県松本市白板1-7-49	198.11	普財	長野社会保険事務局	
47	飯田社会保険事務所長公舎	長野県飯田市正永町1-1218-47	220.62	普財	長野社会保険事務局	
48	松本社会保険事務所職員宿舍	長野県松本市大字里山辺字南畑1718-5	346.21	普財	長野社会保険事務局	

3. 国 有 財 産 入 札 結 果

平成23年3月31日現在

回次	口座名	市区町村	土地台帳数量	一般競争入札		再度入札		先着順	
				開札日	落札・不調・不落の別	開札日	落札・不調・不落の別	公告日	申込有無の別
第1回	社会保険庁分室	渋谷区	931.16 m ²	H22.3.29	落札				
第2回	東京船員保険病院 東ヶ丘医師宿舎	目黒区	158.42 m ²	H22.9.29	不落	H22.11.9	落札		
第3回	社会保険庁三郷宿舎	三郷市	1,034.19 m ²	H22.12.22	不落	H23.1.19	不調	H23.3.8	有
	東京船員保険病院 柏医師宿舎用地	柏市	737.42 m ²		不落		不落		有
	新発田公務員宿舎	新発田市	192.38 m ²		不調	—	—		無
	新発田社会保険事務所長宿舎	新発田市	197.12 m ²		落札				
第4回	社会保険職員宿舎小深住宅	千葉市	1,686.73 m ²	H23.1.27	不調	—	—	H23.3.8	有
	社会保険群馬中央総合病院 岩神町医院住宅	前橋市	156.19 m ²		不調	—	—		無
	前橋市緑ヶ丘町公務員宿舎	前橋市	223.56 m ²		不調	—	—		無
	五十嵐公務員宿舎	新潟市	271.00 m ²		不落	H23.2.16	不落		無
	柏崎社会保険事務所長宿舎	柏崎市	188.84 m ²		不調	—	—		無
	柏崎公務員宿舎	柏崎市	139.44 m ²		不調	—	—		無
	松本社会保険事務所職員宿舎	松本市	346.21 m ²		不調	—	—		有
	飯田社会保険事務所長公舎	飯田市	220.62 m ²		不調	—	—		無
第5回	社会保険庁原宿宿舎	渋谷区	738.44 m ²	H23.3.18	不落	※			
	東北沢第一公務員宿舎	渋谷区	163.37 m ²		不落	※			
	東北沢第二公務員宿舎	渋谷区	171.56 m ²		不落	※			
	社会保険若林共同宿舎	世田谷区	309.97 m ²		落札				
	社会保険井荻共同宿舎	杉並区	226.05 m ²		不落	※			
	東京社会保険病院 国分寺職員宿舎	国分寺市	423.31 m ²		落札				
	新潟社会保険事務所長宿舎	新潟市	220.12 m ²		不落	※			

※第5回期間入札の結果、不調・不落の物件については、平成23年4月以降、所要の措置を講じる予定。

◆企画調査課関係

1. 関東信越地方社会保険医療協議会部会ごとの保険医療機関及び 保険薬局の審議状況

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京
新規指定	医科	69	34	52	202	162	716
	歯科	49	20	28	158	145	483
	薬科	117	43	38	209	214	472
	計	235	97	118	569	521	1,671
更新指定	医科	340	323	358	921	807	2,387
	歯科	333	267	258	805	796	2,436
	薬科	192	145	160	429	379	1,141
	計	865	735	776	2,155	1,982	5,964

		神奈川	新潟	山梨	長野	合計
新規指定	医科	481	52	20	38	1,826
	歯科	205	35	13	19	1,155
	薬科	214	58	20	49	1,434
	計	900	145	53	106	4,415
更新指定	医科	1,293	388	167	381	7,365
	歯科	1,103	354	114	267	6,733
	薬科	676	170	86	153	3,531
	計	3,072	912	367	801	17,629

※ 指定日は原則として、部会開催日の翌月初日(遡及指定を除く)。

◆年金指導課関係

1. 平成22年度 認可件数(実績)

(1) 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可

単位:人

年月	22.4	22.5	22.6	22.7	22.8	22.9	22.10	22.11	22.12	23.1	23.2	23.3
徴収職員	2	23	30	15	26	67	26	39	32	11	3	62
収納職員	4	27	35	16	26	70	26	42	34	12	3	65

(2) 日本年金機構が行う滞納処分等の認可

<厚生年金保険分>

単位:事業所数

年月	22.4	22.5	22.6	22.7	22.8	22.9	22.10	22.11	22.12	23.1	23.2	23.3
定例分	49,142	50,027	49,135	50,611	52,857	51,819	51,958	54,119	51,848	55,302	54,267	49,754
緊急分	26	29	44	41	36	37	120	53	54	47	46	65

<国民年金分>

単位:被保険者数

年月	22.4	22.5	22.6	22.7	22.8	22.9	22.10	22.11	22.12	23.1	23.2	23.3
定例分	0	11	106	36	223	0	64	119	39	100	507	1,781
緊急分	6	8	5	3	9	9	5	11	11	16	11	16

(3) 日本年金機構が行う立入検査等の実施にかかる認可

<事業所関係>

単位:事業所数

年月	22.4	22.5	22.6	22.7	22.8	22.9	22.10	22.11	22.12	23.1	23.2	23.3
定例分	144	422	29,988	835	2,155	3,806	6,262	4,021	6,097	5,500	3,983	3,512
緊急分	115	135	1,855	140	239	317	236	1,703	1,232	380	1,300	722

<受給者・被保険者関係>

単位:人

年月	22.4	22.5	22.6	22.7	22.8	22.9	22.10	22.11	22.12	23.1	23.2	23.3
定例分					1	16	7	9	4	0	3	0
緊急分					1	6	7	0	0	6	32	16

※受給者・被保険者に対する立入検査等の認可については、平成22年8月より実施。

◆年金調整課関係

1. 年金委員委嘱人数（年金事務所別）

平成23. 3. 31現在

都県名	事務所名	職域型	地域型	都県名	事務所名	職域型	地域型
茨城	水戸南	525	111	東京	千代田	746	
	水戸北	494	73		中央	660	1
	土浦	404	68		港	763	
	下館	447	60		新宿	455	
	日立	418	30		杉並	152	1
栃木	宇都宮東	518	17		中野	102	1
	宇都宮西	431	59		上野	397	
	大田原	245	17		文京	299	
	栃木	705	42		墨田	206	3
	今市	120	22		江東	314	1
群馬	前橋	437	86		江戸川	139	
	桐生	249	21		品川	334	
	高崎	495	19		大田	334	
	渋川	352	31		渋谷	282	
	太田	363	77		目黒	100	1
埼玉	浦和	422	13		世田谷	137	
	大宮	444	17		池袋	183	
	熊谷	382	23		北	147	
	川越	345	3		板橋	257	2
	所沢	341	3		練馬	125	
	春日部	283	9		足立	174	
	越谷	255	1		荒川	76	1
	秩父	149	3		葛飾	120	
新潟	新潟東	1,046	13		立川	151	
	新潟西	446	13		青梅	83	
	長岡	884	19		八王子	161	
	上越	575	14		武蔵野	259	1
	柏崎	212	3		府中	151	
	三条	745	8		鶴見	434	5
	新発田	519	12		港北	348	2
	六日町	379	2		横浜中	529	3
長野	長野南	708	27		横浜西	183	13
	長野北	537	8		横浜南	285	13
	岡谷	609	17		川崎	251	3
	伊那	471	15		高津	298	2
	飯田	428	16		平塚	169	12
	松本	946	13		厚木	296	6
	小諸	865	17		相模原	169	5
					小田原	247	13
			横須賀		149	7	
			藤沢		186	9	
			山梨		甲府	564	54
					竜王	558	31
					大月	339	4
			千葉		千葉	518	30
					幕張	533	11
					船橋	301	11
					市川	305	4
					松戸	401	11
				木更津	568	21	
				佐原	288	8	

(各県別)		
県名	職域型	地域型
茨城	2,288	342
栃木	2,019	157
群馬	1,896	234
埼玉	2,621	72
千葉	2,914	96
東京	7,307	12
神奈川	3,544	93
新潟	4,806	84
山梨	1,461	89
長野	4,564	113
合計	33,420	1,292

(日本年金機構ブロック本部別)

職域型	北関東信越ブロック	18,194	南関東ブロック	15,226	職域型計	33,420
地域型	北関東信越ブロック	1,002	南関東ブロック	290	地域型計	1,292
計		19,196		15,516		34,712

2. 学生納付特例事務法人指定校一覧表

平成23年3月31日現在

所在地	学特事務法人指定校		指定年月日
茨城県	つくば市	学校法人 つくば文化学園 つくば国際ペット専門学校	H20.5.20
	神栖市	社会福祉法人 白十字会 白十字看護専門学校	H20.8.14
栃木県	宇都宮市	学校法人 三友学園 (※)	H20.10.27
埼玉県	深谷市	学校法人 智香寺学園 埼玉工業大学	H20.5.30
	熊谷市	学校法人 郷学舎 アルスコンピューター専門学校	H20.7.7
	飯能市	学校法人 駿河台大学 (※)	H23.3.1
千葉県	成田市	学校法人 日栄学園 日本自動車大学校	H20.6.23
	千葉市	学校法人 大乘淑徳学園 淑徳大学	H20.10.15
東京都	町田市	学校法人 明泉学園 鶴川女子短期大学	H20.6.18
	清瀬市	学校法人 日本社会事業大学 日本社会福祉事業大学	H21.4.21
	江東区	学校法人 花田学園 東京有明医療大学	H23.2.8
新潟県	柏崎市	学校法人 新潟工科大学	H21.7.7
山梨県	甲府市	学校法人 看護学園 甲府看護専門学校	H20.4.1
	甲府市	学校法人 山梨英和学院 山梨英和大学	H20.7.1
長野県	佐久市	学校法人 佐久学園 (※)	H20.6.2
	塩尻市	学校法人 松本歯科大学 (※)	H20.9.9

指定校 16校

	法人名	(※) 学校名
宇都宮市	三友学園	宇都宮料理師専門学校・宇都宮栄養専門学校 アイ・エフ・シー製菓専門学校
飯能市	駿河台大学	駿河台大学・駿河台大学法科大学院
佐久市	佐久学園	佐久大学・信州短期大学
塩尻市	松本歯科大学	松本歯科大学・松本歯科大学衛生学院

3. 学生納付特例事務取扱教育施設一覧表

平成23年3月31日現在

所在地	学特事務法人指定校		指定年月日
茨城県	水戸市	茨城県立産業技術短期大学校	H20.5.13
	稲敷郡阿見町	茨城県立医療大学	H20.5.28
千葉県	旭市	旭中央病院付属看護専門学校	H20.5.7
	香取市	国保小見川総合病院付属 看護専門学校	H20.6.23
	東金市	千葉県農業大学校	H20.12.1
新潟県	新潟市	新潟県立看護学校	H22.10.19
山梨県	大月市	大月短期大学	H20.4.7
長野県	長野市	長野県農業大学校	H20.4.22

指定校 8校

4. 学生納付特例事務法人指定解除校一覧表

平成23年3月31日現在

所在地	学特事務法人指定校		解除年月日
山梨県	甲府市	山梨県立大学	H22.3.31

◆指導養成課関係

1. 都県別養成施設（所）学校数

(平成22年4月1日現在)

区 分	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合 計
栄養士	3	3	3	5	2	26	5	1	0	3	51
管理栄養士	3	0	2	4	3	16	6	4	1	1	40
調理師	3	6	4	11	8	26	6	8	1	3	76
理容師	4	1	2	3	3	8	4	1	0	1	27
美容師	5	8	3	5	6	32	11	5	1	3	79
製菓衛生師	2	3	1	2	1	7	1	4	1	2	24
食品衛生管理者	3	2	3	4	4	21	8	2	1	2	50
指定保育士	6	7	13	19	17	59	18	8	5	9	161
社会福祉士	—	—	2	1	1	12	3	2	—	—	21
介護福祉士	8	8	10	12	14	34	12	12	4	11	125
福祉系高校	7	3	2	4	1	4	2	2	1	2	28
社会福祉主事	1	2	1	1	3	5	5	2	—	—	20
精神保健福祉士	—	—	—	—	1	8	1	2	—	—	12
児童福祉司	—	—	—	2	—	1	—	—	—	—	3
児童福祉施設職員	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—	4
知的障害者福祉司	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
保健師・助産師・看護師	14	9	13	31	24	43	23	14	4	11	186
救急救命士	2	1	1	1	1	5	4	1	—	1	17
診療放射線技師	—	—	—	—	—	5	1	—	—	—	6
臨床検査技師	—	1	—	2	—	5	1	1	—	—	10
理学療法士	2	1	4	5	6	13	2	3	—	2	38
作業療法士	1	1	4	2	4	11	3	2	1	1	30
視能訓練士	—	—	—	2	—	2	—	1	—	—	5
臨床工学技士	—	1	1	—	—	6	1	2	—	—	11
義肢装具士	—	—	—	2	—	1	—	—	—	—	3
言語聴覚士	1	—	1	1	—	6	1	1	—	1	12
あん摩マッサージ指圧師	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	2
あん摩・はり師・きゅう師	—	1	—	2	—	7	3	—	—	—	13
はり師・きゅう師	—	—	1	4	1	17	4	2	—	1	30
柔道整復師	—	—	2	4	—	21	3	1	—	2	33
歯科衛生士	3	3	4	3	1	13	4	—	1	4	36
歯科技工士	1	1	—	1	—	3	2	—	—	—	8
計	69	62	77	136	101	421	134	81	21	60	1162

2. 平成22年度に指定した養成施設(所)一覧

(平成23年4月開設分)

○ 調理師養成施設

No.	都県	設置者	養成施設(所)名	課程	入学定員
1	東京都	(学) 古屋学園	二葉栄養専門学校	昼間 1年	136
2	東京都	田中 啓介	西東京調理師専門学校	昼間 1年	40
				昼間 2年	40
				昼間 1年	20
				夜間 1.5年	20

○ 美容師養成施設

No.	都県	設置者	養成施設(所)名	課程	入学定員
1	千葉県	(学) 中村学園	アイエステティック美容専門学校	昼間 2年	36

○ 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

No.	都県	設置者	養成施設(所)名	課程	入学定員
1	東京都	(学) 東京農業大学	東京農業大学応用生物科学部栄養科学科食品栄養学専攻	昼間 4年	80
2	東京都	(学) 常磐大学	常磐大学人間科学部健康栄養学科	昼間 4年	80

○ 指定保育士養成施設

No.	都県市	設置者	養成施設(所)名	課程	入学定員
1	新潟県	(学) 北陸学園	北陸福祉保育専門学院こども学科	昼間 2年	50
2	埼玉県	(学) 小池学園	埼玉東萌短期大学幼児保育学科	昼間 2年	80
3	栃木県 (宇都宮市)	(学) 須賀学園	宇都宮共和大学子ども生活学部子ども生活学科	昼間 4年	100
4	東京都	(学) 明星学苑	明星大学教育学部教育学科(通信教育課程)保育士養成課程	昼間 4年	50
5	東京都	(学) 篠原学園	篠原学園専門学校こども保育学科夜間部	昼間 3年	40

○ 社会福祉士養成施設

No.	都県	設置者	養成施設(所)名	課程	入学定員
1	群馬県	(学) 藤仁館学園	専門学校高崎福祉医療カレッジ社会福祉士科短期養成課程	通信 9月	80
2	東京都	(学) 秋葉学園	東京豊島医療福祉専門学校社会福祉学科社会福祉士通信コース	通信 1年7月	150

○ 介護福祉士養成施設等

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	東京都	(学) 上智学院	上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程介護福祉士科	昼間 2年	40
2	東京都	(学) 国際総合学園	国際こども・福祉カレッジ介護福祉こども学科	昼間 3年	40
3	東京都	(学) 大原学園	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校介護福祉学科	昼間 2年	30

○ 精神保健福祉士養成施設

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	群馬県	(学) 藤仁館学園	専門学校高崎福祉医療カレッジ精神保健福祉士通信科一般養成コース	通信 1年7月	180
2	群馬県	(学) 藤仁館学園	専門学校高崎福祉医療カレッジ精神保健福祉士通信科短期養成コース	通信 9月	180

○ 臨床工学技士養成所

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	東京都	(学) モード学園	首都医校 臨床工学特科	昼間 1年	40

○ 柔道整復師養成施設

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	東京都	(学) 敬心学園	臨床福祉専門学校 柔道整復学科	昼間 3年	60
2	神奈川県	(学) 平井学園	神奈川県柔道整復専門学校 柔道整復学科 I	昼間(午前) 3年	60

○ 看護師養成所

No.	都県	設置者	養成施設（所）名	課程	入学定員
1	神奈川県	公益財団法人相模原市健康福祉財団	相模原看護専門学校	全日制 3年	40
2	東京都	学校法人上智学院	聖母看護学校	通信 2年	350

※ 上記1の相模原看護専門学校及び上記2の聖母看護学校は、設置者の変更に伴う指定。

3. 平成22年度に廃止した養成施設(所)一覧

○ 栄養士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	山梨学院短期大学専攻科食物栄養専攻	学校法人 山梨学院	山梨県甲府市酒折2-4-5	H23.3.31
2	東京家政学院短期大学生生活科学科食物栄養専攻	学校法人 東京家政学院	東京都千代田区三番町22	H23.3.31
3	昭和女子大学短期大学部食物科学科	学校法人 昭和女子大学	東京都世田谷区太子堂1-7	H23.3.31
4	昭和女子大学短期大学部専攻科食物科専攻	学校法人 昭和女子大学	東京都世田谷区太子堂1-7	H23.3.31

○ 調理師養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	真英舎学院情報文化高等専修学校調理技術科	学校法人 真英舎	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚1643	H23.3.31
2	群馬調理マイスター専門学校	学校法人 山崎学園	群馬県太田市新野町80-3	H23.3.31

○ 美容師養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	東京エアトラベル・ホテル専門学校	学校法人 田中育英会	東京都小金井市前原町5-1-29	H23.3.31

○ 指定保育士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	群馬松嶺福祉短期大学人間福祉学科児童福祉専攻	(学)群馬常磐学園	群馬県太田市内ヶ島町1361-4	H23.3.31
2	帝京大学福祉・保育専門学校保育士養成科	(学)帝京大学	東京都板橋区加賀2-11-1	H23.3.31

○ 社会福祉士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	臨床福祉専門学校社会福祉士通信課程	(学)敬心学園	東京都江東区塩浜2-22-10	H23.3.31

○ 介護福祉士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	織田福祉専門学校介護福祉学科	(学)織田学園	東京都杉並区高円寺南2-50-12	H22.7.31
2	東京介護福祉専門学校介護福祉学科	(学)都築インターナショナル学園	東京都葛飾区亀有5-41-10	H23.1.24
3	技友ビューティ福祉専門学校介護福祉科	(学)技友学園	茨城県古河市旭町2-11-6	H23.3.31
4	水戸教育福祉専門学校介護福祉科	(学)田中学園	茨城県水戸市千波町2369-1	H23.3.31
5	東京福祉専門学校健康福祉科	(学)滋慶学園	東京都江戸川区清新町2-7-20	H23.3.31
6	群馬松嶺福祉短期大学人間福祉学科介護福祉専攻	(学)群馬常磐学園	東京都太田市内ヶ島町1361-4	H23.3.31
7	日本福祉医療専門学校介護福祉専攻科(社会福祉コース)	(学)新潟福祉医療学園	新潟県新潟市西区槇尾1425	H23.3.31
8	日本福祉医療専門学校介護福祉専攻科(児童福祉コース)	(学)新潟福祉医療学園	新潟県新潟市西区槇尾1425	H23.3.31
9	東京聖星社会福祉専門学校介護福祉学科	(学)三浦学園	東京都品川区豊町2-16-12	H23.3.31

○ 社会福祉主事養成機関

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	水戸教育福祉専門学校社会福祉科	(学)田中学園	茨城県水戸市千波町2369-1	H23.3.31
2	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校精神社会福祉学科	(学)湘南ふれあい学園	神奈川県茅ヶ崎市西久保500	H23.3.31
3	群馬社会福祉専門学校社会福祉学科	(学)昌賢学園	群馬県前橋市元総社町152	H23.3.31

○ 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	相模原看護専門学校	社団法人相模原市医師会	神奈川県相模原市南区新磯野4-1-1	H23.3.31
2	聖母看護学校	学校法人聖母学園	東京都新宿区下落合4-16-11	H23.3.31
3	千葉県医療技術大学校(保健学科)	千葉県	千葉県千葉市中央区花輪町111	H23.3.31
4	千葉県医療技術大学校(助産学科)	千葉県	千葉県千葉市中央区花輪町111	H23.3.31
5	千葉県医療技術大学校(第一看護学科)	千葉県	千葉県千葉市中央区花輪町111	H23.3.31
6	早稲田医療技術専門学校	学校法人早稲田医療学園	埼玉県さいたま市岩槻区太田字新正寺曲輪354番地3号	H23.3.31
7	三鷹看護専門学校	医療法人社団碧水会	東京都三鷹市大沢2-20-36	H23.3.31

○ 診療放射線技師養成所

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	昭和大学診療放射線専門学校 診療放射線学科 昼間	(学)昭和大学	神奈川県横浜市都筑区荏田東4-10-5	H23.3.31

○ 理学療法士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	早稲田医療技術専門学校 理学療法学科 昼間	(学)早稲田医療学園	埼玉県さいたま市岩槻区太田字新生寺曲輪354-3	H23.3.31
2	千葉県医療技術大学校 理学療法学科 昼間	千葉県	千葉県千葉市中央区花輪町111	H23.3.31
3	日本工学院専門学校 理学療法学科第二部 夜間	(学)片柳学園	東京都大田区西蒲田5-23-22	H23.3.31

○ 作業療法士養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	早稲田医療技術専門学校 作業療法学科 昼間	(学)早稲田医療学園	埼玉県さいたま市岩槻区太田字新生寺曲輪354-3	H23.3.31
2	千葉県医療技術大学校 作業療法学科 昼間	千葉県	千葉県千葉市中央区花輪町111	H23.3.31
3	専門学校東京医療学院 作業療法学科 夜間	(学)常陽学園	東京都中央区新川1-15-13	H23.3.31
4	東京リハビリテーション専門学校 作業療法学科 昼間	(学)アゼリー学園	東京都江戸川区中央1-8-21	H23.3.31
5	帝京医療福祉専門学校 作業療法科 昼間	(学)帝京科学大学	山梨県山梨市上神内川1150-1	H23.3.31

○ 臨床工学技士養成所

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	日本工学院専門学校 臨床工学専攻科 夜間	(学)片柳学園	東京都大田区西蒲田5-23-22	H22.3.31
2	ふれあい横浜専門学校 臨床工学学科 昼間	(学)湘南ふれあい学園	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-32	H23.3.31

※ 日本工学院専門学校 臨床工学専攻科 夜間については、平成22年4月23日付けで指定取消しの申請があった

○ 義肢装具士養成所

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	早稲田医療技術専門学校 義肢装具学科 昼間	(学)早稲田医療学園	埼玉県さいたま市岩槻区太田字新生寺曲輪354-3	H23.3.31

○ 言語聴覚士養成所

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	多摩リハビリテーション学院 言語療法学科 夜間	(医社)和風会	東京都青梅市根ヶ布1-642-1	H23.3.31

○ あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	東京医療専門学校 鍼灸マッサージ科Ⅱ部 昼間(午後)	(学)呉竹学園	東京都新宿区三栄町3番地	H23.3.31

○ 柔道整復師養成施設

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	東京医学柔整専門学校 柔道整復学科Ⅱ 夜間	(学)サンシャイン学園	東京都北区堀船2-1-11	H23.3.31

○ 歯科衛生士養成所

No.	養成施設(所)名	設置者	所在地	廃止年月日
1	昭和医療技術専門学校 歯科衛生士科 昼間	(医社)昭和育英会	東京都大田区中央3-22-14	H23.3.31

◆医事課関係

1. 平成22年度医療安全に関するワークショッププログラム

《平成22年11月15日～11月19日》

関東信越厚生局

11月15日	プログラム	担当講師
9:00～	受付	
9:30～ 9:40	オリエンテーション	
9:40～ 9:50	開講式	関東信越厚生局長
9:50～ 11:20	医療安全施策の動向	渡辺真俊（厚生労働省医政局総務課 医療安全推進室長）
11:20～ 11:30	休憩	
11:30～ 12:20	医療安全支援センターについて	花島毅（東京都福祉保健局医療政策部医療安全課 指導係長）
12:20～ 13:20	昼食	
13:20～ 15:20	医療安全管理者の役割と業務の実際（総論）	長谷川幸子（日本医科大学付属病院 副看護部長）
15:20～ 15:30	休憩	
15:30～ 17:30	中小病院の医療安全研修の方法	嶋森好子（東京都看護協会 会長）

11月16日	プログラム	担当講師
9:30～	開場	
10:00～ 12:00	医療事故発生時の対応と事故調査	寺井美峰子（聖路加国際病院医療安全管理室 セーフティマネジャー）
12:00～ 13:00	昼食	
13:00～ 17:00	真実説明に基づく安全文化の醸成	埴岡健一（日本医療政策機構 理事） 渡邊両治（全国社会保険協会連合会事業部企画情報課 医療安全対策室長） 内野直樹（社会保険相模野病院 院長）

11月17日	プログラム	担当講師・ファシリテータ
9:30～	開場	
10:00～ 12:00	KYT(危険予知トレーニング)の基礎知識と演習 (講義、演習、グループワーク、発表)	安井はるみ（医療法人社団あんしん会四谷メディカルキューブ 看護部長） ※ファシリテータ
12:00～ 13:00	昼食	加藤節子（小田原市立病院 医療安全管理者） 武藤朋子（昭和大学横浜市北部病院 医療安全管理室）
13:00～ 17:00	KYT(危険予知トレーニング)の基礎知識と演習 (講義、演習、グループワーク、発表)	竜トシ子（聖マリアンナ医科大学病院 医療安全管理者）

11月18日	プログラム	担当講師・ファシリテータ
9:30～	開場	
10:00～ 12:00	RCA(根本原因分析)の基礎知識と演習 (講義、演習、グループワーク、発表)	占田康之 (亀田メディカルセンター医療安全管理室 セーフティマネージャー) ※ファシリテータ
12:00～ 13:00	昼食	高澤弘美（労働者健康福祉機構千葉労災病院 医療安全管理者） 松浦真理子（東京厚生年金病院 医療安全管理者）
13:00～ 17:00	RCA(根本原因分析)の基礎知識と演習 (講義、演習、グループワーク、発表)	

11月19日	プログラム	担当講師
9:30～	開場	
10:00～ 11:30	医療過誤被害者遺族の立場から医療者に望むこと	永井裕之（医療の良心を守る市民の会 代表）
11:30～ 12:30	昼食	
12:30～ 14:00	医療安全対策としての内服薬処方せんの記載方法の標準化について	望月聡一郎（関東信越厚生局 医療安全対策専門官）
14:00～ 14:10	休憩	
14:10～ 16:40	医療事故の当事者となった職員への対応 (講義、演習、グループワーク)	山内桂子 (東京海上日動メディカルサービス(株)メディカルリスクマネジメント室 主席研究員)
16:40～ 17:00	閉講式	関東信越厚生局長

2. 平成22年度 薬事監視業務実績

(単位:件数)

事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1. 医薬品・医療機器製造業の許可等	16	19	10	9	15	13	21	7	10	7	2	6	135
①業許可(新規・更新)	1	0	1	1	4	2	1	2	0	0	0	3	15
②管理者承認	2	0	2	0	4	5	5	0	0	2	0	2	22
③変更届	13	17	7	8	7	6	11	5	10	5	2	1	92
④廃止届	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
⑤その他(行政処分等)	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
2. 毒劇物業者の登録等業務	73	58	120	93	86	99	97	103	98	86	111	144	1,168
1) 登録等業務	73	58	120	93	86	99	97	103	98	86	111	144	1,168
①新規登録	6	7	11	6	4	7	6	13	10	6	7	8	91
②登録更新	5	9	17	13	3	9	12	11	9	13	16	23	140
③登録変更	24	16	41	33	21	30	37	30	32	24	43	82	413
④書換え交付	0	5	5	3	7	3	3	4	8	2	5	0	45
⑤再交付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥取扱責任者設置届	6	6	11	7	4	7	5	13	10	6	7	8	90
⑦取扱責任者変更届	15	5	8	9	9	17	7	10	4	5	5	5	99
⑧品目廃止届	0	1	3	2	2	0	3	2	1	5	5	3	27
⑨設備変更届	8	3	12	10	14	13	14	9	11	13	10	14	131
⑩その他の変更届	3	3	7	4	10	6	4	6	7	3	6	0	59
⑪廃止届	6	3	5	6	12	7	6	5	6	9	7	1	73
⑫その他(行政処分等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2) 登録取消等業務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①登録の取消等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②毒物劇物取扱責任者の変更命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3) 指導監督業務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 薬事監視業務	3,168	2,927	3,144	3,242	2,964	3,004	2,892	3,273	3,085	2,979	2,940	3,131	36,749
①輸入監視業務(薬監証明発給)	3,168	2,927	3,144	3,242	2,964	3,004	2,892	3,273	3,085	2,979	2,940	3,131	36,749
4. 医薬品等の輸入届業務	4,362	2,065	2,667	1,700	1,415	1,195	1,679	1,723	2,418	1,951	1,844	1,407	24,426
①医薬品等輸入届の確認	4,362	2,065	2,667	1,700	1,415	1,195	1,679	1,723	2,418	1,951	1,844	1,407	24,426
(医薬品)	310	88	235	107	66	59	90	58	40	54	30	45	1,182
(医療機器)	2,153	1,061	929	637	466	395	749	577	753	1,024	383	522	9,649
(医薬部外品)	65	14	177	39	15	8	9	19	13	129	15	7	510
(化粧品)	1,834	902	1,326	917	868	733	831	1,069	1,612	744	1,416	833	13,085

◆保険課関係

1. 健康保険組合の状況

○ 健康保険組合数

年 度	組合数	対前年度増減	増減の内訳					
			増 加			減 少		
			新設	分割	転入	解散	合併	転出
平成18年度末	850	△ 7	1	3	3	3	11	0
平成19年度末	846	△ 4	4	0	5	2	11	0
平成20年度末	835	△ 11	1	0	0	6	6	0
平成21年度末	824	△ 11	3	0	0	9	3	2
平成22年度末	817	△ 7	2	1	0	3	6	1
計			11	4	8	23	37	3

○ 所在地別等の健康保険組合数(平成22年度末)

所在地	組合数	設 立 形 態 別		
		単独	連合	総合
茨城県	15	13	0	2
栃木県	9	6	0	3
群馬県	11	8	0	3
埼玉県	32	22	1	9
千葉県	34	25	1	8
東京都	594	497	7	90
神奈川県	78	60	0	18
新潟県	17	15	0	2
山梨県	5	3	1	1
長野県	22	15	0	7
計	817	664	10	143

◆年金課関係

1. 厚生年金基金の状況

(1) 厚生年金基金数

年 度	基金数	対前年 年度増減	増減の内訳								
			増 加			減 少					
			新設	分割	転入	合併	解散	確定給付企業年金へ	転出		
		規約型		基金型							
平成17年度末	362	△ 87	0	0	0	0	14	73	9	64	0
平成18年度末	350	△ 12	0	1	0	1	2	10	0	10	0
平成19年度末	329	△ 21	0	0	0	1	5	15	0	15	0
平成20年度末	323	△ 6	0	0	0	1	2	3	0	3	0
平成21年度末	319	△ 4	0	0	0	0	2	2	0	2	0
平成22年度末	314	△ 5	0	0	0	0	2	3	0	3	0
計			0	1	0	3	27	106	9	97	0

(2) 所在地別等の厚生年金基金数(平成22年度末)

所在地	基金数	設 立 形 態 別		
		単 独	連 合	総 合
茨城県	6	0	0	6
栃木県	7	0	1	6
群馬県	5	0	0	5
埼玉県	15	1	0	14
千葉県	12	1	1	10
東京都	225	19	35	171
神奈川県	24	2	2	20
新潟県	7	0	1	6
山梨県	3	1	0	2
長野県	10	0	0	10
計	314	24	40	250

2. 代行返上の状況

(1) 将来返上の認可状況

年 度	件数
平成15年度	159
平成16年度	32
平成17年度	14
平成18年度	10
平成19年度	4
平成20年度	4
平成21年度	2
平成22年度	5
計	230

(2) 過去返上の認可状況

年 度	件数
平成15年度	83
平成16年度	220
平成17年度	73
平成18年度	10
平成19年度	15
平成20年度	3
平成21年度	2
平成22年度	3
計	409

※平成14年度含むと累計438件

3. 確定拠出年金の状況

年度	承認数 (新規)	承認後の増減			現存 規約 (累計)	
		増 加	減 少			
		転入等	終了等	転出		
平成15年度以前分	505 (505)	6	54	3	454	
平成16年度	284 (789)	3	21	2	718	
平成17年度	263 (1,052)	3	10	2	972	
平成18年度	245 (1,297)	5	15	1	1,206	
平成19年度	231 (1,528)	1	9	1	1,428	
平成20年度	201 (1,729)	1	5	0	1,625	
平成21年度	160 (1,889)	0	0	1	1,784	
平成22年度	239 (2,128)	0	0	0	2,023	
計	2,128	-	19	114	10	-

4. 確定給付企業年金の状況

(1) 確定給付企業年金(規約型)

年度	承認数 (新規)	承認後の増減			現存 規約 (累計)	
		増 加	減 少			
		転入等	終了等	転出		
平成15年度以前分	83 (83)	3	16	2	68	
平成16年度	167 (250)	5	23	3	214	
平成17年度	180 (430)	1	18	1	376	
平成18年度	235 (665)	2	16	2	595	
平成19年度	517 (1,182)	3	20	2	1,093	
平成20年度	842 (2,024)	5	15	1	1,924	
平成21年度	1,046 (3,070)	1	3	2	2,966	
平成22年度	1,093 (4,163)	2	4	0	4,057	
計	4,163	-	22	115	13	-

(2) 確定給付企業年金(基金型)

年度	認 可 数		認可後の増減			現存 基金 (累計)		
			増加	減 少				
			厚生年金基金から移行	新規	転入等		解散等	転出
平成15年度以前分	62 (62)	60	2	0	0	0	62	
平成16年度	189 (251)	182	7	0	2	0	249	
平成17年度	63 (314)	60	3	0	9	0	303	
平成18年度	12 (326)	10	2	2	7	0	310	
平成19年度	16 (342)	13	3	2	9	0	319	
平成20年度	5 (347)	3	2	1	12	0	313	
平成21年度	4 (351)	2	2	1	4	1	313	
平成22年度	6 (357)	2	4	0	3	2	314	
計	357	-	332	25	6	46	3	-

(3) 確定給付企業年金(累計)

年度	現存規約・ 基金(累計)
平成15年度以前分	130
平成16年度	463
平成17年度	679
平成18年度	905
平成19年度	1,412
平成20年度	2,237
平成21年度	3,279
平成22年度	4,371

◆医療課関係

1. 特定機能病院一覧

平成23年3月31日現在

	都道府県名	施設名	開設者	所在地
1	茨城県	筑波大学附属病院	国立大学法人	茨城県つくば市天久保二丁目1-1
2	栃木県	自治医科大学附属病院	学校法人	栃木県河内郡南河内町大字薬師寺3311-1
3	栃木県	獨協医科大学病院	学校法人	栃木県下都賀郡壬生町北小林880
4	群馬県	群馬大学医学部附属病院	国立大学法人	群馬県前橋市昭和町三丁目39番15号
5	埼玉県	防衛医科大学校病院	防衛省	埼玉県所沢市並木三丁目2番地
6	埼玉県	埼玉医科大学病院	学校法人	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38
7	千葉県	千葉大学医学部附属病院	国立大学法人	千葉県千葉市中央区亥鼻一丁目8-1
8	東京都	国立がん研究センター中央病院	独立行政法人	東京都中央区築地五丁目1番1号
9	東京都	東京慈恵会医科大学附属病院	学校法人	東京都港区西新橋三丁目19番18号
10	東京都	東京女子医科大学病院	学校法人	東京都新宿区河田町8番1号
11	東京都	慶應義塾大学病院	学校法人	東京都新宿区信濃町35番地
12	東京都	東京大学医学部附属病院	国立大学法人	東京都文京区本郷七丁目3番1号
13	東京都	東京医科歯科大学医学部附属病院	国立大学法人	東京都文京区湯島一丁目5番45号
14	東京都	順天堂大学医学部附属順天堂病院	学校法人	東京都文京区本郷三丁目1番3号
15	東京都	日本医科大学附属病院	学校法人	東京都文京区千駄木一丁目1番5号
16	東京都	昭和大学病院	学校法人	東京都品川区旗の台一丁目5番地8号
17	東京都	東邦大学医療センター大森病院	学校法人	東京都大田区大森西六丁目11番1号
18	東京都	日本大学医学部附属板橋病院	学校法人	東京都板橋区大谷口上町30番1号
19	東京都	帝京大学医学部附属病院	学校法人	東京都板橋区加賀二丁目11番1号
20	東京都	杏林大学医学部附属病院	学校法人	東京都三鷹市新川六丁目20番2号
21	東京都	東京医科大学病院	学校法人	東京都新宿区西新宿六丁目7番1号
22	神奈川県	公立大学法人横浜市立大学附属病院	地方独立行政法人	神奈川県横浜市金沢区福浦3-9
23	神奈川県	北里大学病院	学校法人	神奈川県相模原市南区北里一丁目15-1
24	神奈川県	東海大学医学部附属病院	学校法人	神奈川県伊勢原市下糟谷143
25	神奈川県	聖マリアンナ医科大学病院	学校法人	神奈川県川崎市宮前区菅生二丁目16-1
26	新潟県	新潟大学医歯学総合病院	国立大学法人	新潟県新潟市旭町通一番町754番地
27	山梨県	山梨医科大学医学部附属病院	国立大学法人	山梨県中央市下河東1110
28	長野県	信州大学医学部附属病院	国立大学法人	長野県松本市旭三丁目1-1
	合計	28施設		

2. 国の開設する病院一覧

所在地	施設名	開設者	所在地	医療法許可病床数						備考
				精神	感染	結核	療養	一般	総数	
茨城県	独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	独立行政法人 国立病院機構	東茨城郡茨城町桜の郷 280					500	500	
	独立行政法人労働者健康福祉機構 鹿島労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	神栖市土合本町 1-9108-2					300	300	
	独立行政法人国立病院機構 霞ヶ浦医療センター	独立行政法人 国立病院機構	土浦市下高津 2-7-14					250	250	
	筑波大学附属病院	国立大学法人 筑波大学	つくば市天久保 2-1-1	41				759	800	
	独立行政法人国立病院機構 茨城東病院	独立行政法人 国立病院機構	那珂郡東海村照沼 825			68		360	428	
栃木県	独立行政法人国立病院機構 栃木病院	独立行政法人 国立病院機構	宇都宮市中戸祭1-10-37			6		437	443	
	独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院	独立行政法人 国立病院機構	宇都宮市下岡本町 2160			100		330	430	
群馬県	群馬大学医学部附属病院	国立大学法人 群馬大学	前橋市昭和町 3-39-15	40		9		674	723	
	独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター	独立行政法人 国立病院機構	高崎市高松町 36			6		445	451	
	独立行政法人国立病院機構 西群馬病院	独立行政法人 国立病院機構	渋川市金井 2854			50		330	380	
	国立療養所栗生楽泉園	厚生労働省	吾妻郡草津町大字草津乙 647					421	421	
	独立行政法人国立病院機構 沼田病院	独立行政法人 国立病院機構	沼田市上原町 1551-4			4		195	199	
埼玉県	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	独立行政法人 国立病院機構	和光市諏訪 2-1					350	350	
	独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	独立行政法人 国立病院機構	所沢市若狹 2-1671					325	325	
	国立障害者 リハビリテーションセンター病院	厚生労働省	所沢市並木 4-1					200	200	
	防衛医科大学校病院	防衛省	所沢市並木 3-2	36	10			754	800	
	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	独立行政法人 国立病院機構	蓮田市大字黒浜 4147			100		452	552	
千葉県	独立行政法人国立病院機構 千葉東病院	独立行政法人 国立病院機構	千葉市中央区仁戸名町 673			50		420	470	
	独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	独立行政法人 国立病院機構	千葉市中央区椿森 4-1-2	45				410	455	
	千葉大学医学部附属病院	国立大学法人 千葉大学	千葉市中央区亥鼻 1-8-1	45	5			785	835	
	独立行政法人国立国際医療研究セン ター国府台病院	独立行政法人 国立国際医療研究センター	市川市国府台 1-7-1	192				430	622	
	独立行政法人国立病院機構 下志津病院	独立行政法人 国立病院機構	四街道市鹿渡 934-5					440	440	
	独立行政法人労働者健康福祉機構 千葉労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	市原市辰巳台東 2-16					400	400	
	独立行政法人国立がん研究センター東 病院	独立行政法人 国立がん研究センター	柏市柏の葉 6-5-1					425	425	
	独立行政法人国立病院機構 下総精神医療センター	独立行政法人 国立病院機構	千葉市緑区辺田町 578	469					469	
	独立行政法人放射線医学総合研究所 重粒子医科学センター病院	独立行政法人 放射線医学総合研究所	千葉市稲毛区穴川 4-9-1					100	100	
東京都	宮内庁病院	宮内庁	千代田区千代田 1-2					20	20	
	独立行政法人国立がん研究センター中 央病院	独立行政法人 国立がん研究センター	中央区築地 5-1-1					600	600	
	東京大学医学部研究所附属病院	国立大学法人 東京大学	港区白金台 4-6-1					135	135	
	独立行政法人国立国際医療研究セン ター病院	独立行政法人 国立国際医療研究センター	新宿区戸山 1-21-1	38	4	40		719	801	
	東京医科歯科大学医学部附属病院	国立大学法人 東京医科歯科大学	文京区湯島 1-5-45	41		47		712	800	
	東京医科歯科大学歯学部附属病院	国立大学法人 東京医科歯科大学	文京区湯島 1-5-45					60	60	

所在地	施設名	開設者	所在地	医療法許可病床数						備考
				精神	感染	結核	療養	一般	総数	
東京都	東京大学医学部附属病院	国立大学法人 東京大学	文京区本郷 7-3-1	60				1150	1210	
	独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	独立行政法人 国立病院機構	目黒区東が丘 2-5-1	50				730	780	
	独立行政法人労働者健康福祉機構 東京労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	大田区大森南 4-13-21					400	400	
	自衛隊中央病院	防衛省	世田谷区池尻 1-2-24	50	10	20		420	500	
	独立行政法人国立成育医療研究センター	独立行政法人 国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵 2-10-1					490	490	
	東京拘置所医務部病院	法務省	葛飾区小菅 1-35-1	8	5	21		38	72	
	八王子医療刑務所病院	法務省	八王子市市安町 3-26-1	119		34		170	323	
	関東医療少年院	法務省	府中市新町 1-17-1	65				17	82	
	独立行政法人国立病院機構 災害医療センター	独立行政法人 国立病院機構	立川市緑町 3256					455	455	
	独立行政法人国立病院機構 村山医療センター	独立行政法人 国立病院機構	武蔵村山市学園 2-37-1					350	350	
	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター病院	独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター	小平市小川東町 4-1-1	673				250	923	
	国立療養所多磨全生園	厚生労働省	東村山市青葉町 4-1-1					722	722	
	独立行政法人国立病院機構 東京病院	独立行政法人 国立病院機構	清瀬市竹丘 3-1-1			100		460	560	
	神奈川県	独立行政法人労働者健康福祉機構 横浜労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	横浜市港北区小机町 3211					650	650
独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター		独立行政法人 国立病院機構	横浜市戸塚区原宿3-60-2	40				470	510	
独立行政法人労働者健康福祉機構 関東労災病院		独立行政法人 労働者健康福祉機構	川崎市中原区木月住吉町 1-1					610	610	
自衛隊横須賀病院		防衛省	横須賀市田浦港町 1766-1					100	100	
独立行政法人国立病院機構 久里浜アルコール症センター		独立行政法人 国立病院機構	横須賀市野比 5-3-1	246				86	332	
独立行政法人国立病院機構 箱根病院		独立行政法人 国立病院機構	小田原市風祭 412					199	199	
独立行政法人国立病院機構 相模原病院		独立行政法人 国立病院機構	相模原市南区桜台 18-1					458	458	
独立行政法人国立病院機構 神奈川病院		独立行政法人 国立病院機構	秦野市落合 666-1			50		320	370	
独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院		独立行政法人 国立病院機構	新潟市西区真砂 1-14-1			50		370	420	
新潟大学医歯学総合病院		国立大学法人 新潟大学	新潟市中央区旭町通一番町 754	64				761	825	
新潟県	独立行政法人労働者健康福祉機構 燕労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	燕市佐渡 633					300	300	
	独立行政法人国立病院機構 さいがた病院	独立行政法人 国立病院機構	上越市大潟区犀潟 468-1	250				160	410	
	独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院	独立行政法人 労働者健康福祉機構	上越市東雲町 1-7-12					361	361	
	独立行政法人国立病院機構 新潟病院	独立行政法人 国立病院機構	柏崎市赤坂町 3-52					350	350	
	独立行政法人国立病院機構 小諸高原病院	独立行政法人 国立病院機構	小諸市甲 4598	260				80	340	
	独立行政法人国立病院機構 長野病院	独立行政法人 国立病院機構	上田市緑が丘 1-27-21			1		419	420	
長野県	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター 中信松本病院	独立行政法人 国立病院機構	松本市大字寿豊丘 811			50		280	330	
	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター 松本病院	独立行政法人 国立病院機構	松本市村井町南 2-20-30					243	243	

所在地 都道府県	施設名	開設者	所在地	医療法許可病床数						備考
				精神	感染	結核	療養	一般	総数	
長野県	信州大学医学部附属病院	国立大学法人 信州大学	松本市旭 3-1-1	40				667	707	
	独立行政法人国立病院機構 東長野病院	独立行政法人 国立病院機構	長野市大字上野 2-477					223	223	
山梨県	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	独立行政法人 国立病院機構	甲府市天神町 11-35			6		270	276	
	山梨大学医学部附属病院	国立大学法人 山梨大学	中央市下河東 1110	40				560	600	
計	67施設	-----	-----	2,912	51	795	0	26,327	30,085	

3. 国の開設する診療所一覧

平成23年3月31日現在

所在 都道府県	施設名	開設者	所在地	病床数			備考
				療養 病床	療養 病床 以外	合計	
茨城県	陸上自衛隊土浦駐屯地医務室	防衛省	稲敷郡阿見町青宿 121-1		5	5	
	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地医務室	防衛省	土浦市右初町 2410		10	10	
	茨城農芸学院医務課診療所	法務省	牛久市久野町 1722				
	入国者収容所東日本入国管理センター医務室診療所	法務省	牛久市久野町 1766				
	宇宙飛行士養成棟医務室	独立行政法人 宇宙航空研究開発機構	つくば市千現 2-1-1		6	6	
	筑波大学AR放射光実験施設附属診療所	国立大学法人 筑波大学	つくば市大穂 1-1				
	筑波診療所	農林水産省	つくば市観音台 2-1-9				
	独立行政法人国立環境研究所診療室	独立行政法人 国立環境研究所	つくば市小野川 16-2				
	国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学 統合医療センター	国立大学法人 筑波技術大学	つくば市春日 4-12-7				
	国立大学法人筑波技術大学保健管理センター視覚障 害系（春日キャンパス）	国立大学法人 筑波技術大学	つくば市春日 4-12-7				
	筑波大学保健管理センター	国立大学法人 筑波大学	つくば市天王台 1-1-1				
	陸上自衛隊古河駐屯地医務室	防衛省	古河市上辺見 1195		5	5	
	茨城大学保健管理センター	国立大学法人 茨城大学	水戸市文京 2-1-1				
	水戸家庭裁判所医務室	最高裁判所	水戸市大町 1-1-38				
	水府学院医務課診療所	法務省	東茨城郡茨城町駒渡 1084				
	航空自衛隊百里基地医務室	防衛省	小美玉市百里 170		10	10	
陸上自衛隊勝田駐屯地医務室	防衛省	ひたちなか市勝倉 3433		5	5		
水戸刑務所医務課診療所	法務省	ひたちなか市市毛 847					
栃木県	宇都宮拘置支所医務室	法務省	宇都宮市小幡 1-1-9				
	宇都宮家庭裁判所医務室	最高裁判所	宇都宮市小幡 1-1-38				
	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地医務室	防衛省	宇都宮市上横田町 1360		3	3	
	陸上自衛隊宇都宮駐屯地医務室	防衛省	宇都宮市茂原 1-5-45		5	5	
	宇都宮大学保健管理センター	国立大学法人 宇都宮大学	宇都宮市峰町 350				
	栃木刑務所医務課	法務省	栃木市惣社町 2484		15	15	
	国立きぬ川学院診療所	厚生労働省	さくら市押上 288				
	喜連川社会復帰促進センター診療所	法務省	さくら市喜連川 5547		19	19	
	喜連川少年院医務課	法務省	さくら市喜連川 3475-1				
黒羽刑務所医務部診療所	法務省	大田原市寒井 1466-2		19	19		
群馬県	陸上自衛隊新町駐屯地医務室	防衛省	高崎市新町 1080		3	3	
	陸上自衛隊相馬ヶ原駐屯地医務室	防衛省	北群馬郡榛東村新井 1017-2		10	10	
	榛名女子学園医務課診療所	法務省	北群馬郡榛東村新井 1027-1				
	赤城少年院医務課診療所	法務省	前橋市上大屋町 60				
	群馬大学健康支援統合センター	国立大学法人 群馬大学	前橋市荒牧町 4-2				
	前橋刑務所医務課診療所	法務省	前橋市南町 1-23-7		18	18	
	前橋家庭裁判所医務室	最高裁判所	前橋市大手町 3-1-34				
埼玉県	さいたま少年鑑別所医務課診療所	法務省	さいたま市浦和区高砂 3-16-36				
	さいたま拘置支所医務課診療所	法務省	さいたま市浦和区高砂 3-16-58		10	10	
	水資源開発公団診療所	独立行政法人 水資源機構	さいたま市中央区上落合 2-40				
	陸上自衛隊大宮駐屯地医務室	防衛省	さいたま市北区日進町 1-40-7		2	2	

所在地 都道府県	施設名	開設者	所在地	病床数			備考
				療養 病床	療養 病床 以外	合計	
埼玉県	さいたま家庭裁判所医務室	最高裁判所	さいたま市浦和区高砂 3-16-45				
	国立武蔵野学院診療所	厚生労働省	さいたま市緑区大門 1030				
	埼玉大学保健管理センター	国立大学法人 埼玉大学	さいたま市桜区下大久保 255				
	川越少年刑務所医務部	法務省	川越市南大塚 1508		19	19	
	航空自衛隊入間基地医務室	防衛省	狭山市稲荷山 2-3				
	航空自衛隊航空医学実験隊医務室	防衛省	狭山市稲荷山 2-3				
	独立行政法人理化学研究所診療所	独立行政法人 理化学研究所	和光市広沢 2-1				
	陸上自衛隊朝霞駐屯地医務室	防衛省	朝霞市		19	19	
	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 秩父学園発達診療所	厚生労働省	所沢市北原町 860				
	防衛医科大学医務室	防衛省	所沢市並木 3-2				
	さいたま家庭裁判所熊谷支部医務室	最高裁判所	熊谷市官町 1-68				
航空自衛隊熊谷基地医務室	防衛省	熊谷市十六間 839		9	9		
千葉県	千葉家庭裁判所医務室	最高裁判所	千葉市中央区中央 4-11-27				
	千葉少年鑑別所医務課診療所	法務省	千葉市稲毛区天台 1-12-9				
	千葉大学総合安全衛生管理機構	国立大学法人 千葉大学	千葉市稲毛区弥生町 1-33				
	陸上自衛隊下志津駐屯地医務室	防衛省	千葉市若葉区若松町 902		5	5	
	千葉刑務所医務部診療所	法務省	千葉市若葉区貝塚町 192		10	10	
	陸上自衛隊松戸駐屯地医務室	防衛省	松戸市五香六夷 17		5	5	
	陸上自衛隊習志野駐屯地医務室	防衛省	船橋市薬円台 3-20-1		6	6	
	千葉大学柏の葉診療所	国立大学法人 千葉大学	柏市柏の葉 6-2-1				
	海上自衛隊下総航空衛生隊医務室	防衛省	柏市藤ヶ谷 1614-1		10	10	
	国立大学法人東京大学保健・健康推進本部柏地区	国立大学法人 東京大学	柏市柏の葉 5-1-5				
	成田空港検疫所診察室	厚生労働省	成田市古込字古込 1-1				
	八街少年院医務課診療所	法務省	八街市滝台 1766				
	市原刑務所医務課診療所	法務省	市原市磯ヶ谷 11-1		6	6	
	市原学園医務課	法務省	市原市磯ヶ谷 157-1				
	航空自衛隊木更津基地医務室	防衛省	木更津市岩根 1-4-1		5	5	
	陸上自衛隊木更津駐屯地医務室	防衛省	木更津市吾妻地先		3	3	
	海上自衛隊館山航空基地隊医務室	防衛省	館山市宮城無番地		10	10	
独立行政法人労働者健康福祉機構芳災リハビリテー ション千葉作業所附属診療所	独立行政法人 労働者健康福祉機構	長生郡白子町幸治 3201					
東京都	農林水産省診療所	農林水産省	千代田区霞が関 1-2-1				
	特許庁健康管理室	特許庁	千代田区霞が関 3-4-3				
	会計検査院医務室	会計検査院	千代田区霞が関 3-2-2				
	参議院医務室	参議院	千代田区永田町 1-7-1				
	衆議院医務室	衆議院	千代田区永田町 1-7-1				
	内閣総理大臣官邸医務室	内閣府	千代田区永田町 2-3-1				
	参議院議員会館議員歯科診療室	参議院	千代田区永田町 2-1-1				
	東京家庭裁判所医務室	最高裁判所	千代田区霞ヶ関 1-1-2				
	海上自衛隊硫黄島航空基地隊医務室	防衛省	小笠原支庁小笠原村硫黄島				

所在地 都道府県	施設名	開設者	所在地	病床数			備考	
				療養 病床	療養 病床 以外	合計		
東京都	国立国会図書館健康管理室	国立国会図書館	千代田区永田町 1-10-1					
	科学技術振興事業団健康管理室	独立行政法人 科学技術振興機構	千代田区四番町 5-3					
	日本芸術文化振興会医務室	独立行政法人 日本芸術文化振興会	千代田区隼町 4-1					
	独立行政法人中小企業基盤整備機構医務室	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	港区虎ノ門 3-5-1					
	政策研究大学院大学保健管理センター	国立大学法人 政策研究大学院大学	港区六本木 7-22-1					
	東京入国管理局診療所	法務省	港区港南 5-5-30					
	東京海洋大学保健管理センター	国立大学法人 東京海洋大学	港区港南 4-5-7					
	東京芸術大学保健管理センター	国立大学法人 東京芸術大学	台東区上野公園 12-8					
	お茶の水女子大学保健管理センター	国立大学法人 お茶の水女子大学	文京区大塚 2-1-1					
	国立大学法人東京大学保健・健康推進本部本郷地区	国立大学法人 東京大学	文京区本郷 7-3-1					
	東京医科歯科大学保健管理センター	国立大学法人 東京医科歯科大学	文京区湯島 1-5-45					
	陸上自衛隊十条駐屯地医務室	防衛省	北区十条台 1-5-70		10	10		
	国立スポーツ科学センタースポーツクリニック	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	北区西が丘 3-15-1					
	東京検疫所診察室	厚生労働省	江東区青海 2-7-11					
	東京海洋大学保健管理センター越中島地区	国立大学法人 東京海洋大学	江東区越中島 2-1-6					
	東京工業大学保健管理センター	国立大学法人 東京工業大学	目黒区大岡山 2-12-1					
	国立大学法人東京大学保健・健康推進本部駒場地区	国立大学法人 東京大学	目黒区駒場 3-8-1					
	航空自衛隊目黒基地医務室	防衛省	目黒区中目黒 2-2-1		3	3		
	国立健康・栄養研究所診療室	独立行政法人 国立健康・栄養研究所	新宿区戸山 1-23-1					
	共助会国立感染症研究所職員診療所	厚生労働省	新宿区戸山 1-23-1					
	陸上自衛隊練馬駐屯地医務室	防衛省	練馬区北町 4-1-1		10	10		
	東京少年鑑別所医務課診療所	法務省	練馬区氷川台 2-11-7		10	10		
	電気通信大学保健管理センター	国立大学法人 電気通信大学	調布市調布ヶ丘 1-5-1					
	航空自衛隊府中基地医務室	防衛省	府中市浅間町 1-5-5		5	5		
	府中刑務所医務部診療所	法務省	府中市晴見町 4-10-1		19	19		
	東京農工大学保健管理センター	国立大学法人 東京農工大学	府中市晴見町 3-8-1					
	東京外国語大学保健管理センター	国立大学法人 東京外国語大学	府中市朝日町 3-11-1					
	東京学芸大学保健管理センター	国立大学法人 東京学芸大学	小金井市貫井北町 4-1-1					
	一橋大学保健管理センター	国立大学法人 一橋大学	国立市中 2-1					
	陸上自衛隊小平駐屯地医務室	防衛省	小平市喜平町 2-3-1		5	5		
	陸上自衛隊東立川駐屯地医務室	防衛省	立川市栄町 1-2-10		5	5		
	陸上自衛隊立川駐屯地医務室	防衛省	立川市緑町 5		3	3		
	立川拘置所診療所	法務省	東京都立川市泉町1156-11		18	18		
	東京家庭裁判所立川支部医務室	最高裁判所	東京都立川市緑町 10-4					
	八王子少年鑑別所医務課診療所	法務省	八王子市中野町 2726-1					
	多摩少年院医務課診療所	法務省	八王子市緑町 670					
	愛光女子学園医務室	法務省	狛江市西野川 3-14-6					
	神奈川県	神奈川医療少年院医務課診療所	法務省	相模原市中央区小山 4-4-5				
		横浜検疫所診察室	厚生労働省	横浜市中区海岸通 1-1				

所在地 都道府県	施設名	開設者	所在地	病床数			備考	
				療養 病床	療養 病床 以外	合計		
神奈川県	独立行政法人航海訓練所練習船日本丸医務室	独立行政法人航海訓練所	横浜市中区北仲通 5-57 (練習船日本丸船内)					
	独立行政法人航海訓練所練習船海王丸医務室	独立行政法人航海訓練所	横浜市中区北仲通 5-57 (練習船海王丸船内)					
	独立行政法人航海訓練所練習船大成丸医務室	独立行政法人航海訓練所	横浜市中区北仲通 5-57 (練習船大成丸船内)					
	独立行政法人航海訓練所練習船銀河丸医務室	独立行政法人航海訓練所	横浜市中区北仲通 5-57 (練習船銀河丸船内)					
	独立行政法人航海訓練所練習船青雲丸医務室	独立行政法人航海訓練所	横浜市中区北仲通 5-57 (練習船青雲丸船内)					
	横浜家庭裁判所医務室	最高裁判所	横浜市中区寿町 1-2					
	横浜少年鑑別所医務課診療所	法務省	横浜市港南区港南 4-2-1					
	横浜刑務所医務部診療所	法務省	横浜市港南区港南 4-2-2		19	19		
	横浜拘置支所医務課診療所	法務省	横浜市港南区港南 4-2-3		12	12		
	東京入国管理局横浜支局診療所	法務省	横浜市金沢区鳥浜長10-7					
	海上自衛隊横須賀衛生隊第1医務室	防衛省	横須賀市長浦町 1-43		10	10		
	海上自衛隊横須賀衛生隊第2医務室	防衛省	横須賀市御幸浜 4-1		10	10		
	海上自衛隊横須賀衛生隊第3医務室	防衛省	横須賀市船越町 7-73		5	5		
	海上自衛隊横須賀衛生隊第4医務室	防衛省	横須賀市本町					
	海上自衛隊練習艦「かとり」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	海上自衛隊潜水艦救難母艦「ちよだ」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	海上自衛隊補給艦「ときわ」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	海上自衛隊掃海母艦「うらが」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	海上自衛隊護衛艦「ひゅうが」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	海上自衛隊砕氷艦「しらせ」医務室	防衛省	横須賀市西逸見町1丁目無番地					
	武山駐屯地業務隊衛生科医務室	防衛省	横須賀市御幸浜 1-1		16	16		
	横須賀刑務支所医務課診療所	法務省	横須賀市長瀬町 3-12-3					
	久里浜少年院医務課	法務省	横須賀市長瀬 3-12-1					
	海上自衛隊潜水医学実験隊医務室	防衛省	横須賀市長瀬 2-7-1		4	4		
	陸上自衛隊久里浜駐屯地医務室	防衛省	横須賀市久比里 2-1-1		10	10		
	防衛大学校総務部衛生課医務室	防衛省	横須賀市走水 1-10-20		19	19		
	横浜国立大学保健管理センター	国立大学法人 横浜国立大学	横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1					
	小田原少年院医務課	法務省	小田原市扇町 1-4-6					
	海上自衛隊厚木航空基地隊医務室	防衛省	綾瀬市無番地		10	10		
	新潟県	新潟少年学院医務課診療所	法務省	長岡市御山町 117-13				
		長岡技術科学大学体育・保健センター	国立大学法人 長岡技術科学大学	長岡市上富岡町 1603-1				
		上越教育大学保健管理センター	国立大学法人 上越教育大学	上越市山屋敷町 1				
陸上自衛隊高田駐屯地医務室		防衛省	上越市南城町 3-7-1		5	5		
新潟検疫所診察室		厚生労働省	新潟市竜が島 1-5-4					
新潟刑務所医務課診療所		法務省	新潟市江南区山二ツ 381-4		19	19		
新潟大学保健管理センター		国立大学法人 新潟大学	新潟市五十嵐2の町 8050					
新潟少年鑑別所医務診療所		法務省	新潟市中央区川岸町 1-53-2					
新潟家庭裁判所医務室		最高裁判所	新潟市川岸町 1-54-1					
陸上自衛隊新発田駐屯地医務室		防衛省	新発田市大手町 6-4-16		5	5		

所在 都道府県	施設名	開設者	所在地	病床数			備考
				療養 病床	療養 病床 以外	合計	
長野県	長野家庭裁判所医務室	最高裁判所	長野市長野旭町 1108				
	長野刑務所医務課	法務省	須坂市馬場町 1200				
	陸上自衛隊松本駐とん地医務室	防衛省	松本市高宮西 1-1		5	5	
	松本少年刑務所医務課	法務省	松本市桐 3-9-4		10	10	
	信州大学総合健康安全センター	国立大学法人 信州大学	松本市旭 3-1-1				
	独立行政法人労働者健康福祉機構労働リハビリテーション長野作業所附属診療所	独立行政法人 労働者健康福祉機構	諏訪郡下諏訪町社 7001				
	有明高原寮医務課診療所	法務省	安曇野市穂高有明 7299				
山梨県	甲府家庭裁判所医務室	最高裁判所	甲府市中央 1-10-7				
	甲府刑務所医務課診療所	法務省	甲府市堀之内町 500		19	19	
	山梨大学保健管理センター	国立大学法人 山梨大学	甲府市武田 4-4-37				
	陸上自衛隊北富士駐屯地医務室	防衛省	南都留郡忍野村忍草 3093		3	3	
	山梨大学玉穂地区保健管理センター	国立大学法人 山梨大学	中央市下河東 1110				
計	168施設	-----		521	521		

4. 保険医療機関等の指導状況

都道府県名	対象機関	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
茨城県	医科・病院	0	0	15	0
	医科・診療所	53	39	55	54
	歯科	32	32	110	38
	薬局	57	83	77	41
栃木県	医科・病院	0	123	7	5
	医科・診療所	15	161	79	34
	歯科	7	247	74	33
	薬局	22	222	55	22
群馬県	医科・病院	0	0	11	1
	医科・診療所	39	99	85	14
	歯科	30	28	73	36
	薬局	40	71	52	21
埼玉県	医科・病院	3	1	21	5
	医科・診療所	94	103	255	86
	歯科	55	1,192	258	85
	薬局	105	107	182	57
千葉県	医科・病院	4	1	19	2
	医科・診療所	138	73	194	5
	歯科	73	86	245	14
	薬局	97	92	152	71
東京都	医科・病院	0	1,930	46	11
	医科・診療所	280	225	826	89
	歯科	256	534	684	109
	薬局	234	515	438	142
神奈川県	医科・病院	2	1	24	7
	医科・診療所	227	187	406	59
	歯科	115	340	242	136
	薬局	142	159	231	131
新潟県	医科・病院	0	35	8	10
	医科・診療所	26	288	102	24
	歯科	27	384	97	12
	薬局	46	302	80	42
山梨県	医科・病院	0	0	5	3
	医科・診療所	13	18	34	19
	歯科	11	11	33	14
	薬局	23	20	30	14
長野県	医科・病院	0	1	9	4
	医科・診療所	45	0	87	37
	歯科	14	48	75	40
	薬局	26	0	64	32

5. 指定訪問看護事業者の指導状況

都道府県名	集団指導	個別指導
茨城県	0	0
栃木県	55	0
群馬県	0	0
埼玉県	159	0
千葉県	193	0
東京都	524	0
神奈川県	308	0
新潟県	0	0
山梨県	0	0
長野県	8	0

6. 保険医療機関等の指定状況

都道府県名	医 科		歯 科		薬 局	
	指 定	廃止等	指 定	廃止等	指 定	廃止等
茨城県	416	399	392	382	297	239
栃木県	357	358	290	289	197	169
群馬県	391	396	277	277	204	188
埼玉県	1,101	1,069	990	969	638	555
千葉県	968	953	943	917	568	489
東京都	2,976	2,903	2,884	2,846	1,609	1,437
神奈川県	1,607	1,560	1,350	1,328	882	799
新潟県	461	486	379	381	214	226
山梨県	171	166	125	123	95	89
長野県	366	379	289	295	202	183

7. 指定訪問看護事業者の指定状況

都道府県名	指 定	廃 止	辞 退	取 消
茨城県	5	0	0	0
栃木県	1	1	0	0
群馬県	3	0	0	0
埼玉県	12	4	0	0
千葉県	12	8	0	0
東京都	43	17	0	0
神奈川県	26	16	0	0
新潟県	2	4	0	0
山梨県	2	1	0	0
長野県	5	3	0	0

8. 保険医等の登録状況

都道府県名	保険医等	新規登録	抹消等	異 動	
				転 入	転 出
茨城県	医 師	118	9	397	403
	歯科医師	3	17	76	40
	薬剤師	150	3	201	181
栃木県	医 師	112	17	298	321
	歯科医師	8	6	44	28
	薬剤師	98	3	136	129
群馬県	医 師	74	24	153	146
	歯科医師	7	14	41	40
	薬剤師	64	3	97	89
埼玉県	医 師	214	28	899	781
	歯科医師	89	27	288	240
	薬剤師	415	7	535	518
千葉県	医 師	282	34	936	865
	歯科医師	236	12	252	323
	薬剤師	347	3	440	393
東京都	医 師	1,245	94	2,781	2,841
	歯科医師	416	51	611	629
	薬剤師	948	12	1,076	1,186
神奈川	医 師	588	32	1,351	1,206
	歯科医師	223	18	293	308
	薬剤師	550	5	668	505
新潟県	医 師	87	47	170	161
	歯科医師	92	15	67	135
	薬剤師	74	0	71	92
山梨県	医 師	42	2	58	52
	歯科医師	3	6	15	7
	薬剤師	32	1	43	35
長野県	医 師	121	31	203	205
	歯科医師	56	11	38	55
	薬剤師	53	10	84	61

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

◆福祉指導課関係

1. 関東信越厚生局所管社会福祉法人一覧

(平成23年3月31日現在)

No.	法人名	代表者名	主たる事務所の所在地	担当	備考
1	北養会	大久保重義	茨城県水戸市鯉淵町字三ノ割2222-1	介護	平成19年度末現在の所管法人
2	尚生会	山口 伸樹	茨城県笠間市福田3199	介護	
3	清栄会	渡邊 金隆	茨城県神栖市土合本町2-9809-128	介護	
4	光誠会	古口 誠二	栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2240-1	介護	
5	桑の実会	桑原 哲也	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6-2823-12	介護	
6	安心会	片居木裕明	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘5-928-1	介護	
7	こひつじ会	吉田順一郎	埼玉県行田市若小玉3547-1	社福	
8	千曲会	田中 光子	埼玉県新座市新堀1-8-11	社福	
9	平成会	村田 士郎	埼玉県吉川市大字加藤字中道187-1	介護	
10	若草福祉会	福島 好正	埼玉県本庄市仁手669-4	社福	
11	青柳保育会	奥富 喜康	埼玉県狭山市大字青柳317-3	社福	
12	武蔵野ユートピアダイアナクラブ	福田雄次郎	埼玉県熊谷市小江川1396	介護	
13	カナの会	北山 雅史	埼玉県秩父郡皆野町大字国神字柿平421	社福	
14	晴山会	平山登志夫	千葉県千葉市花見川区花島町149-1	介護	
15	ミッドナイト・ミッションのぞみ会	木下 宣世	千葉県富津市川名1436	介護	
16	ユーカリ福祉会	高橋 剛弘	千葉県松戸市小山523-5	社福	
17	マリンピア	西條 昌良	千葉県銚子市外川町4-11229	介護	
18	三芳野会	宗像 克治	千葉県南房総市谷向166-2	社福	
19	江戸川豊生会	柳井 光子	東京都江戸川区臨海町1-4-4	介護	
20	わかみや福祉会	吉田 宏司	東京都江戸川区船堀2-19-4	社福	
21	瑞光会	小川 貴	東京都江戸川区瑞江1-3-12	介護	
22	健修会	大坪 修	東京都江戸川区西一之江4-9-24	介護	
23	大泉旭学園	上出 弘之	東京都練馬区東大泉7-21-32	社福	
24	ベテスダ奉仕女母の家	天羽 道子	東京都練馬区大泉学園町7-17-30	社福	
25	嬉泉	須藤 祐司	東京都世田谷区船橋1-30-9	社福	
26	敬心福祉会	小林 光俊	東京都世田谷区給田5-9-5	介護	
27	興望館	石原 力	東京都墨田区京島1-11-6	社福	
28	康保会	遠藤 和幸	東京都台東区日本堤2-7-1	社福	
29	白十字会	関口 英輔	東京都台東区台東2-27-3毛塚ビル503	社福	
30	そのえだ	丸山 是	東京都江東区南砂3-10-8	社福	
31	東京愛隣会	高崎 道子	東京都足立区東保木間1-10-16	社福	
32	日本キリスト教奉仕団	榎本 尚美	東京都新宿区西早稲田2-3-18	社福	
33	慈生会	山根 幸子	東京都中野区江古田3-15-2	社福	
34	のゆり会	津田 望	東京都葛飾区高砂5-48-4	社福	
35	みのり愛の会	清水 孝郎	東京都豊島区池袋本町3-29-9	社福	
36	紫野の会	服部 克重	東京都杉並区和田1-66-12	社福	
37	清徳会	松井 清徳	東京都目黒区目黒本町4-2-1	介護	
38	愛と光の会	山下 博譽	東京都荒川区西尾久7-50-6三博ビル	社福	
39	三育ライフ	東海林正樹	東京都東久留米市南沢5-18-36	介護	
40	しあわせ会	斎藤 實	東京都立川市幸町2-20-8	社福	
41	にんじんの会	石川 治江	東京都立川市高松町2-27-27TBK第2高松ビル203号	介護	
42	正吉福祉会	櫻井 初	東京都稲城市平尾字10-1127-1	介護	
43	聖ヨハネ会	渡邊 元子	東京都小金井市桜町1-2-20	社福	
44	友好福祉会	松井満洲夫	東京都小金井市貫井南町5-16-10	社福	
45	そだち会	鈴木 博康	東京都武蔵野市関前2-24-9	社福	

No.	法人名	代表者名	主たる事務所の所在地	担当	備考
46	のぞみ会	松原 敏明	東京都調布市染地2-8-30	社福	平成19年度末現在の所管法人
47	芙蓉会	内村 達夫	東京都町田市鶴間544	介護	
48	合掌苑	市原 秀翁	東京都町田市金森1097	介護	
49	たかね福祉会	窪澤 健治	東京都町田市山崎町1555	社福	
50	まりも会	石井 司	東京都小平市上水南町4-7-45	社福	
51	バオバブ保育の会	平林 浩	東京都多摩市ノ宮1-20-3	社福	
52	聖徳会	菱川 慧治	神奈川県横浜市神奈川区七島町163	社福	
53	諸岳会	伊東 盛熙	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-1	社福	
54	横浜社会福祉協会	小林建次郎	神奈川県横浜市南区中村町5-315	社福	
55	礼拝会	宮下 慧子	神奈川県横浜市南区唐沢41	社福	
56	兼愛会	赤枝 雄一	神奈川県横浜市緑区三保町171-1	介護	
57	同愛会	高山 和彦	神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1749	社福	
58	知恵の光会	小谷 知男	神奈川県横須賀市公郷町3-69-1	社福	
59	ケアネット	田島 哲夫	神奈川県海老名市河原口字相澤1383	介護	
60	松涛会	大熊 次夫	新潟県十日町市浦田2955-1	介護	
61	長岡福祉協会	田宮 崇	新潟県長岡市深沢町2278-8	社福	
62	誠心福祉協会	関原 史人	長野県安曇野市三郷小倉2685-1	社福	
63	聖母の会	鈴木 丈史	長野県諏訪市大和1-5-7	介護	
64	亮和会	牧川 雅一	茨城県古河市下辺見1451	社福	平成19年度に所轄庁が変更となった法人
65	三樹会	細野 智樹	埼玉県さいたま市北区宮原町1-475-7	社福	
66	健仁会	小池 健	千葉県鴨川市天津3466	介護	
67	菊清会	伊藤 清光	東京都八王子市中野町2517-2	社福	
68	共助会	作田 勉	東京都八王子市南浅川町2883-2	介護	
69	苗場福祉会	湖山 聖道	新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙317-1	介護	
70	みわの会	細野貴美子	神奈川県横浜市青葉区あかね台2-18-1	社福	
71	聖華	白須賀まり子	千葉県野田市上三ヶ尾454-1	社福	
72	佑啓会	里見 吉英	千葉県市原市今富1110-1	社福	
73	入間福祉会	野口 正男	埼玉県入間市扇台4-5-19	社福	
74	邦友会	高木 邦格	栃木県大田原市北金丸2600-7	介護	
75	清心福祉会	青木 訓行	東京都八王子市左入町373-1	介護	
76	誠和会	大島 和彦	栃木県芳賀郡益子町七井3923-3	社福	
77	東京さくら福祉会	櫻井 正美	東京都世田谷区桜丘4-7-17	介護	
78	緑の風	武田 和久	山梨県北杜市長坂町大井ヶ森994-1	社福	
79	ゆずの木	山口 義明	東京都八王子市上柚子1550	介護	
80	宮原ハーモニ-	島村 準	埼玉県さいたま市北区宮原町2-39-16	社福	
81	立正福祉会	三田村鳳治	東京都大田区池上1-32-15	社福	
82	元気村	神成 裕	埼玉県鴻巣市上谷字砂場687-1	介護	た本省から関係に所轄庁が変更となつた社会福祉法人
83	賛育会	橋本 章	東京都墨田区太平3-17-8	介護	
84	聖母会	風間 まさ子	東京都新宿区中落合2-5-1	介護	
85	黎明会	鈴木 可人	東京都小平市小川町1-485	社福	
86	東京都社会福祉事業団	平井 健一	東京都新宿区大久保3-10-1-201	社福	
87	婦人の園	高橋 道雄	東京都大田区井の頭山王2-12-10	社福	
88	武蔵野会	青木 昌子	東京都八王子市台町1-19-3	社福	

No.	法人名	代表者名	主たる事務所の所在地	担当	備考
89	パール	新谷 弘子	東京都渋谷区鉢山町3-27	介護	本省から関信に所轄庁が変更となった社会福祉法人
90	共生会	伊藤 義延	東京都葛飾区東四つ木1-12-17	介護	
91	浴光会	高木 智匡	東京都国分寺東恋ヶ窪4-2-2	介護	
92	雲柱社	服部 栄	東京都世田谷区上北沢3-8-19	社福	
93	お告げのフランススコ姉妹会	田中 妙子	東京都大田区久が原4-2-1	社福	
94	カリタスの園	西 恵子	東京都杉並区井草4-19-28	社福	
95	救世軍社会事業団	吉田 眞	東京都神田神保町2-17	社福	
96	クリスト・ロア会	服部 和義	東京都西東京市保谷町4-12-7	社福	
97	栄光会	東峰 正志	東京都日野市平山5-7-11	社福	
98	聖心の布教姉妹会	後藤 澄子	神奈川県藤沢市本藤沢3-4-19	社福	
99	勇樹会	中野 勇	新潟県新潟市東区粟山字南中谷内706-1	社福	
100	親愛の里	加藤 孝正	長野県下伊那郡松川町生田5015	社福	20法人
101	萱垣会	萱垣 光英	長野県飯田市鼎一色551	介護	
102	福祉楽団	在田 正則	千葉県香取市岩部字前野869-60	介護	平成20年度に所管庁が変更になった法人
103	和泉福祉会	今田 安紀	神奈川県横浜市泉区和泉町字四ツ谷1368-2	社福	
104	高砂福祉会	篠塚 雅之	千葉県流山市十太夫99-4	社福	
105	奉優会	香取 眞恵子	東京都世田谷区駒沢2丁目11-3	介護	
106	佰和会	倉持 あおい	千葉県野田市桐ヶ作666	介護	
107	貴静会	小山 貴好	東京都町田市常盤町2970-1	社福	
108	日本聴導犬協会	増田 美恵子	長野県上伊那郡宮田村7030-1	社福	
109	東萌会	小池 千代子	埼玉県越谷市七左町1-347	社福	
110	草加福祉会	湖山 泰成	埼玉県草加市長栄町字東658	介護	
111	有隣協会	小又 平明	東京都大田区仲六郷4丁目2-12	社福	
112	開田福祉会	永江 良勝	長野県木曾郡木曾町開田高原西野5227-100	介護	
113	日本介助犬協会	木村哲彦	東京都八王子市明神町二丁目23番地13号セントクラリッチ102号室	社福	
114	山栄会	山崎 俊比古	長野県佐久市常田字東池下77番1	介護	
115	三光会	松田 圭助	栃木県日光市倉ヶ崎605番地7	介護	
116	道心会	伊豆 敦子	東京都西多摩郡日の出町大字大久野3588-1	介護	
117	信和会	細越 善次郎	東京都文京区白山二丁目15番12号	介護	平成22年度に所管庁が変更になった法人
118	東香会	斉藤 謹也	東京都町田市忠生2丁目5番地3	社福	
119	東京愛成会	三浦 昭子	東京都大田区池上三丁目29番11号	社福	
120	永寿会	川島 進	神奈川県藤沢市城南一丁目22番7号	介護	
121	まあれ愛恵会	海田 昭彦	埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目12番17号	社福	
122	共働学舎	山本 治史	東京都町田市小野路町2157番地	社福	

社会福祉監査官担当法人数 : 73

介護サービス指導官担当法人数: 49

◆麻薬取締部関係

資料1

1. 麻薬・覚せい剤事犯の推移(全国)

(1) 法令別検挙人員(人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
麻薬及び向精神薬取締法	606	611	542	601	429
うちヘロイン	23	22	15	15	16
うちコカイン	44	82	114	120	135
うちMDMA等合成麻薬	472	409	312	311	140
あへん法	13	27	47	21	28
大麻取締法	2,063	2,423	2,375	2,867	3,087
覚せい剤取締法	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873
合計	16,231	14,882	15,175	14,720	15,417

注1)厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(2) 主な薬物の押収量(kg) 但し、MDMA等錠剤型合成麻薬は(錠)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
ヘロイン	0.1	2.3	2.0	1.0	1.2
コカイン	2.9	9.9	19.1	5.6	11.6
あへん	1.0	28.1	19.6	6.6	3.2
乾燥大麻 (大麻たばこを含む)	652.4	232.9	503.6	382.3	207.5
大麻樹脂	233.9	98.7	56.9	33.4	17.4
覚せい剤	122.8	144.0	359.0	402.6	367.3
MDMA等錠剤型合成麻薬	576,748	195,294	1,278,354	217,882.5	41,707.0

注1)厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料による。

(3) 覚せい剤事犯における未成年検挙者の推移(人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
覚せい剤事犯検挙者総数	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231
うち未成年者	395	435	296	308	255
うち中学生	7	23	11	4	8
うち高校生	41	55	44	28	34
うち大学生	18	31	31	24	18

注1)厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(4)大麻事犯における未成年検挙者等の推移(人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
検挙者総数	2,063	2,423	2,375	2,867	3,087
うち栽培事犯	111	130	132	215	254
うち20歳代	1,156	1,416	1,430	1,542	1,670
うち未成年者	182	197	184	234	214
うち中学生	5	4	1	2	5
うち高校生	43	27	28	48	34
うち大学生	65	81	94	90	82

注1)厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

2. 麻薬・覚せい剤事犯の推移(関東信越厚生局麻薬取締部)

(1)法令別検挙人員(人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
麻薬及び向精神薬取締法	18	16	25	24	15
あへん法	0	2	6	0	1
大麻取締法	25	18	42	62	27
覚せい剤取締法	35	43	46	58	39
麻薬特例法	5	0	0	3	1
合計	83	79	119	147	83

(2)主な薬物の押収量(単位g。但し、MDMA等錠剤型合成麻薬の上段は錠、下段はg)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
ヘロイン				0.2	1.0
コカイン	43	624	191	66	104
あへん		152	25	0	4
乾燥大麻 (大麻たばこを含む)	477	1,724	1,206	7,098	1,267
大麻樹脂	1,636	7,337	381	72	35
覚せい剤	2,594	11,633	658	9,412	688
MDMA等錠剤型合成麻薬	224 0.8	1,152	1,122 48	99 1.3	55 0.9

◆社会保険審査官関係

1. 審査請求取扱状況

22年度 関東信越 厚生局

	健康保険	船員保険	厚生年金保険	国民年金	合計
受付件数	前年度からの繰越	2	301	368	795
	当年度受付	79	1157	1265	2906
	計	81	1458	1633	3701
取下件数	年度累計	13	163	52	254
移送件数	年度累計	0	8	0	10
決定件数	却	4	55	34	107
	容認	6	38	71	201
	棄却	32	778	1105	2203
	計	42	871	1210	2511
未処理件数	(60日以内再掲)	12	183	191	463
	計	26	416	371	926
相談件数	計	113	857	912	2512

2. 審査請求決定状況 (健 ・ 船 ・ 厚 ・ 国)

制度別	種別	却下	内容	棄却	計	備考
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)		2	3	36	41	
標準報酬 (種別変更を含む)		6	2	7	15	
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)		0	2	4	6	
療養費		2	29	43	74	
看護費		0	0	0	0	
移送費		0	0	3	3	
傷病手当金		4	49	190	243	
出産給付		0	0	4	4	
老齢給付		0	0	0	0	
障害給付		0	0	0	0	
遺族給付		0	0	0	0	
寡婦年金		0	0	0	0	
保険料の賦課徴収等		0	0	0	0	
死亡一時金		0	0	0	0	
未支給保険給付		0	0	0	0	
その他の		0	1	1	2	
計		14	86	288	388	

注) 1. 審査請求人より、飛躍請求があった場合の件数については、棄却件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。

2. 審査請求人が死亡し、承継人がいないため事件が終了したものの件数については、取下件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。

3. 社会保険審査会から差し戻された事件は、受付件数として記入し、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること、各所要欄においても同様とすること。

4. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記すること。

5. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階健年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入すること。

6. 「2. 決定状況」は、制度別に作成すること。

2. 審査請求決定状況 (健・船・厚・国)

制度別	種別	却下	内容	棄却	計	備考
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)		0	1	0	1	
標準報酬 (種別変更を含む)		0	0	0	0	
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)		1	3	8	12	
療養費		0	0	0	0	
看護費		0	0	0	0	
移送費		0	0	1	1	
傷病手当金		1	1	18	20	
出産給付		0	0	0	0	
老齢給付		0	0	0	0	
障害給付		2	1	3	6	
遺族給付		0	0	2	2	
寡婦年金		0	0	0	0	
保険料の賦課徴収等		0	0	0	0	
死亡一時金		0	0	0	0	
未支給保険給付		0	0	0	0	
その他の		0	0	0	0	
計		4	6	32	42	

- 注) 1. 審査請求人より、飛躍請求があった場合の件数については、棄却件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。
 2. 審査請求人が死亡し、承継人がいないため事件が終了したものの件数については、取下件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。
 3. 社会保険審査会から差し戻された事件は、受付件数として記入し、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること、各所要欄においても同様とすること。
 4. 事件を併合した場合は、受付に依って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記すること。
 5. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入すること。
 6. 「2. 決定状況」は、制度別に作成すること。

2. 審査請求決定状況 (健・船・厚・国)

制度別	種別	却下	内容	棄却	計	備考
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)		2	1	2 2	2 5	
標準報酬 (種別変更を含む)		8	0	3 8	4 6	
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)		0	0	0	0	
療養費		0	0	0	0	
看護費		0	0	0	0	
移送費		0	0	0	0	
傷病手当金		0	0	0	0	
出産給付		0	0	0	0	
老齢給付		2 2	5	1 1 0	1 3 7	
障害給付		1 8	2 7	5 2 1	5 6 6	
遺族給付		3	4	5 6	6 3	
寡婦年金		0	0	0	0	
保険料の賦課徴収等		0	0	0	0	
死亡一時金		0	0	0	0	
未支給保険給付		1	0	2 0	2 1	
その他の		1	1	1 1	1 3	
計		5 5	3 8	7 7 8	8 7 1	

注) 1. 審査請求人より、飛躍請求があった場合の件数については、棄却件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。

2. 審査請求人が死亡し、承継人がいないため事件が終了したものの件数については、取下件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。

3. 社会保険審査会から差し戻された事件は、受付件数として記入し、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること、各所要欄においても同様とすること。

4. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記すること。

5. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入すること。

6. 「2. 決定状況」は、制度別に作成すること。

2. 審査請求決定状況 (健・船・厚・国)

制度別	種別	却下	内容	棄却	計	備考
被保険者資格 (第4種及び任継を含む)		2	0	2	4	
標準報酬 (種別変更を含む)		0	0	0	0	
療養の給付 (継続療養及び特別療養費を含む)			0	0	0	
療養費		0	0	0	0	
看護費		0	0	0	0	
移送費		0	0	0	0	
傷病手当金		0	0	0	0	
出産給付		0	0	0	0	
老齢給付		0	0	31	31	
障害給付		19	66	938	1023	
遺族給付		0	3	8	11	
寡婦年金		0	0	0	0	
保険料の賦課徴収等		11	2	115	128	
死亡一時金		0	0	6	6	
未支給保険給付		1	0	3	4	
その他の		1	0	2	3	
計		34	71	1105	1210	

- 注) 1. 審査請求人より、飛躍請求があった場合の件数については、棄却件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。
 2. 審査請求人が死亡し、承継人がいないため事件が終了したものの件数については、取下件数に含めて記入するとともに、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること。
 3. 社会保険審査会から差し戻された事件は、受付件数として記入し、別にその件数を()書きとして、同欄に再掲すること、各所要欄においても同様とすること。
 4. 事件を併合した場合は、受付に従って決定件数を記入し、備考欄に各事件のうち、それぞれ何件を何件に併合処理したかを付記すること。
 5. 同一の支給事由による厚生年金保険法及び国民年金法の給付(二階建年金)に係る審査事件は1件とし、厚生年金保険欄に記入すること。
 6. 「2. 決定状況」は、制度別に作成すること。

管轄区域内の概況

1. 管轄区域(1都9県)

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

▼政令指定都市

さいたま市・千葉市・横浜市・川崎市・相模原市・新潟市

▼中核市

宇都宮市・前橋市・高崎市・川越市・船橋市・柏市・横須賀市・長野市

▼保健所政令市

八王子市・町田市・藤沢市

2. 管内人口(平成 22 年 3 月 31 日現在)

人 口 47,169,825 人 (日本全体 127,057,860 人の約 37.1%)

65 歳以上人口 10,011,593 人 (日本全体 28,815,916 の約 34.7%)

高 齢 化 率 21.2% (日本全体高齢化率 約 22.7%)

3. 管内面積(平成 22 年 10 月 1 日現在)

59,904.81 km² (日本全体 377,950.10 km²の約 15.8%)